一人ひとりを
認めあい、支えあう、
おおらかなまち“大津”

はじめに

本市では、地域福祉の推進を図るため、平成 19 年に、「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「大津市地域福祉計画」（第１次計画）を、平成 24 年に、１次計画の基本理念を継承し「大津市地域福祉計画」（第２次計画）を策定し、関係団体やＮＰＯ、地域住民の方々とともに、計画に掲げる事業を推進してまいりました。近年、全国的にも少子高齢化が進む中、本市におきましても高齢化率が25%を超える学区が36学区中22学区と年々高齢化が進んでいる現状です。また、核家族化の進行、隣近所や人と人とのつながりの希薄化など、これまでから地域が抱える課題に加え、ひとり暮らし高齢者への対応、虐待防止、ひきこもり、生活困窮者対策など、新たな課題も生じてきております。

このように、多様化・複雑化する地域課題や新たな社会問題などの課題解決に向けては、行政及び大津市社会福祉協議会、市民関係団体等が一丸となり、包括的に連携し取り組む必要があります。そこで、これまでの第１次計画・第２次計画における取り組みの成果や課題、そして、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、これまで大津市社会福祉協議会において策定してこられた「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と一体的な計画として「第３次大津市地域福祉計画・第５次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定したところです。

本計画では、これまでの基本理念を引き続き継承しつつ、これまでの取り組みをさらに充実・発展させ、誰もが、住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう、また、大津に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びになりましたが、この計画策定にご尽力いただきました「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」に参画いただいた皆様、そして、本計画の策定に貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様や関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29（2017）年３月

大津市長　　越　直美

はじめに

少子高齢化・核家族化の急速な進展、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮などにより、人々の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化する中、福祉ニーズはますます複雑・多様化の一途をたどっております。これにより公共の福祉サービスだけでは対応できない課題が見受けられるようになり、地域における助けあいや支えあい関係の再構築が求められるようになってきております。

こうした社会情勢の中、大津市社会福祉協議会では、地域の皆様・福祉関係団体・行政等の参加を得て、平成25年度に第４次地域福祉活動計画を５か年の期間を定めて策定し、計画に盛り込まれた多くの事業を地域の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりました。特に、社会福祉法人制度改革、常設災害ボランティアセンターの設置、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）や生活支援コーディネーターの配置、生活困窮者支援などを通じて、各事業の推進に取り組み、地域で支えあい、助けあうしくみづくりを着実に進めているところです。

そしてこの度、市社協の第５次地域福祉活動計画と大津市の第３次地域福祉計画を一体的に策定することで、地域福祉の課題に対する行政の役割と住民の主体的な活動を支援する市社協の役割がより整理されることが期待できますことから、本計画の策定を１年早め、市の第３次地域福祉計画とあわせて策定することとなりました。

本計画の実施にあたっては、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるために地域の皆様、関係機関・団体、福祉施設、企業等の皆様のご協力が不可欠であり、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご指導いただきました同朋大学牧村先生、龍谷大学筒井先生はじめ、多大なるご尽力を賜りました策定委員・プロジェクトチーム会議の皆様含め、ご参画いただきました延べ約 600 名の関係の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 29（2017）年３月

社会福祉法人大津市社会福祉協議会
会長　　桐畑　弘嗣

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
（１）近年の地域福祉を取り巻く状況 1
（２）地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ 2
（３）計画策定の経過 2
（４）市と市社協による一体的な計画策定 3
２　関連計画との関係 4
３　計画の期間 5
４　策定体制 6

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめ 7
１　現状から見た特徴と課題 7
２　計画の事業評価 13
（１）第２次大津市地域福祉計画の事業評価 13
（２）大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画の事業評価 20
３　計画の評価・検証 24
（１）第２次大津市地域福祉計画の評価整理 24
（２）大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画の評価整理 26
（３）地域団体や若者世代による「懇談会」においての主な意見 28
４　現状から見えてきた課題のまとめ 29

第３章　計画の基本的な考え方 32
１　計画の基本理念 32
２　計画の基本目標 33
３　施策体系 35

第４章　施策の展開 37
基本目標１　多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり 37
基本目標２　一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり 47
基本目標３　新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり 54

第5章　施策の推進 61
１　進行管理 61
２　推進体制 62
（1）各主体との連携 62
（2）各主体の役割 62

資料編 65
１　大津市の現状 65
（1）地勢 65
（2）人口 67
（3）地域福祉を考えるための統計数値 74
（4）地域福祉を支える社会資源 79
２　計画の策定経過 89
（1）条例・規則等 89
（2）会議開催記録 95
（3）各懇談会 100
３　用語解説 102

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

（1）近年の地域福祉を取り巻く状況

全国的に少子高齢社会が進行する中、共働き世帯の増加、雇用環境の変化に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などから、お互いの顔が見えにくくなっています。また、地域や家庭において、支えあいや見守り機能が低下し、隣近所や人と人とのつながりが希薄になるなど、社会的孤立が問題となっています。

そして社会的孤立がさまざまな問題と複合化することにより、生活困窮に陥ることが懸念されることから、特に既存の制度では十分な対応が難しかった「制度の狭間」に位置づけられる人々の抱える課題の把握や解決への対応が急務となっています。

さらに、大規模地震や豪雨等の災害が相次いで発生する中で、地域における支えあい・助けあい、そして地域の絆が重要であるということが改めて認識されるとともに、高齢者や障害のある人などへの支援のあり方を検討する必要性が再認識されました。

大津市（以下、「市」と標記します。）においても時代の転換期を迎える中で、さまざまな課題に対応するため、一人ひとりがかけがえのない人間として尊厳を持って生きていることを認識し、支えあうことのできる社会の実現が求められています。

また、高齢者福祉や障害者福祉分野でも地域住民の支えあいを含めた保健・医療・福祉が一体となって地域全体で支えるシステムの実現を目指しています。

なお、滋賀県では、すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築を目指した県民運動を推進するため、「滋賀県地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉『三方よし』計画～」が平成 28（2016）年３月に策定されています。

近年の主な課題

- 少子高齢社会の進行に伴うさまざまな問題への対応
- 地域とのつながりの希薄化による社会的孤立への対応
- 生活困窮者等が抱える多様化・複雑化した課題への対応
- 災害時における要配慮者への支援

（2）地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

（社会福祉法第 107 条）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（社会福祉法第 109 条）

第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（3）計画策定の経過

「大津市地域福祉計画」

市では、平成 19（2007）年３月に「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「第１次大津市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成 24（2012）年３月に「第２次大津市地域福祉計画」を策定し、「第１次大津市地域福祉計画」で掲げた基本理念のさらなる実現に向けて新たに基本目標を２つ加え、地域福祉の推進を図ってきました。

「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」

大津市社会福祉協議会（以下、「市社協」と標記します。）では、昭和 63（1988）年に「大津市における地域福祉の推進計画と活動方針」（大津市社会福祉協議会第１次地域福祉活動計画）を策定し、平成 25（2013）年４月には「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりをすすめます」を基本理念とする「大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動の推進を図ってきました。

（4）市と市社協による一体的な計画策定

地域福祉を取り巻くさまざまな課題の解決に向けては、市及び市社協、地域住民、地域福祉活動団体等が一丸となり、連携し包括的に取り組むことが必要です。

市及び市社協の策定する「大津市地域福祉計画」と「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、主体こそ相違するものの、ともに地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあります。そこで、両計画を一体的な計画として策定することにより、地域福祉の課題に対する行政の役割と市社協の役割を整理しつつ、同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組むものです。

市の「第２次大津市地域福祉計画」が平成 28（2016）年度に終了することから、市社協の「大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画」の計画期間満了日を１年繰り上げ、新たに「第３次大津市地域福祉計画・第５次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と標記します。）を策定しました。

策定にあたっては、これまでの計画の成果と市民ニーズの変化等を踏まえ、市や市社協だけでなく、市民、関係団体、NPO、事業者などの地域の皆さんや高校生、大学生などの若者世代の皆さんとともに考え、アイディアを出しあいながら、市と市社協で一体的に計画策定を行いました。

■地域福祉の計画づくりの経過等

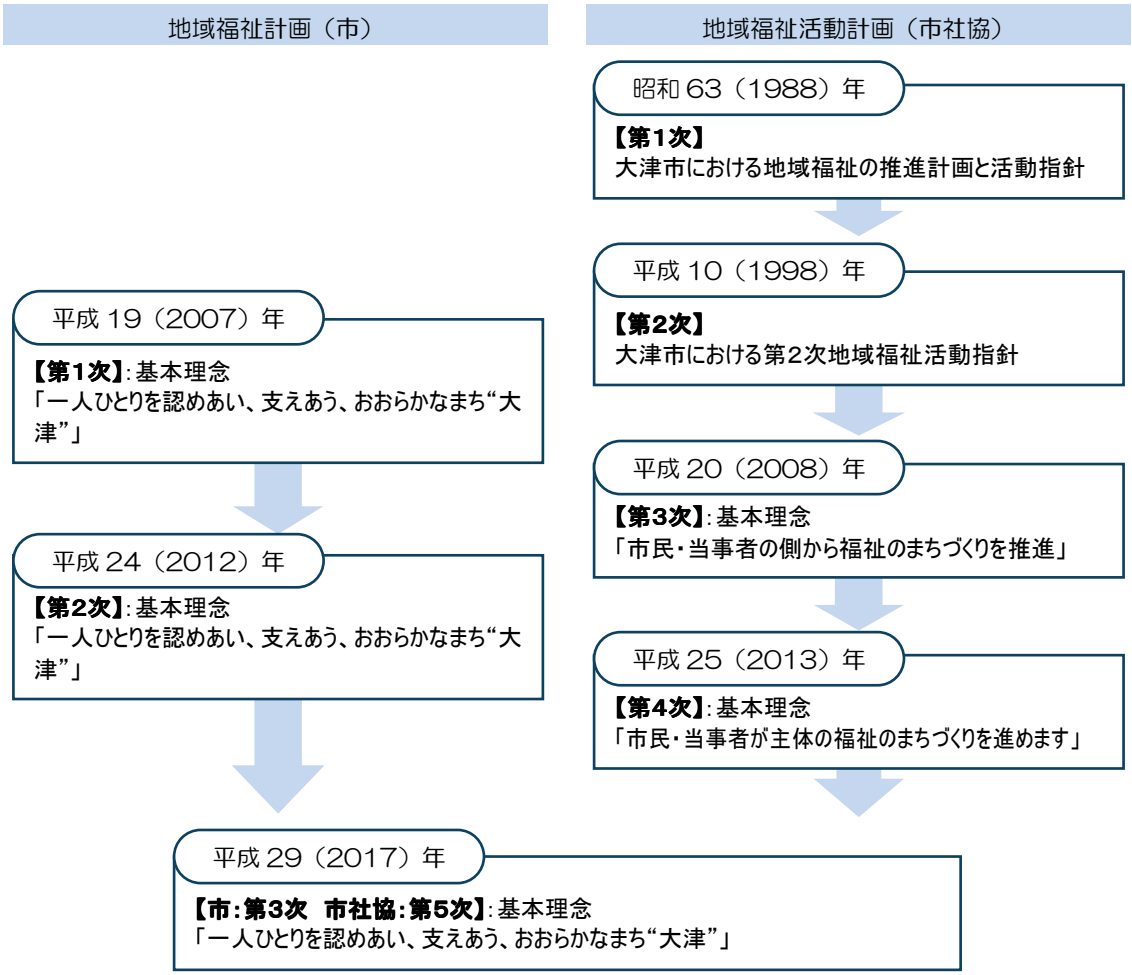

2 関連計画との関係

本計画は「大津市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、地域の中で支えあい、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活が送ることができるよう支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障害のある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障害者プラン」「障害福祉計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。また、各計画の対象とならない部分については、市民や関係団体、事業者、ＮＰＯ、行政、社会福祉協議会などが協働し地域福祉の取り組みを充実させていくことが重要と考えています。

■総合計画及び分野別計画との関係

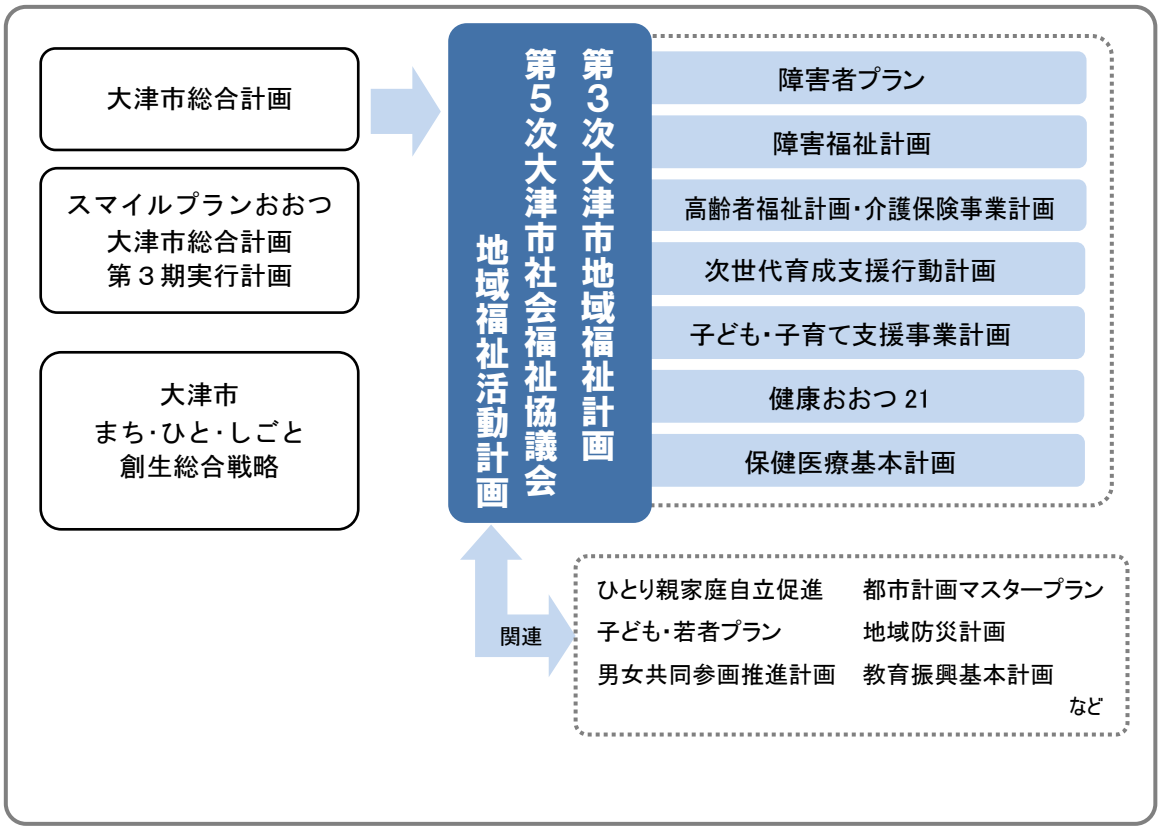

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度を初年度として、平成 33（2021）年度までの５年間とします。なお、社会情勢や制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

<table>
<tr><th colspan="2">平成</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津市
総合計画</td><td>基本構想</td><td colspan="5">平成 19～28 年度計画</td><td colspan="6">平成 29～40 年度計画</td></tr>
<tr><td>実行計画</td><td>第2期</td><td colspan="4">第３期</td><td colspan="3">第１期</td><td colspan="3">〈第２期〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市地域福祉計画</td><td colspan="5">第２次</td><td colspan="5" rowspan="2">第３次大津市地域福祉計画・
第５次大津市社会福祉協議会
地域福祉活動計画</td><td rowspan="2">〈次期計画〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市社会福祉協議会
地域福祉活動計画</td><td>第3次</td><td colspan="4">第４次</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画</td><td colspan="3">第５期</td><td colspan="2">第６期</td><td colspan="3">〈次期計画〉</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">おおつ障害者プラン
（大津市障害者計画）</td><td>平成 20
～24 年
度計画</td><td colspan="4">平成 25～29 年度計画</td><td colspan="6">〈次期計画〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害福祉計画</td><td colspan="3">第３期</td><td colspan="2">第４期</td><td colspan="3">〈次期計画〉</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市次世代育成支援
行動計画</td><td colspan="3">第１次〈後期〉</td><td colspan="4">第２次</td><td colspan="4">〈次期計画〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">大津市子ども･子育て
支援事業計画</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">平成 27～31 年度計画</td><td colspan="4">〈次期計画〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康おおつ 21</td><td>第1次</td><td colspan="9">第２次</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健医療基本計画</td><td colspan="2">第１期</td><td colspan="4">第２期</td><td colspan="4">〈次期計画〉</td></tr>
</table>

4 策定体制

本計画を策定するにあたっては、地域福祉活動に深く関わっていただいている団体等の参画による「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置し、具体的な課題や施策・取り組みについて幅広く協議検討を行いました。

また、市及び市社協においても、地域福祉に関係する部局の職員が参加する「市庁内ワーキング」や市社協の職員で構成する「市社協職員ワーキング」などにおいて協議を行ってきました。

さらに、目的別に地域の皆さんや高校生、大学生の若い世代が意見を出しあう場として「懇談会」を実施しました。

本計画に関して、市は、「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」を、市社協は、「地域福祉活動計画策定委員会」を諮問機関とし、計画策定及び進捗管理にかかる審議を行いました。

■策定体制図

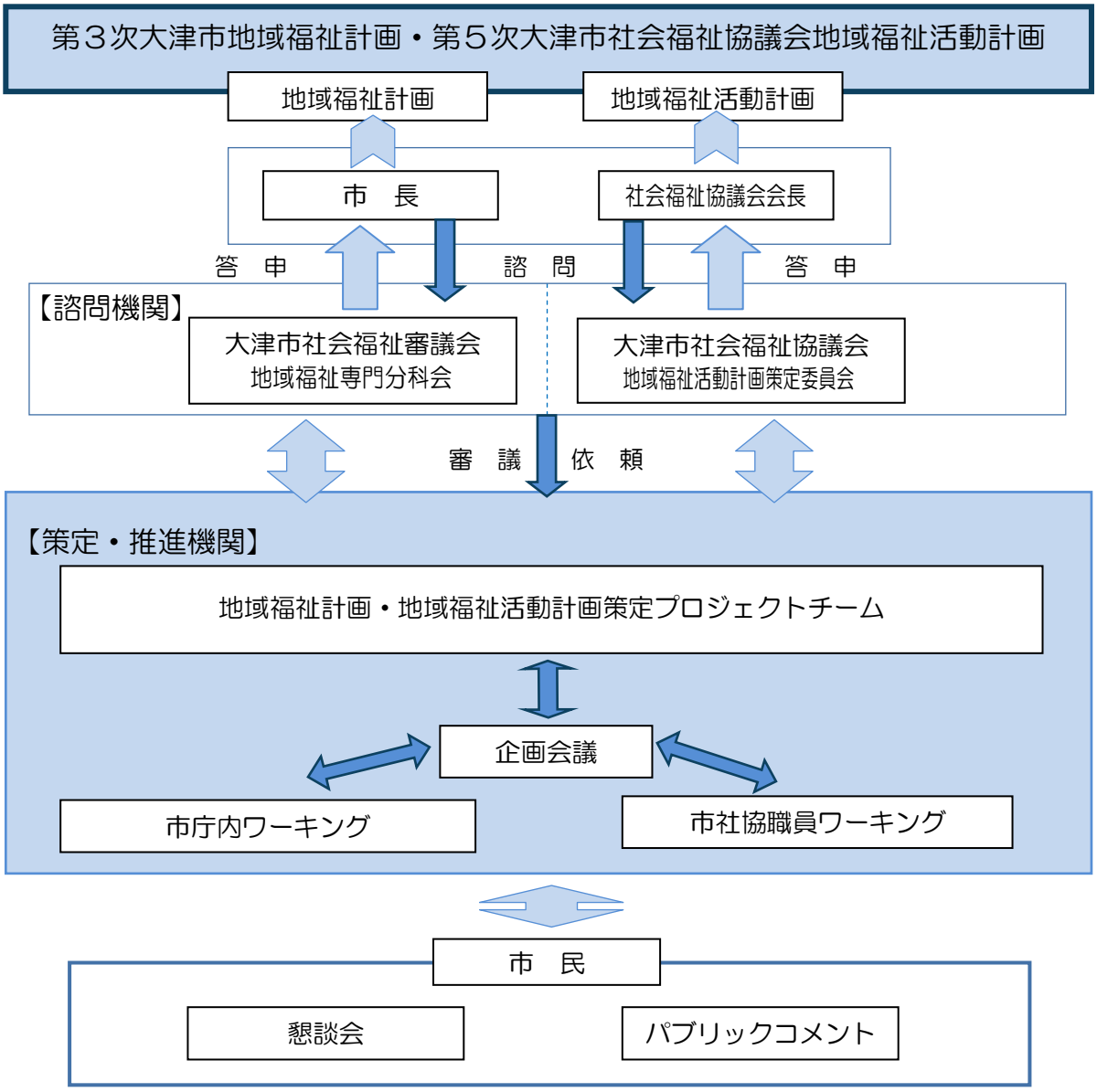

第2章　地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめ

1　現状から見た特徴と課題

①　人口等の状況（資料編 67～73 ページ参照）

✔ 大津市は人口増加社会から、人口動態の分岐点を迎え、今後は人口減少社会へ

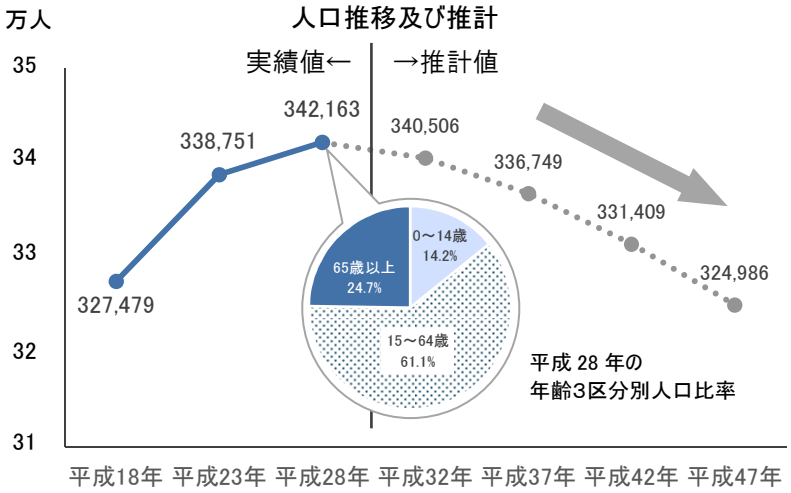

人口増加のピークは過ぎ、今後は減少に転じる見込み。
平成 18（2006）年以降、合計特殊出生率は増加傾向で、出生数が３千人前後で推移している。

（資料編 67～72 ページ参照）

✔ 高齢化率が 25%を超える学区数は 10 年間で 5.5 倍に増加

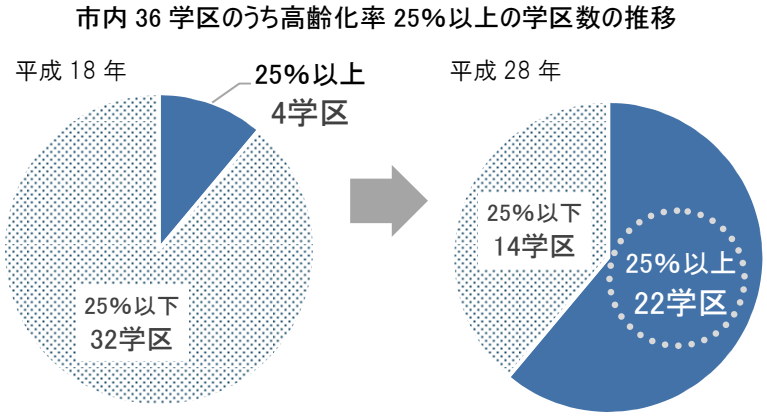

高齢化率 25%を超える学区は、平成 18（2006）年の４学区から 5.5 倍の 22 学区に増加。
小野学区、葛川学区、仰木学区、日吉台学区、山中比叡平学区、上田上学区では 35%以上と特に高い。

（資料編 73 ページ参照）

✔ 大津市では核家族世帯が多く、10 年前より特に単身世帯が増加

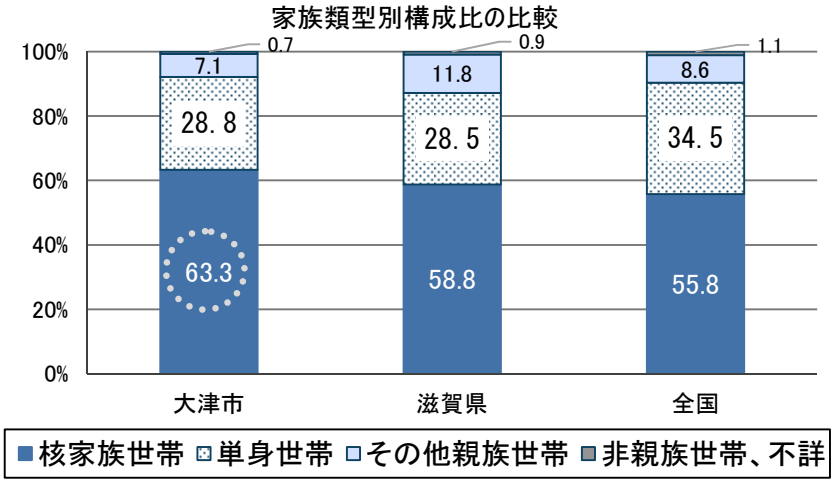

１世帯あたり人員数が減少しており、核家族世帯比率が県、全国と比較して高い。
単身世帯割合は全国を下回るものの、平成 17（2005）年から平成 27（2015）年にかけて４ポイント増加している。

（資料編 70 ページ参照）

② 地域福祉を考えるための統計数値の状況（資料編 74～78 ページ参照）

✔ 要介護認定者は 10 年間で 1.6 倍に増加し、平成 37 年には２万人を超える見込み

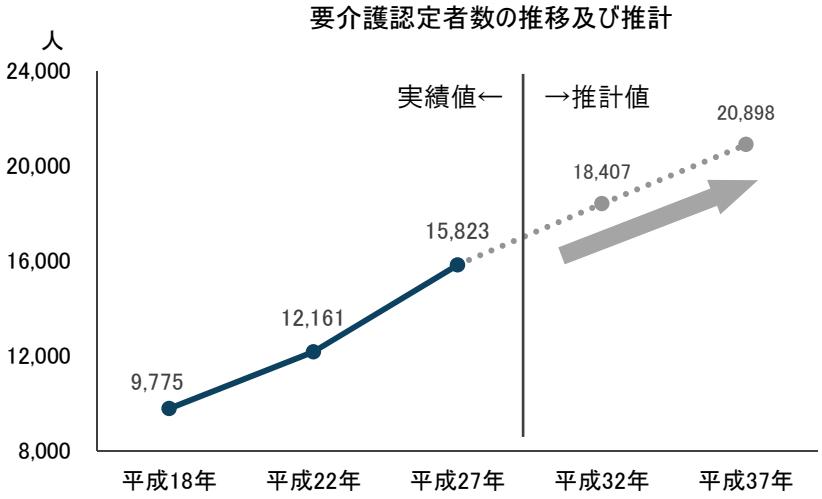

要介護認定者は増加し続けており、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年には２万人を超えることが予想されている。

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」〈平成 27（2015）年１月 27 日〉によると、平成 37（2025）年には高齢者の５人に１人が認知症になる、という推計が発表されている。

✔ 生活保護人員は 10 年間で 1.5 倍に増加、その他世帯が占める割合が約 10 ポイント増加

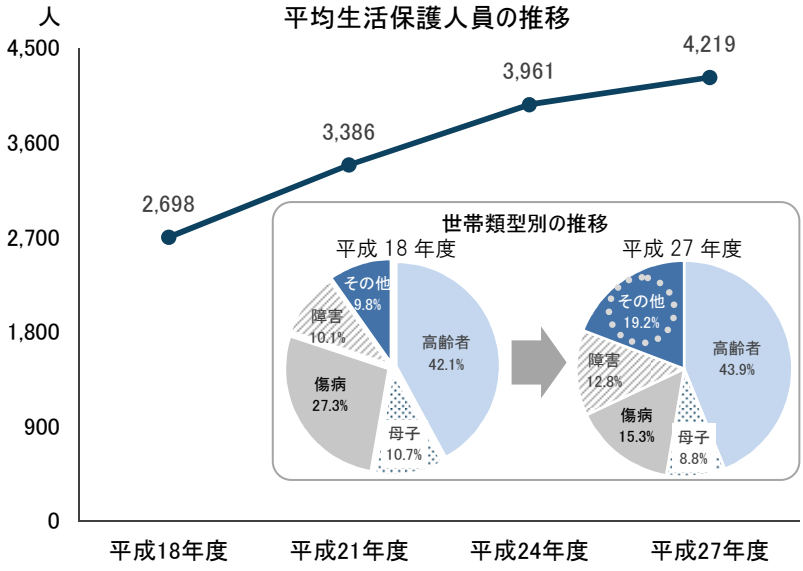

生活保護の年間の平均被保護世帯数、平均人員数、平均保護率はともに増加傾向。

被保護世帯について、高齢者世帯が４割以上と高いが、平成 20（2008）年に発生した経済不況により、その他世帯に含まれる稼動年齢層で失業が原因で保護を受給する人が増え、その他世帯が占める割合が 10 年間で約 10 ポイント増加し大きく変化している。

✔ 児童虐待相談は約 10 年間で 5.7 倍に増加

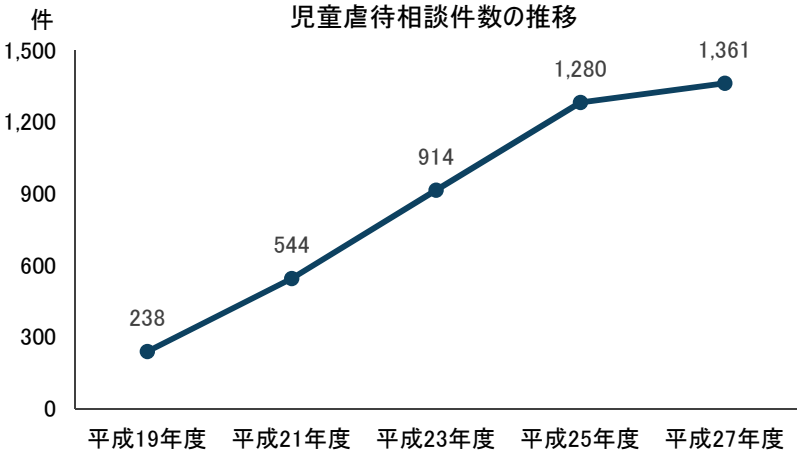

児童虐待は、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル（189）等の児童虐待防止対策の浸透も受けて、相談件数が増加し、平成 27（2015）年度は平成 19（2007）年度の 5.7 倍に増加している。

✔ 高齢者虐待相談は約 10 年間で 3.0 倍に増加

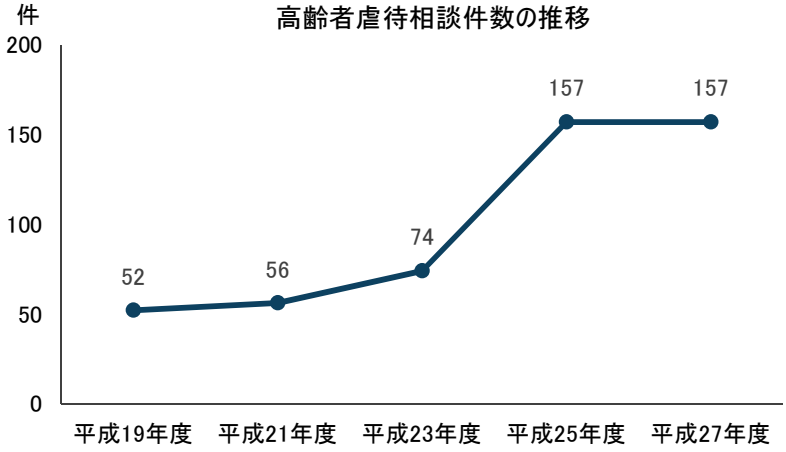

高齢者虐待の相談件数は、平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度にかけて急増し、平成 27（2015）年度は平成 19（2007）年度の 3.0 倍に増加している。

✔ 障害者虐待相談は 4 年間で 2.9 倍に増加

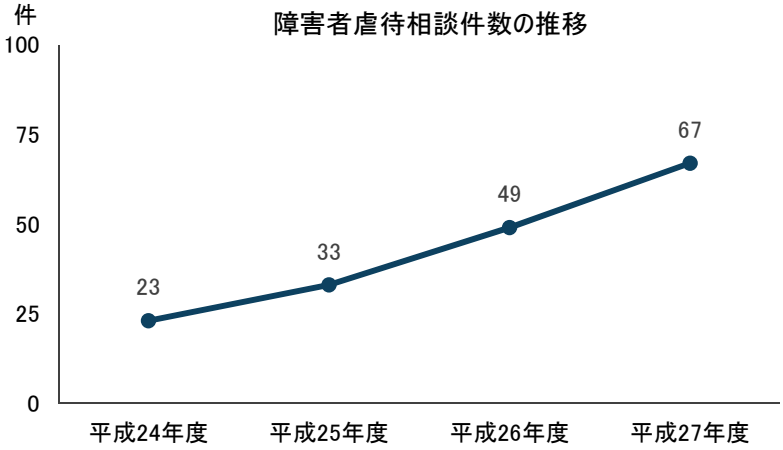

障害者虐待の相談件数は、平成 24（2012）年度から増加し、平成 27（2015）年度は平成 24（2012）年度の 2.9 倍に増加している。

③ 地域福祉を支える社会資源の状況（資料編 79～88 ページ参照）

✔ 民生委員児童委員の訪問活動件数は 10 年間で 1.6 倍に増加

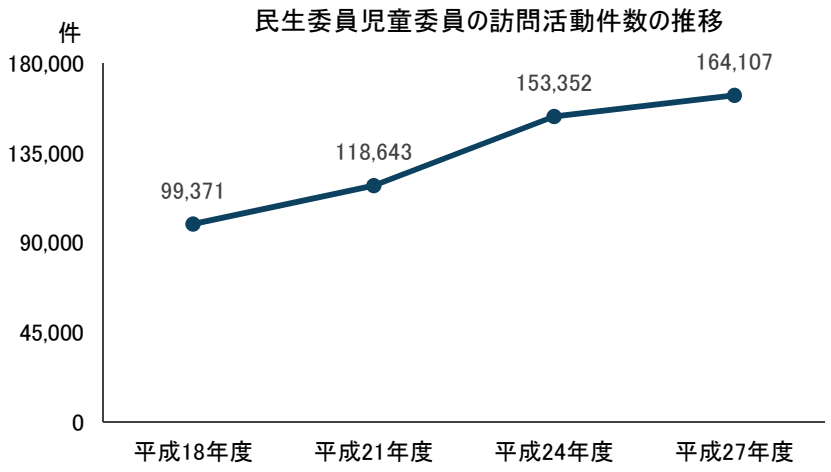

民生委員児童委員は平成 28 年（2016）12 月 1 日現在、654 人となり、世帯の増加にあわせて定数が増加している。訪問活動件数は 10 年間で 1.6 倍と大きく増加している。

（資料編 83～84 ページ参照）

✔ 自治会加入率は 10 年間で 8.6 ポイント減少、加入率８割以上の学区は３学区と３分の１に減少

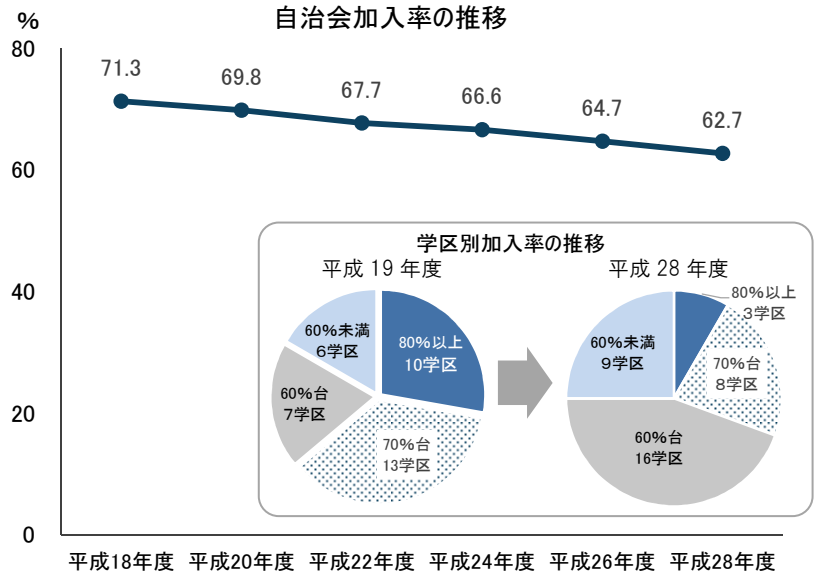

近年、高齢者世帯の自治会脱退、若者世代の自治会離れなど、自治会加入率は、平成 28（2016）年度で 62.7%と、10 年間で 8.6 ポイント減少している。

（資料編 85 ページ参照）

✔ 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数は 10 年間で 3.8 倍に増加

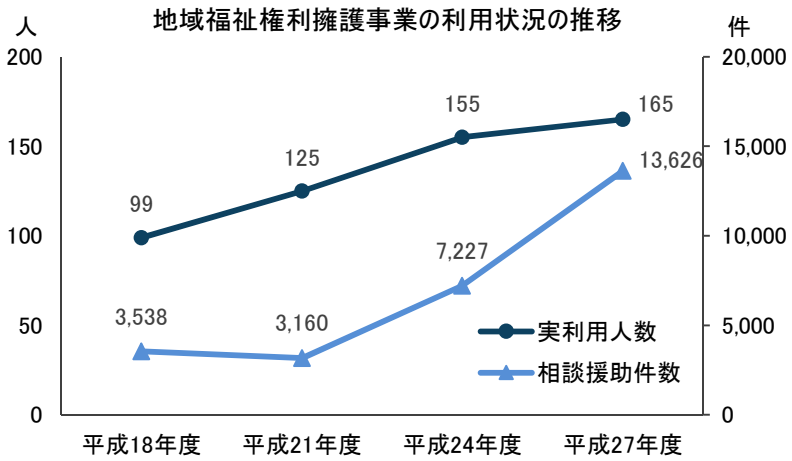

地域福祉権利擁護事業の実利用人数は 10 年間で 1.6 倍であるものの、相談援助件数は 3.8 倍と、相談援助件数の増加が著しい。

（資料編 88 ページ参照）

④ 今後考えられる地域や社会全体の課題

✔ 生活困窮者等に対するセーフティーネットの構築

近年の経済の伸び悩みや雇用形態の多様化などにより、失業した人や就労していても収入が少ないなどの理由で、生活困窮に陥っている人の増加が見られます。また、現在日本では、およそ６人に１人の子どもが相対的な貧困状態にあり、特にひとり親家庭では、半数以上が貧困状態に該当するなど、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。こうした生活困窮や貧困問題に対して、セーフティーネットを手厚くし、社会全体として応援・支援できる環境づくりが求められています。

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

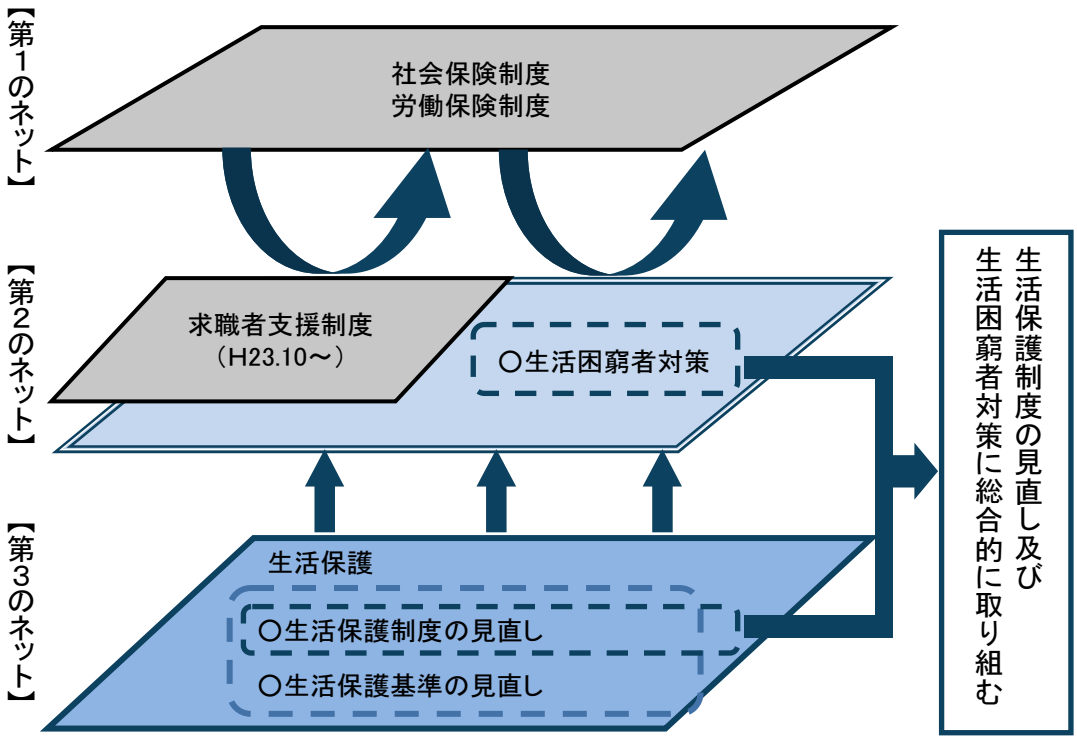

資料：新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会資料 （平成 25 年 12 月 10 日）

✔ 国民の３人に１人が 65 歳以上、５人に１人が 75 歳以上となる『2025 年問題』

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、介護や医療の需要がますます増加する 2025 年問題に対応するために、移動支援（地域運行バス、乗合タクシー、福祉有償運送など）、買い物支援（宅配、移動販売など）など、地域固有の新しい支援サービスの検討も必要になってきます。

また、晩婚化や出産年齢の高齢化により、子育てと家族の介護に同時に直面するダブルケアの世帯が増加することも想定されます。

日本の高齢化の推移と推計

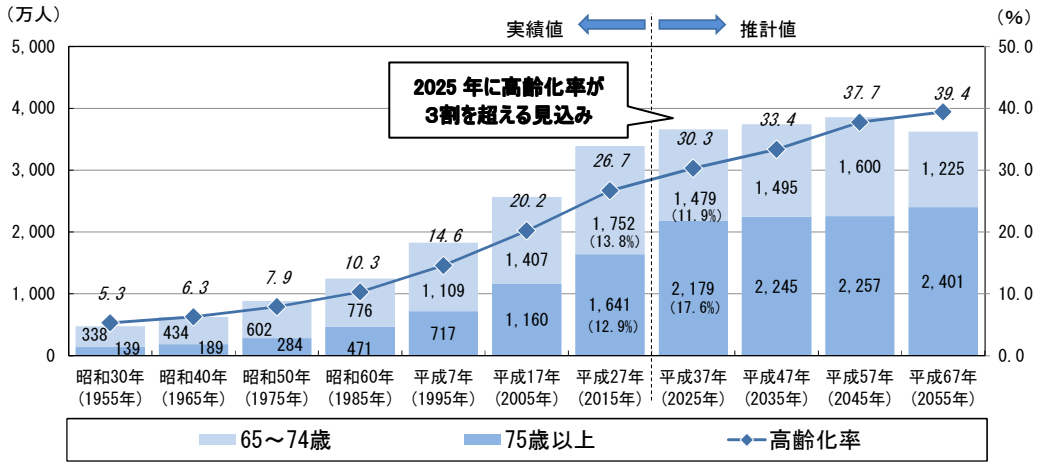

資料：平成 28 年版高齢社会白書
2010 年までは総務省「国勢調査」、2015 年は総務省「人口推計（平成 27 年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成 27 年 10 月 1 日現在確定値）」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
（注）1950 年～2010 年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

✔ 新たな時代に対応した福祉の提供体制検討の必要性

一億総活躍社会づくりが進められる中で、高齢者や障害のある人、子どもに対する福祉サービスを地域全体で一体に支える「地域共生社会」の実現を目指した支援体制の整備が検討されています。市町村には地域における住民主体の課題解決や包括的・総合的な相談支援体制の確立が求められるなど、新たな時代に対応した福祉の提供体制の検討が必要になってきます。

※一億総活躍社会とは
- 若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会
- 一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会
- 強い経済の実現に向けた取り組みを通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それがさらに経済を強くするという『成長と分配の好循環』を生み出していく新たな社会経済システム

「地域共生社会」実現の全体像イメージ（たたき台）

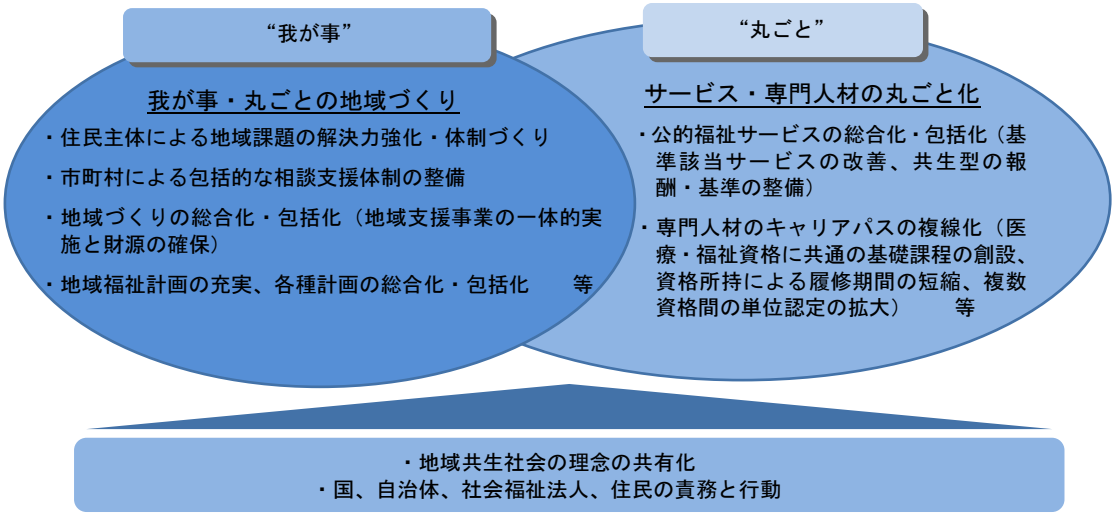

資料：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現
（厚生労働省　第1回 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料　平成 28 年7月 15 日）

2　計画の事業評価

（1）第2次大津市地域福祉計画の事業評価

第２次大津市地域福祉計画については、毎年度、関係所属等の職員が「事業の進捗状況」を把握し、「施策の評価」及び「事業の問題点・課題」を整理し、計画の進捗管理を行っています。

「進捗状況の達成度」及び「施策の評価」は、【A　８割以上「良好」】【B　５割以上８割未満「おおむね良好」】【C　５割未満「やや低調」】【D　「未着手」】の４段階で評価を行い、点数化しています。

①　施策の進捗状況

基本目標ごとの施策・事業の進捗状況の達成度は、以下の通りです。達成度は加重平均により 1.000 を満点として計算しています。８割以上達成をA、５割以上８割未満達成をB、５割未満の達成をC、Dは未着手を表しています。

■第2次大津市地域福祉計画　基本目標別　施策の進捗状況

基　本　目　標	平成 27（2015）年度 達成度 （平均ポイント）
1　安心して相談できるしくみづくり	A（0.908）
2　多様なネットワークの力で問題を解決していけるしくみづくり	A（0.861）
3　一人ひとりを認めあい地域で支えあうまちづくり	A（0.865）
4　新しい参加とつながりを生み出すまちづくり	B（0.604）
5　地域福祉を市民と行政が協働して進めるしくみづくり	B（0.648）
全　　体	A（0.806）

全体 132 事業に対し、達成度 1.000 を満点として、0.806 と全体で見ると良い評価となっておりますが、基本目標４、５が「B　おおむね良好」となっています。

これは、着手できていない事業以外にも、目標値に達していない事業もあり、今後、施策をより効果的に実施できるよう、検討が必要な取り組みがいくつかありました。

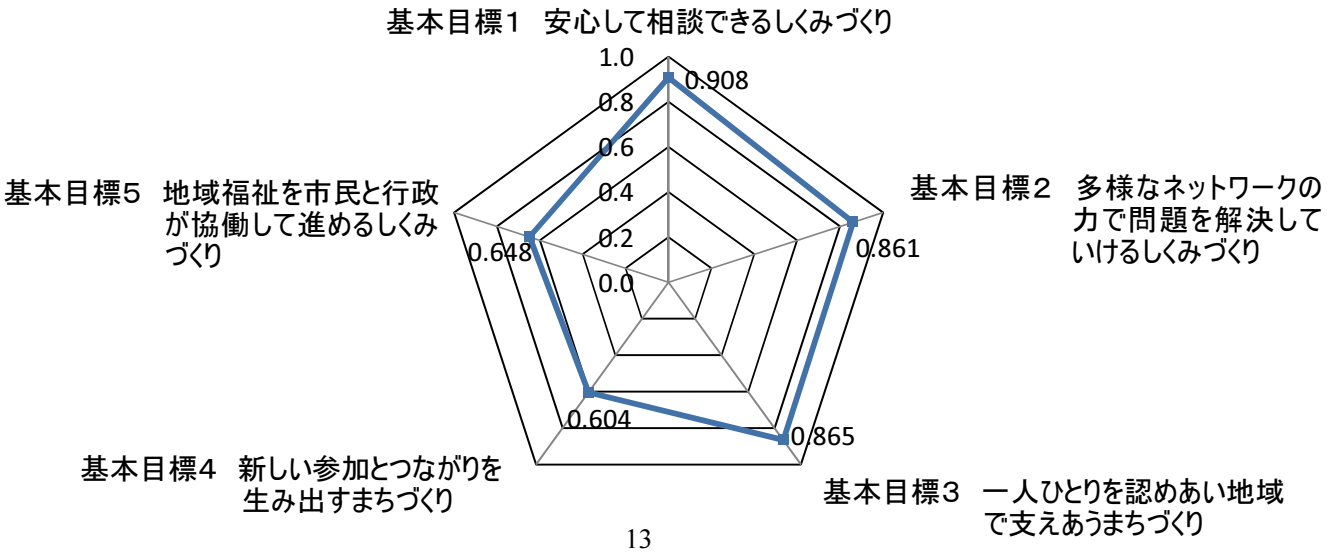

② 施策の評価

基本目標ごとの施策・事業の進捗状況の達成度は、以下の通りです。達成度は加重平均により 1.000 を満点として計算しています。８割以上達成をＡ、５割以上８割未満達成をＢ、５割未満の達成をＣ、Ｄは未着手を表しています。

■第2次大津市地域福祉計画　基本目標別　施策の評価

基　本　目　標	平成 27(2015)年度 達成度 （平均ポイント）
1　安心して相談できるしくみづくり	Ａ（0.908）
2　多様なネットワークの力で問題を解決していけるしくみづくり	Ａ（0.875）
3　一人ひとりを認めあい地域で支えあうまちづくり	Ａ（0.873）
4　新しい参加とつながりを生み出すまちづくり	Ｂ（0.625）
5　地域福祉を市民と行政が協働して進めるしくみづくり	Ｂ（0.685）
全　　体	**Ａ（0.819）**

全体 132 事業に対し達成度 1.000 を満点として、0.819 と良い評価となっていますが、基本目標４、５が「Ｂ　おおむね良好」の平均ポイントとなっています。

着手できていない事業以外は「おおむね良好」または「良好」の評価が多くなっていますが、地域住民と専門職や行政とのつながり強化を目的とした事業において、地域と行政の連携強化について検討を要する取り組みがいくつかありました。

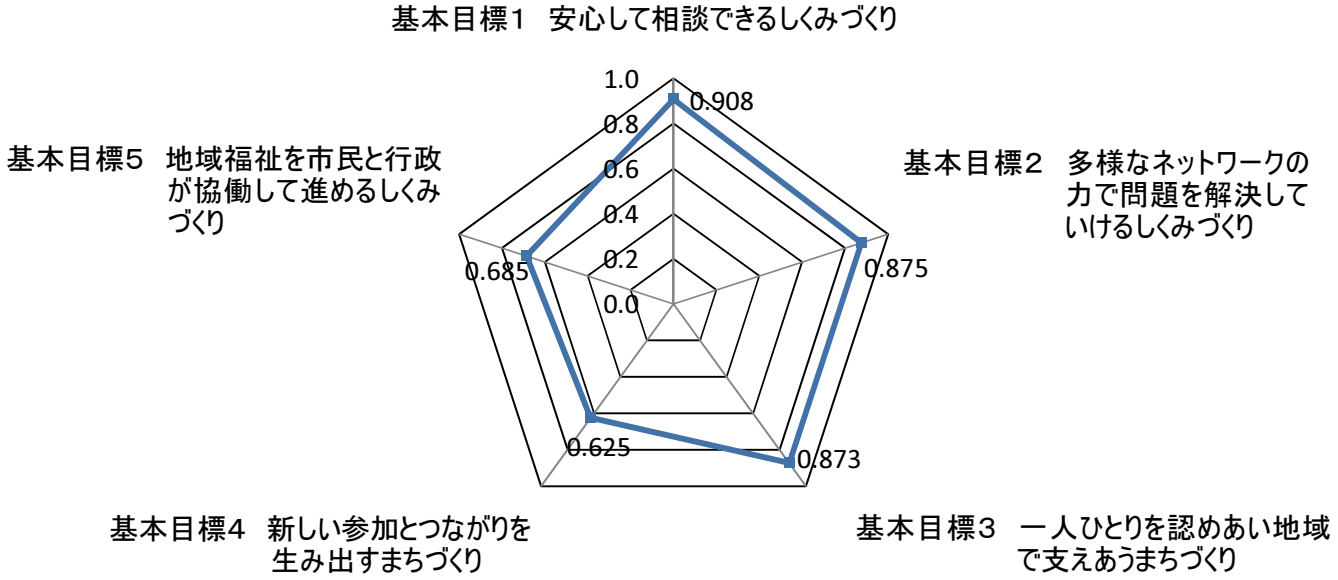

※「全体」の平均ポイントは、基本目標ごとの単純平均ではありません。

③ 基本目標ごとの進捗状況、施策の評価と課題

基本目標1 安心して相談できるしくみづくり （全 29 事業）

取り組みの方向性	進捗状況 （平均ポイント）	評価 （平均ポイント）
1 情報を必要な人に届けるしくみをつくります （14事業）	A （0.881）	A （0.881）
地域で支援する人、される人が有効な情報を必要な時に収集することができ、地域での活動がより活発になるよう取り組んできました。		
2 身近なところで、気軽に相談でき「まず受け止める」体制を目指します （12事業）	A （0.917）	A （0.917）
相談者が最も相談しやすい環境を整備するとともに、相談を行ううえで困っている方への訪問を行い、サポートしていく体制整備に取り組んできました。		
3 相談にかかわる職員の対応力の向上を図ります（3事業）	A （1.000）	A （1.000）
困っている人が安心して相談できるために、相談を受ける職員がしっかり受け止め、複雑な問題は専門スタッフへ確実につなげるよう、対応力の向上を図ってきました。		
全 体	**A （0.908）**	**A （0.908）**

事業の進捗状況等は、おおむね達成できているものの、着手できていない事業もあり、今後事業実施にむけ効果的な方策を検討する必要があります。

「健康・福祉相談ホットライン」については、相談窓口一覧表として転入者へ配布し、周知を図ってきましたが、各部署で同様の相談窓口案内がされていることから、今後庁内での連携を図り、より一層分かりやすい相談窓口一覧表の作成に取り組みます。

主な事業	平成25（2013）年度	平成27（2015）年度
あんしん長寿相談所の高齢者に関する総合相談 相談対応件数	14,047件	17,306件
福祉保健関係課職員への研修 「新任研修」「権利擁護・成年後見制度研修」「スキルアップ研修」の出席者数	延べ 117人	延べ 117人

基本目標2 多様なネットワークの力で問題を解決していけるしくみづくり （全 25 事業）

取り組みの方向性	進捗状況 （平均ポイント）	評価 （平均ポイント）
1 小地域単位での専門職と住民とのつながりを強めます（8事業）	B （0.750）	B （0.750）
地域ではさまざまな活動をされているものの、その活動と施設とのつながりがまだまだ少なく、新たな働きかけが必要です。地域の中で、専門職と住民が日頃から顔見知りとなり、スムーズな対応ができるよう方策を検討していきます。		
2 専門職間でのつながりを強めます （3事業）	A （1.000）	A （1.000）
日常的なつながりを強め、問題が起こったときにも躊躇なく、連携していける関係づくりに取り組んできました。		
3 パーソナルサポートを行うしくみをつくります （5事業）	A （0.933）	A （0.933）
困りごとを抱えた「１人」の方が抱える問題全体を受け入れ、その人に応じた解決策が講じられるよう、包括的・継続的に支援ができる体制整備に取り組んできました。		
4 ケアする人を支えるしくみをつくります （9事業）	A （0.875）	A （0.917）
ケアを行っている人に対しても日頃から支えていけるしくみづくりに取り組んできました。		
全 体	**A （0.861）**	**A （0.875）**

事業の進捗状況等は、おおむね達成できているものの、進捗状況で８割未満の事業が７事業あり、特に、地域住民と専門職や行政、事業者間のつながりを強化していくための取り組みについて、検討していく必要があります。

主な事業	平成25（2013）年度	平成27（2015）年度
地域ケア会議の開催への支援 地域ケア会議実施学区数	8学区	20学区
要保護児童対策地域協議会の運営事業 要保護ケースに対する個別支援会議実施回数	676回	843回
コミュニティソーシャルワーカーの充実への支援 コミュニティソーシャルワーカー人員数	2人	4人

基本目標3　一人ひとりを認めあい地域で支えあうまちづくり （全 42 事業）

取り組みの方向性	進捗状況 （平均ポイント）	評価 （平均ポイント）
1　子どもから大人まで、人権意識を高めます （9事業）	A （0.852）	A （0.815）
子どもから大人まで人権意識を高め、日頃から地域で支えあうことができるまちづくりに取り組んできました。		
2　一人ひとりの権利が守られる体制を整備します （7事業）	A （0.952）	A （0.952）
障害のある人への支援や高齢化社会を見据えた権利擁護の取り組みを充実させ、要支援者一人ひとりの権利が守られる体制整備に取り組んできました。		
3　一人ひとりの「助けて」と言える力（受援力）を高めます （4事業）	B （0.583）	B （0.583）
普段から「助けて」と言いあえる関係づくりをつくるためには、まずは、助けを拒まれる人などへのアプローチをどのようにしていくかを検討する必要があります。地域や関係機関と協力しながら「助けて」と言い出しやすい地域づくりに取り組めるよう、事業を検討していきます。		
4　一人ひとりの困りごとに学びながらつくられる、地域に応じた活動づくりを支援します　（12事業）	A （0.861）	A （0.889）
それぞれの地域で手助けや気遣いの気運を高め、お互いに地域で支えていけるよう、地域に応じた活動づくりの支援を行ってきました。		
5　災害時に支えあえるしくみをつくります （10事業）	A （0.933）	A （0.967）
地域において、日頃から「災害」を想定した連携づくりに取り組んできました。		
全　　体	**A （0.865）**	**A （0.873）**

事業全体の進捗状況等は、おおむね達成できているものの、進捗状況で８割未満の事業が12 事業あり、特に、地域に応じた活動づくりを支援していく方法については今後もさらに検討していく必要があります。また、「助けてと言える力を高める取り組みの検討」については、未実施であるため効果的な方策を検討のうえ事業実施していく必要があります。

主な事業	平成25（2013）年度	平成27（2015）年度
権利擁護・成年後見制度の利用支援 相談支援件数及び申立支援件数	1,366件	1,672件
ファミリーサポートセンターの運営 援助活動の件数	3,969件	5,104件
自主防災組織における防火防災訓練 地域を主体とした防火防災訓練実施回数	266回	300回

基本目標4 新しい参加とつながりを生み出すまちづくり（全 17 事業）

取り組みの方向性	進捗状況 （平均ポイント）	評価 （平均ポイント）
1 自治会がより活性化できるよう支援します （2事業）	B （0.500）	B （0.500）
個人のライフスタイルと価値観の多様化、高齢化などによる地域でのつながりの希薄化がますます進む中、市民が住み慣れた地域で安全、安心に暮らせるよう自治会等の地域団体の組織のあり方について、今後検討していきます。		
2 ボランティアやNPOの活動がより活発になるよう支援をします（4事業）	B （0.667）	B （0.667）
市民活動センター等の利用団体の連携やネットワークの構築が図れるよう支援していく必要があります。また、イベント等の実施にあたっては、団体や市民の協力を得ながら実施するなどの工夫が必要です。今後も団体や参加者との交流を深め、利用者のニーズにあった利用しやすい施設運営に取り組んでいきます。		
3 新しい参加者層を巻き込んでいく工夫をします （6事業）	C （0.467）	B （0.533）
事業を進める中で、大学生や退職シニアなどの新しい参加者を巻き込むことに大変苦慮している現状です。今後は、新しい参加者を巻き込むための、地域との関わりや事業の内容、方法など工夫し、より参加しやすい場づくりに取り組んでいきます。		
4 地域で活動している人や団体のつながりづくりを支援します（5事業）	B （0.733）	B （0.733）
学区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定が進みませんでした。策定学区を少しずつ増やし各学区の地域福祉活動への支援につなげられるよう取り組んでいきます。		
全 体	**B （0.604）**	**B （0.625）**

事業全体の進捗状況等は、６割の達成率であり、特に、自治会の力をさらに高めていくため、自治会の趣旨や必要性を理解していただくための働きかけなど、効果的な方法を検討していくことが重要となっています。

主な事業	平成25（2013）年度	平成27（2015）年度
自治会等活性化への支援 自治会加入率（4月1日現在）	66%	63%
市民活動センター機能の充実 施設利用者数	43,717人	38,643人

基本目標5 地域福祉を市民と行政が協働して進めるしくみづくり （全 19 事業）

取り組みの方向性	進捗状況 （平均ポイント）	評価 （平均ポイント）
1 協働の意識を高めます （3事業）	B （0.667）	B （0.667）
市民・市民団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、協働のまちづくりを推進していくため、より職員、市民の協働意識の向上が図れるよう取り組んでいく必要があります。また、講座などの開催にあたっては、参加者のニーズを汲み取り、内容等を検討しながら実施していきます。		
2 行政が協働に向けた取り組みを進めます （10事業）	B （0.733）	A （0.800）
協働提案制度に関わった職員の意識改革が図れるよう取り組んでいます。また、市民団体等の活動の継続性、自立性や市民活動を担う人材の育成などに関しては、今後も引き続き支援が必要です。今後も市民活動の活性化や協働の担い手育成につながる制度となるよう、改善検討を行い、実施していきます。		
3 協働で取り組む新しい活動を創ります （6事業）	C （0.467）	C （0.467）
民間事業者の協力や地域福祉の推進を図ることを目的とした協働事業については、生活困窮者自立支援に伴う路上生活者への支援を民間団体の協力により行うことができた事業もありましたが、市民提案により募集を行った地域福祉を図ることを目的とした事業については、該当事業がなく、実施できませんでした。今後は、事業の方向性を検討し、さまざまな団体等の協働し幅広く取り組めるよう検討していきます。		
全　　体	**B （0.648）**	**B （0.685）**

事業全体の進捗状況等は、６割程度となっており、特に、「民間事業者への福祉情報等の提供」については、未着手であるため効果的な方策を検討のうえ事業実施していく必要があります。

主な事業	平成25（2013）年度	平成27（2015）年度
パワーアップ・市民活動応援事業の実施 採択事業数	14事業	4事業
大津っ子子育て応援隊の養成 大津っ子子育て応援隊登録者数	73人	64人

（2）大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画の事業評価

大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画については、毎年度、市社協職員が事業振り返りシートで自己評価を行い、事業報告を作成するとともに、翌年度の事業計画に結果を反映しながら計画の進捗管理を行っています。

目標１　市民のニーズを広く受けとめ対応します

（1）市民のニーズ把握・対応の充実

生活困窮などの貸付相談が増加しており、対象にならない方には、総合相談で対応してきました。生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、自立相談支援事業と就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を受託し、学区社協、民児協、事業所等の協力により、多くの困りごとに対応しています。

【主な成果】 ○チーム支援による体制の構築　○増収・就労率は目標達成
○当事者サロンの参加により社会的孤立からの脱却や日常生活自立、就労自立を達成

【主な課題】 ◇SOSを発することが困難な方へのアプローチ　◇地域資源の掘り起こし
◇地域の人材資源の活用　◇就労や居場所など地域資源の開拓

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
総合ふれあい相談（相談件数）	2,016件	2,079件	2,536件
自立相談支援事業（プラン作成件数）	4件	50件	85件

（2）相談受付・対応力のスキルアップ

相談活動セミナーの開催、傾聴ボランティア講座の実施等において、身近な地域で、相談ごとを聴いていただく人を増やしています。また、具体的な問題解決のプロセスを通して、弁護士等専門職のネットワークを構築しています。

【主な成果】 ○傾聴ボランティアの養成　○職員の同行による相談員のスキルアップ

【主な課題】 ◇相談員のフォロー　◇個人情報の取り扱いについて

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
傾聴ボランティア養成講座（参加者数）	56人	65人	56人

（3）ネットワークによる連携の強化

相談対応や相談機関連絡会、地域ケア会議を通じ、民生委員児童委員、自治連合会をはじめ、専門機関・相談機関と連携を深めています。また、情報共有や相談体制を充実させることにより、困ったときに相談できる関係機関が増加しています。

【主な成果】 ○関係機関同士の学習支援ネットワーク会議の開催、情報共有や相談体制の構築

【主な課題】 ◇民間組織や企業の参画などによる多様なネットワークの構築

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
サロン交流会参加者	128人	121人	130人

（4）コミュニティソーシャルワーカーの充実

お掃除プロジェクトやひきこもり相談から居場所づくりのように、制度の対象にならないような地域の困りごとを関係機関とともに考え、解決していく活動を展開しています。

【主な成果】 ○事業所の安否確認に関する連絡から始まる個別支援の開始
○コミュニティソーシャルワーカーの連携による課題解決

【主な課題】 ◇個別支援の休日・時間外の対応
◇個の支援と地域資源をつなぐ調整役としてコミュニティソーシャルワーカーの育成

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
コミュニティソーシャルワーカー（相談件数）	543件	1,608件	3,120件

目標2　市民一人ひとりが生きる力を高めあう関係づくり

（1）当事者の生きる力を高めるつながりづくり

生活困窮者自立支援制度をはじめ、地域福祉権利擁護事業、総合ふれあい相談事業等、相談者を真ん中に置いた相談体制と、ひとりの困りごとを大切にしながらオーダーメイドの支援体制の構築を行っています。また、福祉資金や他の制度の対象にならない人にも、他機関や手続き等の同行支援等を実施することで相談者に寄り添った支援を実施しています。

【主な成果】 ○伴走型支援の実施により信頼関係が構築され、相談者の自立につながった
○子育てサロンにおいて、保護者同士がつながる場が市内に広がった

【主な課題】 ◇支援拒否されている方やSOSを発信できない方へのアプローチ

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
地域福祉権利擁護事業（相談・支援件数）	9,679件	12,174件	13,626件

（2）市民の福祉意識・人権意識の向上

学区社協主催の福祉のまちづくり講座には、１万人を超える地域の方の参加があり、この講座をきっかけに、市民の福祉意識・人権意識が向上しています。各研修会や講座を通じて、ひとりでも多くの方が地域課題等を共有することで、地域での助けあい活動の実践者を増やしています。また、配食事業に小中学生を巻き込み、福祉教育的な側面も発揮されています。

【主な成果】 ○ほとんどの学区での福祉まちづくり講座の開催　○福祉委員研修会の開催

【主な課題】 ◇福祉まちづくり講座の講座内容や講師の多様化　◇福祉委員活動の活性化

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
福祉のまちづくり講座（参加者数）	10,834人	11,783人	12,453人

（3）多くの市民の参加の促進

ファミリーサポートセンターや学区社協活動、ボランティアセンター事業などを通して、多くの方に福祉活動や社協活動に参加していただいています。また、災害ボランティア活動や研修を通じて、さまざまな年代の市民に南三陸町や友好協定のことについて知ってもらうため、毎年1回、市民から参加者を募って南三陸町を訪問しています。

【主な成果】 ○大学生や社会人実習生は地域福祉の視点を持つことができている
○子育てサロンにおいて、保護者同士がつながる場が市内に広がった

【主な課題】 ◇講座に参加したことのない人の参加　◇研修参加者の体験談等の情報発信

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
ボランティアセンターのボランティアグループ登録数	116団体	128団体	129団体
ちょいボラカレッジ（入門講座）（参加者数）	56人	59人	48人

（4）災害時にも強い支援体制づくり

災害時の被災者支援活動を円滑に進めるために、市内で活動する各種団体と連携・ネットワークを構築し、調査・研究、訓練を継続的に行うなど、災害時における災害ボランティアセンターの機能がすみやかに発揮できるように進めています。

【主な成果】 ○団体の役割を互いに理解した顔が見える関係の構築
○学区災害ボランティアセンター設置に関する研修会の開催

【主な課題】 ◇災害時の迅速な情報伝達のしくみづくり
◇自主防災会や防災士等役員対象の学区災害ボランティアセンター設置に関する研修会の開催

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
ネットワーク台帳（登録者数）	23,455人	23,339人	23,153人

目標3　市民が創る組織との協働関係を深めます

（1）学区社協活動の充実

各36学区社協が、それぞれ地域にあわせた事業の実施と保健福祉7ブロックごとに情報交換及び連携を進めています。学校、保護者、ＰＴＡなど新たな住民層や関係機関との協働・連携による事業を推進しています。

【主な成果】 ○学区の地域福祉活動計画の策定・実施により支援者の発掘につながっている

【主な課題】 ◇学区の地域福祉活動計画の未策定学区への啓発と他事業の見える化

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
学区社協活動セミナー（参加者数）	58人（災害研修）	47人（子どもの貧困）	52人（広報誌作り）

（2）多様な組織・団体との連携の強化

日常の相談や実習生の受け入れ、異分野研修を通じて、福祉分野だけでなく、当事者組織、企業と連携して事業を進めています。滋賀の縁（えにし）創造実践センター事業では、民間の福祉関係者が分野を超えて集まり、制度の狭間の課題解決に向けて取り組んでいます。

【主な成果】 ○交流会の案内や運営、ふれあいサロンの立ち上げ支援ができた
○子ども食堂やフリースペースの開催により子どもの居場所づくりが定着した

【主な課題】 ◇会議以外での連携を強める　◇連携のすそ野が広がるような声掛けや依頼

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
子ども食堂の開催	－	0箇所	3箇所

（3）ボランティアグループやNPOとの連携

ボランティアグループの交流・研修事業を実施するとともに、ボランティア基金による助成を行っています。ボランティアセンター運営委員会を定期的に開催し、課題の明確化とボランティアセンターの運営について、さまざまな視点からご意見をいただき、ネットワークづくりに取り組んでいます。

【主な成果】 ○ボランティアグループ間で交流を図ったことで、互いの認識が深まり新たな連携が生まれた
○各ボランティアグループをサロンに紹介することで、ボランティアの活躍の場が広がった

【主な課題】 ◇各団体の活動に対する問題点等を協議することができる、ボランティア連絡会の充実

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
ボランティアセンター運営委員会開催回数	4回	4回	4回

目標4　見える社会福祉協議会になります

（1）広報の強化

社協の場所がわかりにくいとの声を受けて、ラッピング電車の運行、ふれあいフォトカレンダーの発行など、民間企業の協力も得て、広報活動を進めています。また、実習指導等で学校に出向き、社協の役割や地域福祉の推進状況を伝え社協応援団の増加に努めています。

【主な成果】 ○学校からの社協実習受け入れやボランティア参加につながっている
○毎年異なる会場で街頭アンケートを実施し、広報活動の効果を測ることができている

【主な課題】 ◇民間企業とのコラボレーションの促進　◇社協職員の広報意識の向上

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
見える社協に関する事業	ﾌﾟﾛﾑﾅｰﾄﾞでの啓発	明日都大型看板	街頭アンケート

（2）組織基盤の強化

賛助会員の積極的な募集に努め、5年間で500件のご協力により、税額控除団体になりました。また、社会福祉法人や企業への積極的な賛同・協力依頼を進めています。

【主な成果】 ○講座や研修会において、賛助会員の募集をして、より多くの方に地域福祉への理解を進めた

【主な課題】 ◇賛助会員の継続加入と拡充　◇人員的な協力を受けられる基盤づくり

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
賛助会員制度（会員数）	108人	369人	301人

（3）社協の運営への市民参加のしくみづくり

ボランティアセンター運営委員会で、さまざまな立場の方に関わっていただき、見える社協を進めました。また、地域福祉活動功労者への表彰により、表彰対象者の活動の励みとなり、地域に密着した人たちの活動を広く市民に認知してもらう機会を得ています。

【主な成果】 ○社協運営に多様な立場の方々に参加してもらい、事業の方向性について協議・共有ができた

【主な課題】 ◇社会福祉法人改革を受けた、理事会や評議員会の役割の見直しが必要

主な実績	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度
理事会・評議員会・監事会の開催	9回	7回	10回

3 計画の評価・検証

計画の評価・検証については、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」において、第２次大津市地域福祉計画の基本目標２から４及び大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画の全体の評価・検証を行うとともに、今後の方向性を踏まえながら課題整理を行いました。また、「市庁内ワーキング」においては、第２次大津市地域福祉計画の基本目標１、基本目標５の評価・検証を行い、「市社協職員ワーキング」においては、大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画全体の施策や事業の進捗状況や課題把握を行いました。

また、地域の方や若い世代の方を対象に目的別の「懇談会」を開催し、市及び市社協の計画に対する意見、地域福祉に関する意見を伺いました。

【下線部は「４ 現状から見えてきた課題のまとめ」につながる、特に重要な現状や課題】

（1）第2次大津市地域福祉計画の評価整理

基本目標1 安心して相談できるしくみづくり 　　市庁内ワーキングからの意見

- 市内にはさまざまな相談窓口があり、各部署で同じような窓口一覧表が作成されている。今後、庁内で連携して統一した一覧表を作成するなど工夫が必要である。また、**相談窓口が複数あることで来庁者がわかりづらくなっている**面もあるため、**ワンストップ窓口**を設置し、スムーズに対応できる体制が必要。そのためには**窓口職員が制度を理解**し、他課と日頃から連携するなど、スキルアップすることも必要である。
- 広報やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で情報発信を行っているが、そういった**情報を受け取ることが難しい市民**もいる。地域の中で、相談に乗りながら情報提供を行うなどの関係づくりも重要である。
- **市民センターやすこやか相談所は地域の拠点であり、最も身近な相談窓口**として認識されている。**コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉士等を配置**し、さまざまな相談に対応できるような体制づくりを行うなど、**市民センターの活用**について検討する必要がある。

基本目標2 多様なネットワークの力で問題を解決していけるしくみづくり 　　プロジェクトチームからの意見

- **地域ケア会議**は市民と行政、専門職が連携して地域の課題に対応する場となるが、開催学区が増加していない。地域ケア会議の位置づけを明確にし、活動例や実施体制を周知し、開催を促進する必要がある。
- 地域で孤立する人や困難を抱えた人が多くなり、抱える問題も多様化・複雑化する中で、地域と福祉施設双方が交流を持ちたいと思っているが、地域の中で自然に交流できる機会があまりない。それぞれを結びつける**コーディネーターが必要。**
- **相談機関連絡会**では相談員同士の関係づくりを行っており、ケース検討や事例発表の場となっている。**援助職の困りごとを共有できる場**として、より一層、会の活用が求められている。
- 地域にいる潜在的な困難を抱えた人や制度の狭間にいる人の声を拾い、支援につなげていく役割が**コミュニティソーシャルワーカー**に期待されているが、**人数がまだまだ少なく、充実が求められている**。
- **ケアをしている家族を支援する場**があっても、場を紹介するだけでは支援につながりにくい。男性介護者や SOS が出しづらい人への介入が必要である。

基本目標3　一人ひとりを認めあい地域で支えあうまちづくり	プロジェクトチームからの意見

- 子どもから大人まで、幅広い世代の市民が、**福祉教育に接する機会**は重要であるため、学校同士や教育委員会等とのつながりや連携を強化するとともに、企画内容を精査・充実する必要がある。
- **地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用者、ニーズともに年々増加**しており、受け皿不足の状態が続いているため、安心できる受け皿を確保するための支援が急務である。
- 子どもや高齢者、障害のある人等への虐待防止に向けて、早期発見やとぎれない支援が求められる中で、人材不足や専門職の業務量過多等の課題が生じており、連携体制の強化が必要となっている。
- 地域の中で「助けて」と言える地域関係づくりには、地域の会議やサロンなど身近な取り組みが重要となるが、コミュニティソーシャルワーカー等が**「待つ」から「出向く」相談体制（アウトリーチ）により直接アプローチしていく**ことも必要である。
- 地域に応じた支えあい活動を促進するためには、**自治会加入率の向上**や**学区社協地域福祉活動計画の策定**が重要である。
- 災害ボランティアセンターや災害時要援護者台帳システムが緊急時にスムーズに運用されるよう、**平常時から自主防災組織や消防、関係機関等が協力**し、防災訓練や防災マップの作成・啓発を進める必要がある。

基本目標4　新しい参加とつながりを生み出すまちづくり	プロジェクトチームからの意見

- **自治会加入率の低下が深刻化**してきており、自治会加入の必要性や魅力を PR するだけでは加入促進が難しくなっている。自治会加入につながる条例づくりや実態調査の実施など、支援内容の見直しが必要である。
- ボランティアやNPOの活動を活発にし、**新たな参加者層を巻き込んでいく**ためには、市社協ボランティアセンターや市民活動センター等の**中間支援組織や調整役によるマッチング機能の強化が重要**である。また、子どもとの関わりがボランティアのモチベーションにつながっているという実態を踏まえ、**子どもや若者の参加を促進**し、活動を活性化する必要がある。

基本目標5　地域福祉を市民と行政が協働して進めるしくみづくり	市庁内ワーキングからの意見

- 職員の「協働」の知識や意識が十分でないため、研修の実施や地域活動、NPO 活動への参加・体験等を促進し、**職員の協働意識を向上**する必要がある。
- 市民の主体的な活動に対し、継続して事業が展開できるよう、協働で事業を行う際の相談や助成に対する申請相談など行政側の支援が必要である。
- 協働提案制度における市民提案型事業については、市民から随時提案を受け付けるなど、提案の機会を充実する必要がある。

（2）大津市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画の評価整理

目標1　市民のニーズを広く受けとめ対応します	プロジェクトチームからの意見

- **総合ふれあい相談**は、市民への周知や開設場所の利便性が十分でなく、専門職の認識も薄い。身近な相談窓口として専門職と連携し、専門相談にも対応できる**ワンストップ相談**を目指した、機能の充実が求められている。
- 生活支援物資の受入れと活用は、専門職からも評価が高く、地域としても具体的活用が見え、協力体制が得られやすい。今後は、市民に身近な市民センター等で行うことで、成果向上が期待できる。
- 地域における相談力の向上を目指して、**ふれあい相談員や傾聴ボランティア**を養成しているが、実際の活動事例が不明確であると指摘されている。相談員としての活動場所を提供するなど、実践を通じた経験を積むプログラムが必要である。
- 困りごとを抱えた人の相談をネットワークの力で解決するため、相談機関連絡会や精神保健福祉部会、企業との見守りネットワーク事業等を実施している。参加していない専門職や団体の認知度が低いため、成果の PR により**参加機関・団体の拡大**が求められる。
- **コミュニティソーシャルワーカー**は平成 24（2012）年度から配置しているが、役割や活用方法が浸透していない。今後、人員の充実や新たに配置される生活支援コーディネーターとの連携が求められている。

目標2　市民一人ひとりが生きる力を高めあう関係づくり	プロジェクトチームからの意見

- **地域福祉権利擁護事業**の利用は高齢者や障害のある人が中心となっているが、利用者の増加に対応するための受け皿の確保が必要。また、**制度の狭間にある若者や子どもも支援**を必要としている。受け入れ拡大にあたっては、対応する専門職員の配置による制度間の連携が重要である。
- 施設ボランティア研修を通じて、福祉教育や福祉学習に関する企画や地域、施設、利用者をつなぐノウハウを提供している。地域と施設の連携や市社協での実習生の受け入れにより人材育成につなげるなど、地域、施設、利用者ともに三方よしの関係になるよう、事業を推進する必要がある。
- ボランティアセンターを中心にボランティアの育成や活動場所の提供を行っているが、**マッチングや継続支援が十分でなく**、辞めてしまう人もいる。退職シニアや若者など、ターゲットごとの募集・育成方法を検討するとともに、学区やブロック単位で拠点を置くなど**市民参加が得られるようなしくみの構築が必要**である。
- 災害時にも強い支援体制づくりのため、災害時助けあいネットワークや災害ボランティアネットワークの充実・拡大に取り組んでいる。地域共通の関心事として、**地域の自主防災組織や団体・施設との連携を強化**することや、**若者の参加による地域の活性化**への期待が大きい。

目標3　市民が創る組織との協働関係を深めます	プロジェクトチームからの意見

- 学区内での問題解決や活動のさらなる発展を図るため、**学区社協地域福祉活動計画**の策定を推進しているが、学区により関係団体との連携に差があるため、策定学区を増やすことが難しい。市社協やあんしん長寿相談所等も巻き込み、**学区内の調整役の育成も兼ねた計画策定の推進**が求められる。
- **福祉委員**は学区社協のイベントやふれあい給食の協力支援等を担っているが、役割が不明確で依頼しにくいという課題があり、福祉委員が活動しやすいよう役割を整理することが求められている。
- 多様な組織や団体、ボランティア、NPO 等との連携において、市社協には、他の組織・団体や専門職、企業への調整・つなぎ役が特に求められている。各組織・団体の強みを活かし、連携により取り組みが充実するよう、地域やテーマにより連携するしくみづくりが必要である。

目標4　見える社会福祉協議会になります	プロジェクトチームからの意見

- 市社協の認知度向上のため、京阪電車のラッピングや募金型自動販売機の設置、広報の充実等に取り組み、一定の評価を得ているが、今後は、活動の中身が「見える」広報活動に力を入れ、イベントや活動への参加・協力者の増加につなげる必要がある。
- 社会福祉法人制度改革（改正社会福祉法 平成 28（2016）年３月 31 日公布）が行われ、経営組織内の意思決定のしくみの強化、事業運営の透明性の向上等、地域社会に貢献する法人のあり方の徹底が求められている。改革の内容にあわせて、市社協でも委員会や財源の確保等、大きな見直しが必要である。

（3）地域団体や若者世代による「懇談会」においての主な意見

【相談体制について】

- 広報でどこに相談すればよいか、制度の周知、専門職の仕事内容を周知する必要がある。
- 自治会ごとに存在するサロンでのつながり、**福祉委員**の活動を明確化し相談しやすい環境をつくる。
- 市民センター窓口の充実や、市民センターに意見箱を設置することで**相談力の向上**を図る。
- 市民センターでの**相談窓口の設置や受容力・つなぎ力の強化**が必要である。

【防災対策について】

- 学区単位の防災訓練だけでなく、**中高生を巻き込んだ防災教育**や訓練が必要である。
- 情報共有をしっかりし、お年寄りなど要配慮者を救護する体制が必要である。
- 子どもの目線で、実際に避難ルートを歩くことが大事。
- 災害支援物資などが、どこに行けば物資があるのか、どこに持っていけばいいか分かるマップなどの作成。

【新たな参加者の増加やボランティア活動について】

- 年々進む**自治会加入率の低下**から、今後の加入率の向上や加入によるメリットの見せ方などが課題となっている。
- ふれあいサロン、ふれあい給食、ボランティア活動、研修会などで**新しい参加者を巻き込む**。
- ボランティア精神をみんながもてるように、福祉関係の授業や、学校にボランティア部をつくる。
- 観光客と地元の人の関わりがもてるよう、観光ボランティアを行う。

【地域や専門職のつながりづくりについて】

- 地域の人とのコミュニケーションや傾聴活動、**福祉教育の推進**、**ボランティア活動の推進**、訪問活動などが必要である。
- **地域の人が集まれる場**を増やし、孤立しないよう世代間交流を行う。
- 日頃からの**ご近所でのつながり**や地域コミュニケーションの向上、企業との連携、回覧板の活用などソフト面の充実が必要である。
- 親睦会や交流会などでコミュニケーションをとり、日常の連携や付きあいを大切にする。
- 研修会、講演会、交流会の開催時に**専門職との連携**を図る。

【その他】

- バスの増便や自転車の利用、移動スーパーなど交通や移動の充実が必要である。

4　現状から見えてきた課題のまとめ

「１　現状から見た特徴と課題」、「２　計画の事業評価」、「３　計画の評価・検証」、そして現在の地域福祉を取り巻く環境等から見えてきた主な課題について整理しました。

課　題 1

情報と相談は“発信”＋“出向く”の2段構え！

必要な人に届ける、届くしくみづくり

福祉に関する情報を一方的に発信しても、関心のない人や情報を受け取ることが難しい人には届きにくいことが想定されます。既存の情報提供媒体の改善や、新たな提供方法の検討を進めるとともに、地域の中の情報共有を促進する必要があります。また、市民センターやすこやか相談所の相談窓口については、市民が気軽に利用できる身近な相談場所として位置づけるとともに、地域のネットワークを活かして、訪問相談などを実施し、信頼関係を築きながら困難を抱える人のＳＯＳを引き出すことも重要となっています。

■課題分析の流れ

主な取り組み
- 「健康・福祉相談ホットライン」の配付による相談窓口の周知
- ホームページやＳＮＳ等での情報発信
- 保健福祉ブロックごとに総合ふれあい相談を実施

主な現状
- 窓口が複数あり市民にわかりづらくなっている
- 一方的な情報発信では支援が必要な人に届いていない
- 総合ふれあい相談は利用がない場所もある

今後の課題
- 情報提供方法の改善や検討
- 地域内の情報共有の促進による、直接的な情報提供
- 訪問相談など「待つ」から「出向く」相談体制（アウトリーチ）の促進
- 身近な相談場所としての市民センターの活用

課　題 2

総合相談に取り組む！

職員、相談員のスキルアップと支援ネットワークの強化

子どもや若者、高齢者などの世代横断的な課題や生活困窮等の複合的な要因が絡んだ課題を抱える人が多くなる中で、分野を問わない総合相談の体制がより重要になってきています。社会的支援が必要な人が抱える課題のニーズを受け止めて適切な支援につなぐことができるよう、職員や民生委員児童委員等の相談力の向上を図るとともに、関係機関の役割を明確にしながら支援ネットワークを機能させる必要があります。

■課題分析の流れ

主な取り組み
- 初期相談に応じる職員や民生委員児童委員等へのスキルアップ研修
- ふれあい相談員や傾聴ボランティアの育成

主な現状
- 課題が多様化し、１つの課での対応が難しい
- 認知症や生活困窮世帯等、支援が必要な人や世帯が増加し、要因が複合化することで支援が困難になっている

今後の課題
- 専門相談にも対応できる総合相談の体制を整備
- 多様化・複雑化するニーズに応えるための相談力の向上と支援ネットワークの強化

課　題
3

東日本大震災、熊本地震…、市、地域でできること！
平常時から緊急時まで、安全・安心な支えあい

全国的に地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発する中、地域の避難訓練などを通して、災害発生時には円滑に災害対応ができるよう組織体制を整備するとともに、地域住民同士がどのように助けあうのかを話しあうなど、普段から「お互いさま」の関係づくりに取り組む必要があります。

■課題分析の流れ

主な取り組み
- 全 36 学区に組織されている自主防災組織における防災訓練の実施
- 災害時にも強い支援体制づくりを目指した災害時助けあいネットワークの充実
- 災害ボランティアセンター開設のための研修

主な現状
- 大規模災害が発生した際の地域コミュニティのあり方や災害対策の見直しが求められている
- 避難行動要支援者名簿登録者が増加している
- 学区関係者に加えて地域の団体や若者も巻き込んだ防災活動が必要

今後の課題
- 災害発生時にスムーズに非常事態体制に移行できるような平常時からの体制整備
- 自主防災組織と地域の団体や施設、若者との連携強化
- 商工会や企業等との連携強化

課　題
4

地域力と受援力は生きる力！
持続可能な地域づくりに向けた新たな参加とつながり

高齢化や核家族化の進行により、誰もが支援を必要とする可能性があります。地域の中で「助けてほしい」と言いあえる関係づくりが一人ひとりの生きる力となります。また、学区で活動する学区社協、地区民生委員児童委員協議会、福祉委員等の役割を明確化することにより協力体制の充実を図ることや、大学生や中高生といった若者も巻き込んだ地域住民主体の活動を創出し、日頃から地域住民同士が支えあえる地域づくりが、持続可能な地域社会づくりにおいて必要不可欠です。

■課題分析の流れ

主な取り組み
- 福祉のまちづくり講座等を通じた市民の福祉意識や人権意識の向上
- ボランティアセンター等におけるボランティアの育成とマッチング
- 自治会活性化に向けた加入促進

主な現状
- 高齢化や核家族化の進行により、生活支援を必要とする人も増加している
- ボランティア登録者数や自治会加入者等、地域で活動する人が減少している

今後の課題
- 日頃から地域住民同士が支えあえる小地域福祉活動の充実
- 困っている人や地域の課題を他人事にせず気軽にサポートできる意識醸成と活動の創出
- 若者を巻き込んだ活動促進

課　題
5

みんながつながりたいと思っている、行政、社協ノウハウの見せ所！
つながりの機会の活用と強化

多くの課題に共通するキーワードとして、「つなぎ・調整役としての行政や社協の役割」について協議されました。地域福祉で展開されている活動の多くが「協働」の取り組みと言えます。

課題が多様化・複雑化する中で、行政、市民、専門職、関係団体、企業等、互いにつながることで相乗効果により地域が活性化し、困難な課題に対する支援が可能となります。行政や社協のコーディネート機能を強化し、互いが連携・協働することにより時代のニーズに応じた新たな取り組みを進める必要があります。中でも、専門職の連絡会や同分野の団体同士のネットワークについては、新たな参加を創出し連携を発展させ、市民と専門職、施設と地域など、多くの人がつながる機会として活用するしくみが求められています。

■課題分析の流れ

主な取り組み

- 市民と行政、専門職が連携して地域の課題に対応する地域ケア会議の開催
- 相談機関連絡会での相談員同士の関係づくり
- コミュニティソーシャルワーカー等によるニーズ対応
- 協働に関する市民や職員へのシンポジウムや研修等の開催

主な現状

- 団体・ボランティア・NPO との連携におけるつなぎ役が必要
- コミュニティソーシャルワーカーの役割やつなぎ方が不明確
- 地域包括ケアシステムに基づき、生活支援コーディネーターが配置される
- 職員の協働の知識や意識が十分でない

今後の課題

- 連携する専門職や団体等の拡大と活動の浸透
- 専門職や団体同士のネットワークを、多くの人がつながる機会として活用するしくみづくり
- 相乗効果を生み出す、行政や社協のコーディネート機能の強化
- 課題の多様化に対応するため、職員等の協働意識の向上

第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

誰もが、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、市及び市社協では本計画を一体的に策定しました。

これまでの取り組みをさらに充実・発展させるため、市民、関係団体、ＮＰＯ、事業者、社会福祉協議会、行政等、これらの多様な主体によるネットワークの力で課題を発見し、解決することができる体制づくりや、一人ひとりがかけがえのない人間として尊厳を持って生きていることを認識し、生きる力を高めあい、支えあうことのできるまちづくり、そして、ともに考え、行動し、新しい参加とつながりを生み出すことができるしくみづくりに取り組む必要があります。

これらのことを踏まえて、第１次、第２次大津市地域福祉計画で掲げた基本理念「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を踏襲するとともに、市社協が「大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画」で掲げた理念「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」にあるよう、市民・当事者が主体の福祉のまちづくりをさらに推進し、地域福祉をみんなで進めることができる社会の実現を目指します。

一人ひとりを認めあい、支えあう、
おおらかなまち“大津”

『おおらかなまち “大津”』とは？

大津は、母なる琵琶湖と、雄大な比良・比叡の山並みに囲まれた自然豊かな地域です。
大津は、古くから城下町、宿場町、港町、門前町として栄えた歴史豊かな地域です。
大津は、京阪神のベッドタウンとして、多様な世帯が移り住みやすい地域です。

大津は、自然に恵まれ、歴史的に人や文化の交流が盛んであり、他を受け入れる“こころ”のゆとりと人間性が豊かなまちです。このような心持ちをもつ“大津のまち”の特徴を表す言葉として「おおらかなまち“大津”」と表現しました。

※「おおらかなまち」という表現は、第１次大津市地域福祉計画策定の委員会で、柳田貞男委員（当時「NPO 法人ふれあい大津」理事長）が、大津のまちを紹介するときに発言されたものです。その後、この表現が、計画の理念の中で活用されることとなったという経過があります。

2 計画の基本目標

第２次大津市地域福祉計画、大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画を推進する中での課題や方向性を市、市社協がともに共有し、第２次大津市地域福祉計画の５つの基本目標及び、大津市社会福祉協議会第４次地域福祉活動計画の４つの目標を整理し、３つの基本目標を設定しました。

基本目標 1 多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

市や市社協がともに、地域で活動する団体等のまちづくりに関係する人々や組織との協働により、社会の変化に伴う新たなニーズや問題を早期に発見し、既存の制度では対応しきれない問題を解決することができる体制づくりに取り組みます。

また、検討事例や研修を通じ、職員のスキルアップを図り、多様化・複雑化する相談への対応に必要不可欠な関係機関や民生委員児童委員とのネットワーク体制をさらに強化することで相談受付・対応力の向上を目指します。

基本目標 2 一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり

市民一人ひとりが、福祉はすべての人に関わる問題であるという認識を深めるとともに、身近な場所で福祉を学び、ともに理解や共感ができる機会や場を提供します。また、一人ひとりが生きる力を高め、小地域での見守りや支援が必要な人の把握に努め、日頃から地域で支えあうことができるまちを目指します。

さらに、災害や緊急時に対応するための基盤として、平常時から地域が一体となった安心・安全の確保に関する取り組みを進め、環境やしくみの構築に取り組みます。

基本目標 3 新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

多様な組織・団体の多角的な視点からの協力と、ボランティアやＮＰＯとの連携により地域福祉活動がより活性化するとともに、市内の多様な組織との協働関係をより深める取り組みを進めます。

また、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進するため、地域のふれあいや交流できる場づくりとともに、さまざまな地域活動へ中高生や大学生が参加するなど、新たな参加やつながりを生み出すしくみづくりに取り組みます。

■前回計画からの基本理念・基本目標の変遷

第2次 大津市地域福祉計画	大津市社会福祉協議会 第4次 地域福祉活動計画	第3次大津市地域福祉計画・ 第5次大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画
基本理念 一人ひとりを認めあい、 支えあう、おおらかなまち“大津”	計画の理念 市民・当事者が主体の 福祉のまちづくりを進めます	基本理念 一人ひとりを認めあい、 支えあう、おおらかなまち“大津”
基本目標１ 安心して相談できる しくみづくり 基本目標２ 多様なネットワークの力で 問題を解決していけるしくみづくり	目標１ 市民のニーズを広く受けとめ 対応します	基本目標１ **多様なネットワークの力で 市民のニーズを広く受け 止め解決する体制づくり**
基本目標３ 一人ひとりを認めあい地域で 支えあうまちづくり	目標２ 市民一人ひとりが生きる力を 高めあう関係づくり	基本目標２ **一人ひとりが生きる力を 高めあい支えあえる 地域コミュニティづくり**
基本目標４ 新しい参加とつながりを生み 出すまちづくり 基本目標５ 地域福祉を市民と行政が 協働して進めるしくみづくり	目標３ 市民が創る組織との協働 関係を深めます	基本目標３ **新しい参加とつながりを 生み出すしくみづくり**
	目標４ 見える社会福祉協議会に なります	

3 施策体系

この計画の施策体系を次のように設定します。

基本理念　一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”

基本目標1　多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

市や市社協、地域で活動する人々などとの協働により、問題を早期に発見し、既存の制度では対応しきれない問題を解決することができる体制づくりに取り組みます。また、相談受付・対応力の向上を目指します。

重点項目1　総合相談窓口の体制整備

方向性と取り組み

1－1　情報を必要な人に届ける取り組みの充実

市
①福祉情報をよりわかりやすく届けます

市社協
①本当に必要な人の手元まで福祉情報を届ける工夫をします

1－2　市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

市
①地域で、気軽に相談できる環境（場）を整備します
②相談に幅広く対応できる連携体制をつくります

市社協
①地域に出向き課題の掘り起こし（アウトリーチと地域アセスメント）に努めます
②相談機関、関係機関との連携の強化を図ります

1－3　相談を受け止め、対応する力の向上

市
①相談に関わる人々の相談力を高めます

市社協
①地域の中での相談力の向上を図ります

1－4　コーディネーション力の高い専門職の充実

市
①コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等が充実するよう支援します

市社協
①コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等の充実と質の向上を図ります

1－5　権利擁護支援の充実

市
①地域の権利擁護体制を整備します
②成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用を促進します
③虐待の防止と対応の充実を図ります
④困難を抱える人々への支援の充実を図ります

市社協
①その人らしく地域で生活するための権利擁護のしくみづくりに努めます
②権利擁護関係機関などとの連携強化を図ります

1－6　大津市における地域包括ケア体制の構築

市
①介護保険制度における地域包括ケアシステムを推進します
②すべての市民が必要なケアを包括的に受けられる体制を検討します

市社協
①誰もが参加できる地域包括ケアに向けた地域力の向上を目指します
②地域での助けあい、支えあい活動の把握と連携の充実に努めます

基本目標2　一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり

地域住民が、福祉について理解・共感ができる機会や場を提供します。さらに、平常時から関係機関や地域との連携を推進し、災害や緊急時に対応するための環境やしくみの構築に取り組みます。

重点項目2　生活困窮者自立支援事業の推進

方向性と取り組み

2－1　福祉学習の推進

市
①福祉学習の場を広げます

市社協
①新たな福祉学習の開発に努めます
②地域の中で福祉を学べる場を増やします

2－2　生きる力を育む場づくり

市
①地域のニーズに応じた新たな活動を推進します

市社協
①一人ひとりの受援力を高めるとともに、地域で助けあえる関係づくりを進めます
②地域のニーズにあわせた新しいしくみをつくります

2－3　小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

市
①学区社協の活動が充実するよう支援します
②自治会等の活性化を支援します

市社協
①学区社協の運営と活動への支援を行います
②福祉委員の役割の明確化を図ります

2－4　災害時にも強い支援体制づくり

市
①災害時にも支えあえるしくみをつくります

市社協
①常設災害ボランティアセンターの充実を図ります
②地域の力を活かした災害時の体制づくりに努めます

基本目標3　新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

市内の多様な組織との協働関係をより深める取り組みを進めます。
また、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進し、新たな参加やつながりを生み出すしくみづくりに取り組みます。

重点項目3　新たな参加を生み出すボランティアセンターの取り組み

方向性と取り組み

3－1　ボランティアやNPO活動の推進

市
①ボランティアや NPO の活動の場を充実します

市社協
①市社協ボランティアセンターの機能の充実に努めます
②ボランティアやＮＰＯとの連携の場をつくります

3－2　新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進

市
①誰もが参加しやすい場づくりを進めます

市社協
①退職シニアの参加促進を図ります
②若者の参加促進を図ります

3－3　地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

市
①住民自治組織・各種団体等との連携を図ります

市社協
①学区社協地域福祉活動計画作成を通してつながりを広げます
②社会福祉施設・団体・事業所との連携を図ります

3－4　地域福祉を協働で進める取り組みの推進

市
①協働に向けた体制の充実を図ります
②協働で取り組む事業を進めます

市社協
①社会福祉法人との連携と支援に取り組みます
②大学との連携を図ります
③企業などとの連携による取り組みを進めます

第4章　施策の展開

基本目標 1

多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

「民生委員児童委員の相談活動セミナーの様子」

現状・課題

○福祉関連事業やサービス、制度に関する情報は、市や市社協が提供するものも含めて多種多様であり、市民自ら適切な情報を選択することが難しい場合も少なくありません。また日頃、広報やホームページ、SNS 等を見ない人でも、必要な時に情報を得ることができるようなしくみづくりが求められています。

○困難を抱えた人が相談や支援につながるよう、身近な地域の見守り機能を強化するとともに、専門職が地域に出向き課題やニーズの掘り起こしを進める必要があります。さらに、多様な相談に対し分野を問わず、身近な場所で相談ができる総合相談を定期的に開催できるよう、相談にあたる職員や民生委員児童委員等のスキルアップと地域と専門職、専門職同士などのネットワークの強化が重要となっています。

○地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等は、今後も利用者増が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足している状況にあります。また、生活保護に至る前段階から自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度においては、関係機関が協力し地域資源を活用しながら、支援が必要な人の生活、就労、教育など段階に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

重点項目 1　総合相談窓口の体制整備

高齢者、障害のある人、子育て家庭、悩みを抱えた若者、生活困窮者など、多様で複雑な福祉課題を抱えた人が市内に多くなる中で、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援に的確・迅速につなぐことが重要になっています。

こうした、多様で複雑な相談を、分野を問わず、専門職や地域の皆さんと連携を図りながら、身近な場所で気軽になんでも相談ができる総合相談窓口を定期的に開催できるよう体制の整備を図ります。

■総合相談窓口のイメージ図

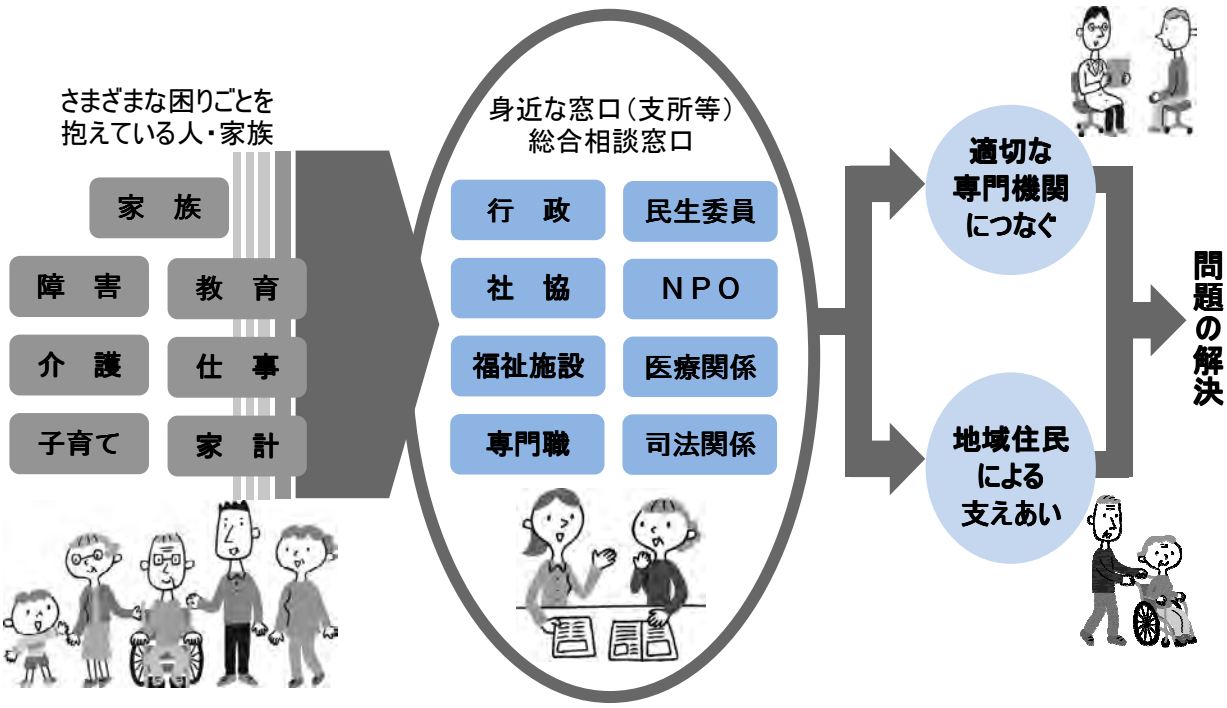

■ロードマップ

平成	29（2017）	30（2018）	31（2019）	32（2020）	33（2021）	年度
	総合相談窓口の体制整備					
		総合相談窓口設置に向けて協議・検討				
		（モデル地区による実施・検証）			運用開始	

方 向 性

1－1 情報を必要な人に届ける取り組みの充実

地域の困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないよう、身近な相談窓口等の情報提供を行います。また、さまざまな媒体を活用し、誰もが必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報を必要な人に届ける取り組みを充実します。

市が取り組むこと

① 福祉情報をよりわかりやすく届けます

より見やすいホームページの作成や、複数ある相談窓口の用途を記載するなど、適切な相談窓口が見つからない、届ける情報が多くなり、ニーズに合致したものが選択しづらいなどの状況にならないよう、誰もがわかりやすい情報提供を行います。

主な事業

1)見やすい福祉のホームページの作成

2)新たな方法による情報の発信（SNS、アプリ、各種情報誌等の活用）

市社協が取り組むこと

① 本当に必要な人の手元まで福祉情報を届ける工夫をします

普段、福祉情報にふれることがない人でも、困った時や心配ごとが生じた際に、容易に目的の情報や相談窓口につながるよう、ホームページや SNS、広報紙等による情報提供を行います。

主な事業

1)ホームページの充実とSNSの活用

2)広報紙等の配布と設置場所の工夫

3)「困ったときは大津市社協へ」の地域・専門職への周知

参 考 指 標

事 業	平成 27（2015）年度	平成 33（2021）年度	担当
誰もがわかりやすい福祉情報紙の作成、配布	市の相談窓口に対する情報紙を各課それぞれが作成・配布	各種相談窓口が連携し、よりわかりやすい情報紙を作成	福祉政策課
見やすい福祉のホームページの作成	大津市のホームページに各種福祉情報を発信	大津市のホームページ上で、誰もがすぐに必要な福祉情報にアクセスできるよう工夫し、情報を発信	福祉政策課
広報誌「おおつ社協ニュースひまわり」の発行	年３回の自治会回覧と年１回の各戸配布	自治会回覧・各戸配布に加え、店舗や駅等への設置	市社協

方 向 性

1－2　市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

問題が深刻になる前に的確な相談場所で職員が対応する初期相談を充実するため、相談者が気軽に相談できる環境を整備するとともに、困っている人への訪問を行い、サポートするしくみをつくります。

市が取り組むこと

① 地域で、気軽に相談できる環境（場）を整備します

身近な相談窓口である、市民センターなどを活用し、総合相談ができる環境（場）を整え、専門的な相談にも対応できるよう体制の強化を図ります。

主な事業

1)身近で総合的な相談ができる場の検討（市民センターの活用）
2)訪問活動による相談の充実（民生委員児童委員による“愛”の全戸訪問等）
3)子育て相談の充実
4)すこやか相談所での相談事業の充実（来所・電話及び学区担当保健師による訪問活動）

② 相談に幅広く対応できる連携体制をつくります

多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、専門職や関係機関が事例を共有し、検討できるよう、連携体制を構築します。

主な事業

1)保健福祉分野の連携強化（要保護児童対策地域協議会の運営、障害者自立支援協議会の運営等）
2)民生委員児童委員による見守り活動への支援
3)多様な分野との連携強化（生活困窮者自立支援事業における庁内連携会議、地域連携会議等）

市社協が取り組むこと

① 地域に出向き課題の掘り起こし（アウトリーチと地域アセスメント）に努めます

コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等が支援につながりにくいさまざまな生活課題を受け止めるとともに、地域に出向き課題の掘り起こしや地域のニーズ把握に努めます。

主な事業

1)コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等によるアウトリーチ
2)生活困窮者自立支援事業の推進
3)民生委員児童委員によるネットワーク台帳の推進

② 相談機関、関係機関との連携の強化を図ります

初期相談からスムーズに支援へつながるよう、担当職員同士の情報共有をきめ細かく行うとともに、相談機関や関係機関の連携強化を図ります。

主な事業

1)総合ふれあい相談の充実
2)相談機関連絡会の開催
3)高齢者等地域見守りネットワーク事業の推進
4)市民センター等を活用した総合相談会への協力

参　考　指　標

事　業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問実施率	94.7%	訪問が実施できていない家庭への継続的な見守り及び必要な支援の実施	健康推進課・子育て総合支援センター
すこやか相談所健康相談件数	健康相談　5,822 件	健康相談　5,900 件	健康推進課
心配ごと相談所の開設数	7 箇所	36 箇所に向けて検討	市社協
高齢者等地域見守りネットワーク事業所の拡大	6 事業所	15 事業所	市社協

方 向 性

1－3 相談を受け止め、対応する力の向上

困っている人が安心して相談できる環境づくりのために、初期相談を受ける職員や民生委員児童委員等がしっかり困りごとを受け止め、複雑な問題は専門機関へ確実につなげるよう、対応力の向上を図ります。

市が取り組むこと

① 相談に関わる人々の相談力を高めます

多様化・複雑化する福祉課題に対応するにあたり、まず相談を受け止め、関係部署へ適切につなぐことができるよう、福祉保健関係課等の職員に対し、業務内容を理解し、スキルアップを図る研修を実施します。

主な事業

1)福祉保健関係課職員への研修の充実（福祉事務所職員研修、新任研修等）

2)身近なところで相談を受けとめる方への研修の充実（市民センター等の職員、民生委員等の研修）

市社協が取り組むこと

① 地域の中での相談力の向上を図ります

困りごとを抱えた方の「SOS」を身近な地域でいち早くキャッチすることができるよう、民生委員児童委員を対象にした相談活動セミナーのほか、傾聴ボランティア講座、福祉委員の研修等を通じて、地域の中での相談力の向上を図ります。

主な事業

1)民生委員児童委員への相談活動セミナーの開催

2)傾聴ボランティア講座の開催とフォローアップの充実

3)福祉委員研修会の開催支援

参 考 指 標

事 業	平成 27（2015）年度	平成 33（2021）年度	担当
福祉保健関係課職員等への研修	「新任研修」「権利擁護・成年後見制度研修」「専門研修」	相談者が相談を受け止め、適切に担当課へつなげるよう研修内容を充実させるとともに、確実につなげるしくみづくりに取り組む	福祉政策課
民生委員児童委員相談活動セミナー（中級）修了者数	159 名	500 名 （5 年間で）	市社協

方 向 性

1－4 コーディネーション力の高い専門職の充実

多様化・複雑化する相談や課題を解決していくためには専門職の力が不可欠です。生活支援コーディネーターが新たに配置されることにあわせて、コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター等の役割を広く周知し、人と専門職、そして地域を結びつける力を育てます。

市が取り組むこと

① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等が充実するよう支援します

コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーターが課題に対する相談や支援の要として機能するよう、適正な配置を行います。

主な事業

1)専門職の配置支援（コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等）

市社協が取り組むこと

① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等の充実と質の向上を図ります

コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等のコーディネーション力が向上するよう、研修等を充実します。

主な事業

1)研修体制の充実

2)実践報告の見える化

3)ボランティアコーディネーション力の向上

参 考 指 標

事 業	平成 27（2015）年度	平成 33（2021）年度	担当
コミュニティソーシャルワーカーの充実への支援	地域福祉活動推進のため、５名のコミュニティソーシャルワーカーを設置	健康福祉7ブロックに専門職を配置し、地域、専門職、団体等のつながりによる福祉課題の解決に取り組めるよう支援する	福祉政策課
研修会への積極的な参加	県社協主催研修へ参加	専門研修会へ参加	市社協

方 向 性

1－5 権利擁護支援の充実

個人としての尊厳が尊重され、その人らしく生きることは当然の権利です。虐待を受け、個人の権利が侵害されないよう、障害のある人への支援や高齢化社会を見据えた権利擁護の取り組みを充実させ、要支援者一人ひとりの権利が守られる体制を整備します。

市が取り組むこと

① 地域の権利擁護体制を整備します

支援を必要とする人が、支援が必要な時に利用することができる体制の整備について、権利擁護サポートセンターを中心に行政や社協、あんしん長寿相談所等との連携を進めます。また、市民後見人の養成を目指して、研修や啓発等を通じて市民参画による権利擁護支援を充実します。

主な事業

1)権利擁護サポートセンターの機能強化と充実
2)市民参画による権利擁護支援の充実
3)関係団体との連携体制の強化
4)職員への専門的サポート体制の充実

② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用を促進します

認知症や知的障害、精神障害などにより福祉サービス利用にかかる契約締結や日常的な金銭管理において、自身で判断することが難しい人でも自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援に取り組みます。

主な事業

1)成年後見利用支援事業の充実（報酬助成・市長申立）
2)地域福祉権利擁護事業の利用支援

市社協が取り組むこと

① その人らしく地域で生活するための権利擁護のしくみづくりに努めます

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用支援を進めるとともに、親族後見人、専門職後見人以外の受け皿を確保するため、法人後見事業を推進し、その人らしく地域で生活するためのしくみが安心して利用できるよう取り組みます。

主な事業

1)地域福祉権利擁護事業の充実
2)法人後見事業の推進
3)生活困窮者自立支援事業の推進（再掲）
4)おひとりさま高齢者あんしん事業（仮称）の検討

② 権利擁護関係機関などとの連携強化を図ります

地域の関係団体や事業者同士、市の関係機関、社会福祉協議会等、地域福祉に関わる関係組織が連携し、介護保険や障害福祉事業等の制度間の連携を図り、総合的に地域福祉を推進していきます。

主な事業

1)市社協部門間連携による支援体制の充実
2)専門職間連携による支援体制の充実

市が取り組むこと

③　虐待の防止と対応の充実を図ります

児童や高齢者、障害のある人に対する虐待、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）など、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。

主な事業

1)児童虐待対応の体制強化

2)高齢者虐待対応の体制強化

3)障害のある人への虐待対応の体制強化（障害者虐待防止センター）

4)ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）対応の体制強化

④　困難を抱える人々への支援の充実を図ります

生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。また、自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

主な事業

1)生活困窮者自立支援事業の推進

2)子どもの貧困対策の充実

参　考　指　標

事　業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
権利擁護･成年後見制度利用支援件数	1,672 件	2,000 件	福祉政策課
地域福祉権利擁護事業と成年後見事業の一体的な支援(法人後見の受任数)	0 件	20 件	市社協
子どもの居場所づくり活動数(寺子屋プロジェクト)	18 箇所	36 箇所	市社協

方 向 性

1－6 大津市における地域包括ケア体制の構築

すべての市民が、地域でその人らしく生きることができるよう、当事者や介護者を中心として、医療・介護・専門職・ボランティア・地域団体・NPO 等の各団体が連携し、課題解決に向けて、切れ目のないサービスが提供できる地域包括ケアを推進します。

市が取り組むこと

① 介護保険制度における地域包括ケアシステムを推進します

複数の福祉的な課題を抱えている当事者や家族などケアを行っている人に寄り添い、医療や介護・介護予防、また、住まいや日常生活の支援など、包括的・継続的に支援していく体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指します。

主な事業

1)地域ケア会議の充実
2)あんしん長寿相談所の機能の強化
3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備
4)ケアをする人を支える体制整備

② すべての市民が必要なケアを包括的に受けられる体制を検討します

子どもや障害のある人、さまざまな困難を抱えた人など、すべての市民が地域社会の一員として暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、切れ目なく一体的に必要なケアを提供できる体制を検討します。

主な事業

1)保健・医療・福祉の連携の検討

市社協が取り組むこと

① 誰もが参加できる地域包括ケアに向けた地域力の向上を目指します

市民や行政、専門職が協力して地域包括ケアに取り組んでいくため、日頃からのつながりを構築し、課題解決へのサポートが得られるよう、地域力の向上を目指します。

主な事業

1)生活支援体制整備事業の充実
2)生活支援コーディネーターの充実と協議体の開催
3)あんしん長寿相談所との連携

② 地域での助けあい、支えあい活動の把握と連携の充実に努めます

市民と専門職同士、また、市民と専門職等のネットワークを強化し、困難を抱えている人に必要な支援を提供できるよう、地域での助けあい、支えあい活動を把握するとともに、生活支援におけるコーディネート機能を充実します。

主な事業

1)地域での助けあい、支えあい活動の充実と居場所づくりの推進

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域包括ケアシステムにおける第２層（保健福祉7ブロック）協議体の設置	0 箇所	7 箇所	長寿政策課
介護サービス情報公表システムによる社会資源の発信	0 件	300 件	市社協

基本目標 2

一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり

「学区社会福祉協議会が行う寺子屋プロジェクトの様子」

現状・課題

○地域福祉を推進していくためには、市民が地域のさまざまな課題に気づき、その解決に向けた方法を学ぶことが必要です。また、家庭や学校と連携して子どもの頃から福祉教育に取り組み、地域の中で協力して住みよいまちづくりを進め、お互いさまの気持ちで助けあえる力を育てることが大切です。

○自主防災組織において、日常的に地域のコミュニケーションを図り、防災訓練の実施や防災マップの作成・活用を進めるとともに、地域の団体や施設との連携、中高生や大学生といった人材の確保に向けたしくみづくりが求められています。

○小地域における身近な相談、見守り活動の要となる自治会や学区社会福祉協議会の取り組みが重要です。活動参加者や担い手の確保など、福祉活動が活性化するよう、新たな取り組みや体制づくりが重要です。

重点項目 2　生活困窮者自立支援事業の推進

平成 27（2015）年４月に施行された生活困窮者自立支援事業に基づき、経済的困窮に陥った方、地域や社会から孤立している方への支援や子どもの貧困対策等に取り組むと同時に、一人ひとりの受援力を高め、助けあえる地域づくりを進めています。

これまでの活動を活かし広げること、地域や当事者の力を借りながら、協働と連携により支援を進めること、相談者自身の力を活かし、一人ひとりにあった支援を行うことが大津市の取り組みの特徴として挙げられます。

今後も、地域福祉の視点で地域のネットワークを活かし、支援の輪を広げながら、生活困窮者自立支援事業を推進します。

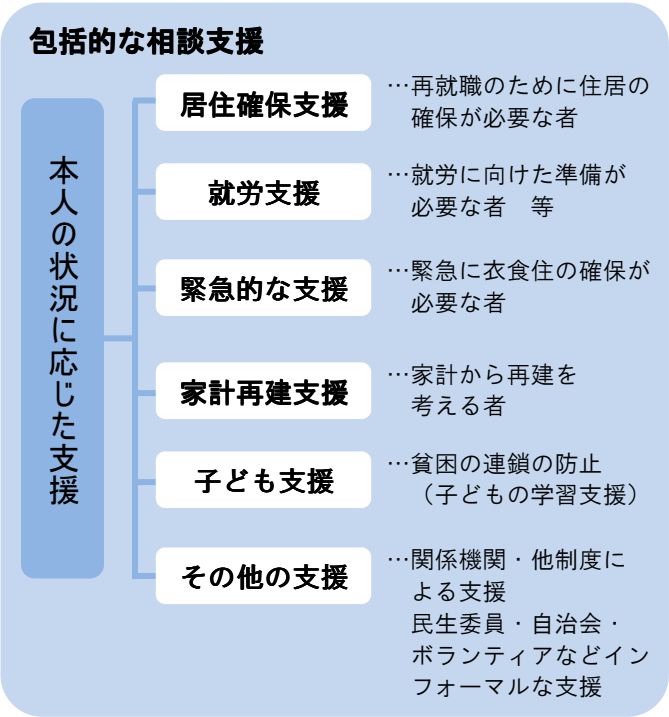

資料：生活困窮者自立支援制度について　厚生労働省社会・援護局地域福祉課　生活困窮者自立支援室　平成 27 年7月　資料より

■大津市における生活困窮者支援

ネットワーク型の支援・伴走型の支援

生活困窮者自立支援事業は、支援に関わる組織・団体の持ち味やノウハウを活かし、協働と連携により進めます。

また、相談者一人ひとりの思いに寄り添いながら、伴走型の支援を行います。

地域の力を支援につなげる取り組み

事業所・企業等の協力により、就労に向けたステップアップの場として就労体験や中間的就労を推進します。

また、今日明日食べるものがない状況で相談に来られた方に、地域から寄せられた食料等をお渡しするなど、ひとりの課題を地域の課題とし、支えあうしくみを広げます。

一人ひとりの生きる力を高める居場所づくり

子どもが信頼できる大人や若者に出会う機会となるよう、学区社会福祉協議会やＮＰＯ、ボランティアの力で学習支援とあたたかい居場所づくりを進めます。

当事者サロンでは、気軽に話せる仲間をつくり、「孤立からの脱却」につなげるとともに一歩前へ進む自信を育てます。

方 向 性

2－1 福祉学習の推進

一人ひとりが、かけがえのない人間として、いつまでも尊厳をもって生きることができ、お互いを認めあい、理解しあえるよう日頃から地域で支えあうことができるまちを目指します。

市が取り組むこと

① 福祉学習の場を広げます

福祉に対する関心を高めるとともに、福祉の担い手の裾野を拡大するため、さまざまな機会を通じて福祉学習を展開し、市民の思いやりの心を育み、福祉の意識を醸成します。

主な事業

1)出前講座の充実

2)教育機関等における総合的な福祉教育の推進

3)市社協との連携による福祉学習の充実

市社協が取り組むこと

① 新たな福祉学習の開発に努めます

個別のニーズに対応したプログラムを提案します。また、子どもの頃から福祉体験ができるよう、福祉教育担当者の情報交換会や社会福祉施設での受け入れについて調整を図ります。

主な事業

1)学校、企業、福祉施設と連携した福祉学習メニューづくり

2)当事者の声を届けるプログラムづくり

② 地域の中で福祉を学べる場を増やします

身近な地域で福祉学習ができる機会として、福祉のまちづくり講座を学区社協で開催し、地域の力を活用した福祉学習の場づくりを推進します。

主な事業

1)地域の力を活用した福祉学習の場づくり

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域福祉に関する出前講座の充実	実施回数 0 件	出前講座のメニューを再検討するとともに、周知方法の見直しなど、活用機会を増やす取り組みの検討・実施	福祉政策課
福祉学習メニューの充実と担い手の育成	福祉用具を使った体験や当事者による講話の実施	地域福祉をテーマにした学習メニューづくりや福祉学習を実施する担い手の育成	市社協

方 向 性

2－2 生きる力を育む場づくり

一人ひとりが、生きる力を高めあう関係をつくることが、まちづくりに主体的に関わるために必要となります。支援を必要としている人が自ら「SOS」を発信できる地域の雰囲気づくや周囲がそれに応えて支援できる関係づくりが構築されるよう、活動や学習の機会を提供するとともに、生活支援コーディネーターなど、専門職の活動を充実します。

市が取り組むこと

① 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します

公的な福祉サービスでは対応できない地域のニーズに対応するため、地域住民が主体となる支援活動の充実を図ります。また、地域住民が支援者となり、日頃の助けあいが地域で展開されるよう、地域活動の充実を図ります。

主な事業

1)地域での子育て支援事業の実施（つどいの広場事業・子育てステーション事業）

2)子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業）の充実

市社協が取り組むこと

① 一人ひとりの受援力を高めるとともに、地域で助けあえる関係づくりを進めます

「自分のことは自分でする」という考えが、悩み事を抱えたときには「人に頼ることは恥ずかしい」という要因になってしまい、孤立化にもつながることが考えれらます。一人ひとりが自己責任ではなく、普段から「助けて」と言いあえる関係をづくりを進めます。

主な事業

1)当事者サロン・グループ支援の推進

2)子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業）の充実

3)ファミリーサポートセンターの会員の拡充

② 地域のニーズにあわせた新しいしくみをつくります

支えあい、見守りは実際には各地域で行われている取り組みです。それぞれの地域で手助けや気遣いの気運を高め、お互いに地域での生活を支えていけるよう、地域に応じた活動づくりを支援します。

主な事業

1)地域での助けあい、支えあい活動の充実と居場所づくりの推進

参　考　指　標

事　業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地域での子育て支援事業の充実	つどいの広場来場者数　148,632 人 子育てステーション参加者 10,909 人	つどいの広場来場者数　152,000 人 子育てステーション参加者 13,500 人	子育て総合支援センター
子どもの学習支援事業	中3学習会　1 箇所 トワイライトステイ　3 箇所 寺子屋プロジェクト　18 箇所	中3学習会　3 箇所 トワイライトステイ　6 箇所 寺子屋プロジェクト　36 箇所	生活福祉課・市社協
ファミリーサポートセンター会員数	1,953 人	2,522 人	市社協

方 向 性

2－3 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

市内 36 学区にはそれぞれ学区社協、地区民生委員児童委員協議会が組織されるとともに、福祉委員がすべての学区に配置されており、市民自らが参加する支えあい・助けあいなどの活動を進めて行くうえで大きな役割を担っています。しかし、地域のつながりが希薄化する中で、自治会加入者や担い手が減少しているため、小地域における福祉活動が活性化するよう、基盤強化を図ります。

市が取り組むこと

① 学区社協の活動が充実するよう支援します

学区社協の活動として市民が主体となって展開される、ふれあいサロン、ふれあい給食サービスなどの活動に対し、市社協を通して支援するなど、「この地域に住んで良かった」と思えるまちづくりに協力します。

主な事業
1)学区社協活動への支援及び協力
2)福祉委員の活動への協力

② 自治会等の活性化を支援します

これまで、自治会加入案内チラシを配布し、自治会加入の促進を図ってきました。今後も、地域における身近な相談、見守り機能としての自治会活動がより活性化するよう、さまざまな取り組みを通じて支援を行います。

主な事業
1)自治会への加入促進
2)自治会等活動への支援

市社協が取り組むこと

① 学区社協の運営と活動への支援を行います

学区社協において、地域のニーズを地域で考え、課題を解決していくことができるよう、学区社協地域福祉活動計画の作成及びそれに基づく活動を支援するなど、地域福祉活動の基盤づくりを行います。

主な事業
1)学区社協の基盤強化
2)学区社協地域福祉活動計画作成支援

② 福祉委員の役割の明確化を図ります

福祉委員は身近な地域でのサロン活動や見守り・声かけ、支えあい活動の中心となり、自治会と学区社協とのつなぎ役を担っています。今後も福祉委員の役割や位置づけ、民生委員児童委員との関係を明確にするとともに、あり方について検討を行います。

主な事業
1)福祉委員のあり方の検討

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
自治会等活性化への支援	大津市自治連合会等と連携しながら、自治会への加入促進を図る	自治会等の活性化を目的とした、新たな取り組みを検討する	自治協働課
学区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定学区数	3 学区	36 学区	市社協

方 向 性

2－4 災害時にも強い支援体制づくり

普段から地域住民のつながりを強化し、平常時から緊急時まで、どんな時でも安全・安心の支えあいが発揮できるまちづくりを目指します。また、災害ボランティアについては、中高生や大学生が地域活動に取り組むきっかけとするなど、若い力をまちづくりに活かすしくみづくりに取り組みます。

市が取り組むこと

① 災害時にも支えあえるしくみをつくります

地域の自発的な防災活動に関する事項を定めた「地区防災計画」の策定や地域が主体となって実施する防災訓練への支援など、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、地域で災害時に支えあえるしくみを築いていきます。

主な事業

1)自主防災組織における防火防災訓練の実施
2)自治会の防火防災体制の整備
3)常設災害ボランティアセンターへの支援
4)地域による地区防災計画の策定促進

市社協が取り組むこと

① 常設災害ボランティアセンターの充実を図ります

非常時の被災者支援活動を円滑に進めるため、平常時から各種団体との連携を強化するとともに、ネットワークを構築し、調査・研究、訓練を継続的に行うなど、非常時にセンターの機能が速やかに発揮できるよう取り組みます。

主な事業

1)現地災害ボランティアセンターの支援
2)災害拠点・倉庫・備品等の整備
3)大津市災害ボランティアネットワークの充実

② 地域の力を活かした災害時の体制づくりに努めます

大学や企業、福祉施設等との連携を図り、人材や知識、情報などの資源を活用し、安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを目指します。

主な事業

1)大学との災害協定の締結
2)大学のボランティア・NPO活動センター、中高生との連携
3)企業、福祉施設等との連携

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
地区防災計画策定数	0 学区	36 学区	危機・防災対策課
災害ボランティア事前登録数	0 人	300 人	市社協

基本目標 3

新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

「ボランティア活動の様子」

現状・課題

〇生活課題が多様化・複雑化する中で、ボランティアやＮＰＯの活動は地域での課題解決に重要な役割を担っており、活動の輪を広げていくことが重要となっています。しかし、地域の関わりの希薄化などを背景に、こうした役割を担う人材が少なくなっており、一人が複数の役割を担うなど負担が大きくなっています。新たな福祉の担い手や活動の中心となるリーダーを育成・コーディネートし、地域福祉活動の充実を図ることが必要です。

〇市社協ボランティアセンターや市民活動センターがボランティア活動の拠点として市内全域をカバーしていますが、学区やブロックといった圏域で利用できる身近な拠点が求められており、各施設の機能を見直しながら、場の確保と運営にかかる職員配置等を検討する必要があります。

〇地域課題の解決を図るための支援やコーディネートは、市社協の専門的知識やノウハウが不可欠であり、市社協の役割として期待されているところです。協働の取り組みを進めるうえでは、教育や産業等と連携して、施設や人材などの資源を活用しながら関わる人々が相互に良い学びや成果を得ることができるような体制づくりが必要です。

重点項目 3　新たな参加を生み出すボランティアセンターの取り組み

少子・高齢化や子どもの貧困問題、地域の関わりの希薄化など、生活課題が多様化・複雑化する中で、地域での課題解決の担い手として期待されるボランティア・市民活動の分野でも、活動者の固定化や高齢化、若年層の不足、関心はあるが行動につながらないなどの課題を抱えています。

平成 27（2015）年には、介護保険制度の見直しが行われ、多様な主体による助けあい活動や生活支援サービスの拡充を市町村が実施する総合事業に位置づけることが盛り込まれ、これまで以上に新たな担い手の確保や育成が求められています。

ボランティアセンターは、「地域に拓かれた存在」として、地域や新たな社会的課題の解決に向けて、既存のボランティアを含めた新たな活動者を発掘・育成するとともに、地域の支えあう関係やつながりの再構築を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題の解決に取り組めるようネットワークづくりに取り組みます。

また、ボランティアセンターの相談機能を強化し、地域や個人からのあらゆる相談を受け止め、支援につなげる体制づくりに取り組みます。

■ボランティアセンター機能のイメージ

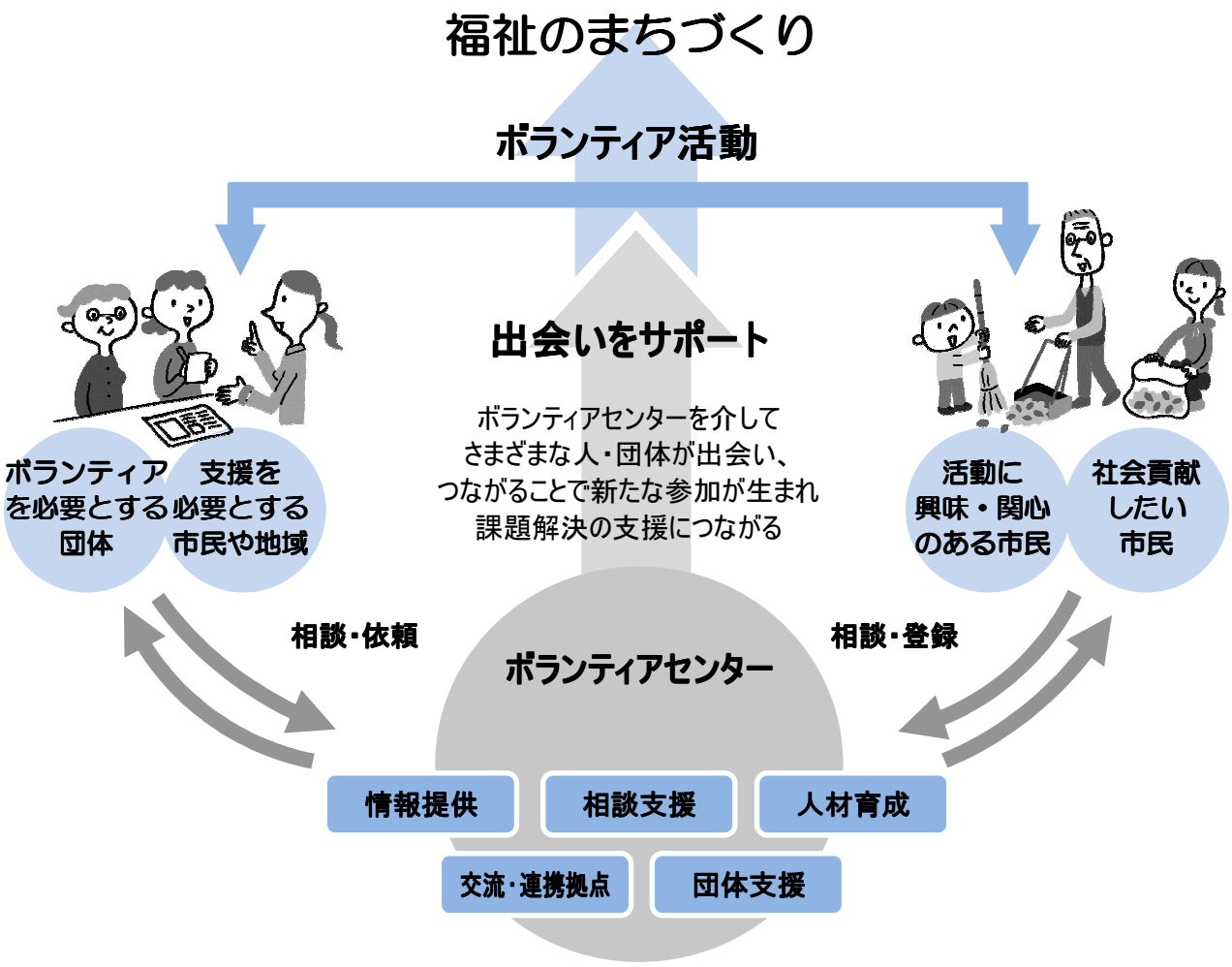

方 向 性

3－1 ボランティアやNPO活動の推進

地域活動を継続していくには、地域における「拠点」や「集まるきっかけ」が必要です。今後活動拠点として、市社協ボランティアセンター、市民活動センターの機能の充実を図るとともに、地域に身近な場所としての市民センターを活用するなど、ボランティアや NPO などがより活発に活動できるよう支援します。

市が取り組むこと

① ボランティアや NPO の活動の場を充実します

ボランティアセンターの運営にかかわる体制の整備を図るほか、団体間の連携を支援するなど、コーディネート機能を強化します。また、市民活動センターや市民センターなど、協働の活動の場所として充実を図ります。

主な事業

1)市社協ボランティアセンターの支援
2)市民活動センターの機能の充実
3)子育て応援団等支援事業の充実

市社協が取り組むこと

① 市社協ボランティアセンターの機能の充実に努めます

多様化するボランティアニーズに対応するため、幅広い視点や連携のもと、相談援助機能の充実やボランティアリーダーの育成など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な事業

1)ボランティアセンター運営委員会の推進
2)学区ごとのボランティア調整・相談機能の検討

② ボランティアやＮＰＯとの連携の場をつくります

地域で展開される活動は、人や団体がつながっていくほか、「思いがけない活動」や「楽しい活動」に発展していくことが期待できます。今後も、地域で活動している人や団体が活動を通じて多様な「つながり」をつくることができるよう、連携・交流の場づくりを推進します。

主な事業

1)ボランティア交流会の開催
2)市民活動センター等との連携
3)ボランティア基金の活用

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
市民活動フェスタへの参加団体数	20 団体	30 団体	自治協働課
ボランティアセンターへの登録団体数	129 団体	200 団体	市社協

方 向 性

3－2 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。団塊世代向けの講座や大学生などの若者を巻き込んだ取り組みを展開し、地域活動の人材として定着するような働きかけを行うことで、新たな担い手の拡大を図ります。

市が取り組むこと

① 誰もが参加しやすい場づくりを進めます

誰もが、気軽に活動に参加できるよう、ボランティアセンターや市民活動センター等において参加しやすい場づくりを進めるとともに、活動のスタートを支援します。また、情報発信を行うことで、地域活動への理解と関心を深め、参加促進を図ります。

主な事業

1)市社協ボランティアセンターの支援（再掲）
2)市民活動センターの機能の充実（再掲）
3)ファミリーサポートセンターの支援
4)地域の子育て自主サークルの応援
5）協働提案制度パワーアップ・市民活動応援事業の実施

市社協が取り組むこと

① 退職シニアの参加促進を図ります

ボランティアなどの地域福祉活動に興味を持ちながら実践に結びついていない市民を掘り起し、サラリーマンや団塊・シニア世代が、地域福祉の担い手として活躍できるよう、参加機会の拡充や継続的な支援を充実します。

主な事業

1)退職シニアへのボランティア活動の啓発
2)ファミリーサポートセンターの会員の拡充（再掲）
3)ボランティア講座の開催

② 若者の参加促進を図ります

中高生や大学生などにボランティア活動や地域活動に参加する機会を提供するとともに、地域への愛着を醸成するなど、まちづくりの活性化を目指します。

主な事業

1)若者向けのボランティアプログラムの開発

参 考 指 標

事 業	平成 27（2015）年度	平成 33（2021）年度	担当
ボランティア講座の開催	市民を対象にした講座の実施	テーマ別・年齢別の講座の実施	市社協

方 向 性

3－3 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

地域では、自治会をはじめとするさまざまな団体や市民が協力しあい、地域に根ざしたまちづくり活動を進めています。人や団体の新しいつながりにより、複雑な課題を解決し、新たな活動を生み出す取り組みを推進します。

市が取り組むこと

① 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります

身近な地域において、安心していつまでも住み続けることができるよう、地域における各種団体が課題を共有し、連携するとともに、地域住民が自発的・主体的に地域活動に参画できるよう、よりよい住民自治のしくみづくりを進めます。

主な事業

1)社会の状況や地域の実情に応じた豊かな住民自治のしくみづくりの検討

2)福祉施設連絡会の支援

市社協が取り組むこと

① 学区社協地域福祉活動計画作成を通してつながりを広げます

学区社協や地域で活動するさまざまな団体、福祉関係者などの参加により、地域の問題解決や活動のさらなる発展を図るため、全学区での地域福祉活動計画の策定を目指します。また、策定過程で学区内の課題を共有し、地域福祉活動への参加の拡大を目指します。

主な事業

1)学区ごとの懇談会等の開催支援

② 社会福祉施設・団体・事業所との連携を図ります

地域福祉の実践に取り組む社協には、新たな福祉ニーズに積極的に取り組むことが期待されています。特に、支援を必要としている人と支援者、また、団体と団体等を調整し、つなぐ役割が求められていることを重視し、社会福祉施設・団体・事業所との連携を推進します。

主な事業

1)新たな会員制度と福祉施設連絡会の開催

2)滋賀の縁創造実践センターへの参画

3)子どもの学習支援と居場所づくり

4)福祉施設ボランティアコーディネーター養成講座の開催

参 考 指 標

事 業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
新たな地域自治組織の設立	検討	試行	自治協働課
福祉施設連絡会参加施設数	0 箇所	200 箇所	市社協

方 向 性

3－4 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

地域福祉で展開されている活動の多くが「協働」の取り組みと言えます。行政と市民、各種団体、事業所等がともに学び、活動することで、つながりや連携の輪を広げ、個々の活動が市全体の活動に広がるよう、協働に向けた取り組みを充実します。

市が取り組むこと

① 協働に向けた体制の充実を図ります

各種関係者や機関などが課題について学びあい、情報交換・共有を進め、協働の意識醸成を図るとともに協働を進めるための場や機会を整備し、実効性のある体制づくりを進めます。また、職員や市民が「協働」の理念や考え方を共有し理解を深めるための研修を実施します。

主な事業

1)協働の意識醸成（市民・市民団体、事業者、職員）
2)協働のノウハウを共有し、スキルを習得する機会の設置
3)協働が生まれるきっかけとなる場の整備、充実

② 協働で取り組む事業を進めます

日頃の活動を通じて、時代のニーズに応じた新たな「協働」を生み出し、取り組みの幅を増やすなど、多くの課題を解決していける活動を展開します。また、取り組みが地域主体で継続して展開されるよう、相談等の支援を行います。

主な事業

1)協働提案制度テーマ型提案事業の実施
2)大津市高齢者等見守りネットワーク事業の推進
3)生活困窮者自立支援事業における就労体験・訓練等の場の拡大

市社協が取り組むこと

① 社会福祉法人との連携と支援に取り組みます

支援が必要な高齢者や障害のある人、子育て家庭等へ、適切な支援策を見出すため、市内社会福祉法人とのネットワークを構築します。また、地域支援と専門支援を融合した多職種間による地域福祉推進力の拡大を図ることにより、新しい日常生活支援のあり方を検討します。

主な事業

1)公益的な取り組みの連携と推進
2)社会福祉法人への支援

② 大学との連携を図ります

大学との連携・協働の機会を充実するため、学生や市民が活動情報の取得や相談等を気軽にできるよう、大学との連携の強化を図ります。

主な事業

1)地域福祉を学ぶ大学生の参加促進

市社協が取り組むこと

③　企業などとの連携による取り組みを進めます

団体や関係施設が、企業の社会貢献活動の展開や地域福祉活動に参画できるよう、民間活力と連動した地域福祉の推進を図ります。

主な事業

1)企業の社会貢献活動とNPO団体とのネットワークの場づくり

2)企業と地域活動をつなぐしくみづくり

参　考　指　標

事　業	平成 27(2015)年度	平成 33(2021)年度	担当
連携・協働が生まれるための円卓会議等の開催	検討	実施	自治協働課
協働による活動を促進するための公共施設等の活用	実施	拡充	自治協働課
地域福祉活動と大学生の協働	ボランティアとして参加依頼	地域福祉事業の企画・運営へ参画	市社協

第5章　施策の推進

1　進行管理

今後、計画の推進にあたって、地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置づけ取り組んでいくとともに、市では「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、市社協では「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において、その実施状況の把握・点検を継続かつ包括的に行ってまいります。

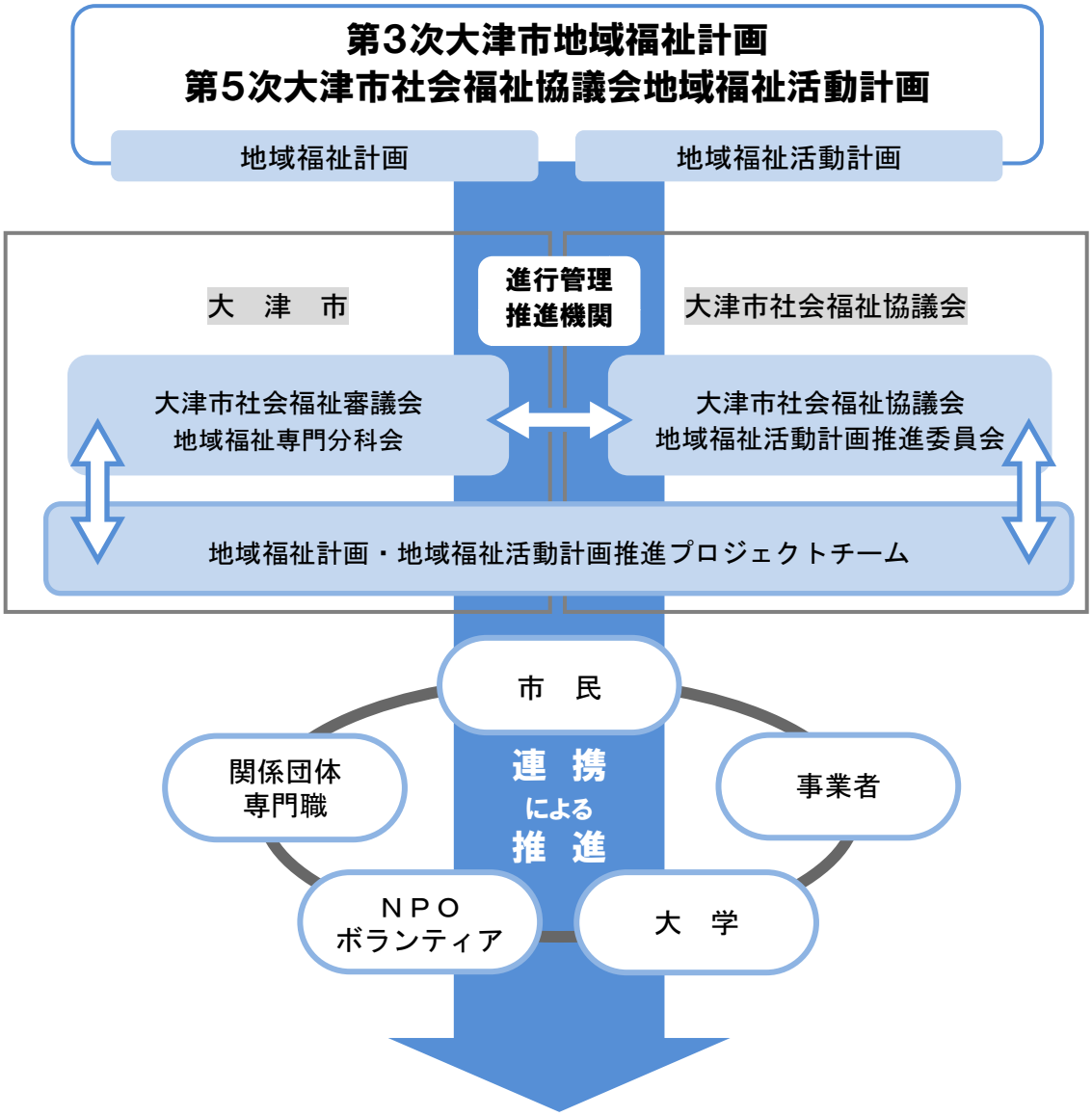

大津市における地域福祉の推進

2 推進体制

（1）各主体との連携

① 庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけでなく、暮らしに関連する関係課と連携を図っていきます。また、「大津市総合計画」をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「障害者プラン」「障害福祉計画」「健康おおつ 21」等、個別計画の推進が、本計画の推進につながるよう努めます。

② 関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、ＮＰＯ、ボランティア、事業者、市社協と行政がそれぞれの役割を担いつつ、連携を図りながら協働して地域福祉を推進します。

③ 大学との連携

今後も龍谷大学をはじめとする市内・県内の大学と、より一層協働による取り組みを進めるほか、学生を含め、新たな参加者層を巻き込んだ取り組みの展開を図ります。

（2）各主体の役割

① 市民や関係団体・NPO などの役割

困っている時に、支援を求めあえる地域関係を作っていくとともに、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、活動へつなげることが期待されます。

今後、一人ひとりの「助けて」と言える力（受援力）を高め、地域で支えあうまちづくりを進めていくことが求められています。関係団体やＮＰＯ・ボランティアは、市民に最も身近な団体であり、今後も日頃の活動などを通して、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として、さまざまな団体との協力・連携が期待されます。

② 事業者などの役割

介護保険法や障害者総合支援法の施行により、福祉のあり方が措置から契約に移行するなど、おおむね制度が定着しつつある中で、福祉サービス事業者においては、地域における重要な社会資源として、地域福祉に果たす役割、影響などが大きくなっています。

また、市民からは行政が提供する全市的で一般的な情報やサービスだけでなく、個別に関わる施設や事業者の特色あるサービス、関連情報などが引き続き提供されることが望まれています。

地域と施設や施設利用者の距離がより一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、貴重な地域資源として新たな事業者の参画も図りながら、さらなる交流や相互理解が深まることが期待されます。

③ 市社協の役割

市社協は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域福祉活動の推進にこれまでから積極的に取り組んできました。今後も、これまでの取り組みの評価を踏まえるとともに、より一層市民の意見を取り入れるため学区単位の課題解決に向けたプランづくりも視野に入れ、本計画の推進に取り組みます。

さらに、これまでの知識や経験を活かして、地域援助のスキルを持ったスタッフを充実することで、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、各団体のコーディネーターとして役割がより一層発揮されることも期待されます。

④ 学区社会福祉協議会の役割

学区社会福祉協議会は、これまでにもそれぞれの地域で特色ある取り組みを進めてきましたが、今後もふれあいサロン、ふれあい給食サービス、福祉のまちづくり講座をはじめとする市民参加の事業を開催するなど、地域に根ざしたよりきめ細やかな支援を行うとともに、地域の実情に応じた中長期的な課題解決に向けたプランづくりを行うことが期待されます。

⑤ 行政の役割

これまで記した市民、事業者、市社協などは、大津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の意識や経験を育み、活動を推進しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携や協力はもとより、行政自らも連携を図り、市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

また、庁内での地域福祉に関する情報を共有するとともに、関連する取り組みをより効果的に推進できるよう庁内の連携を図ります。

本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を常に把握・検証していきます。

あとがき

「第３次大津市地域福祉計画・第５次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定にあたり

平成 29（2017）年３月

この度、大津市では第３次地域福祉計画が出来上がりました。地域福祉計画の策定は現時点では法的に義務化されているわけではありません。したがって全国の市町村の動向を見ると、約３割が未策定、また策定後に改定をしているところは約６割にとどまっています（平成 28 年３月末時点、厚生労働省調べ）。地域包括ケアや生活困窮者自立支援方策などとも関連して地域福祉推進の重要性が高まっている今、大津市の取り組みは大いに評価されると思います。

さらに、今回は大津市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定がなされました。行政、社会福祉協議会、また地域組織やさまざまな団体・施設・機関が連携し、より具体的に各々の取り組みを検討できたことは大きな意味がありました。本計画を進めていくにあたっても、多様な組織が連携・協働していけるよう願っています。地域福祉専門分科会や計画策定プロジェクトチームを始め、関係者の皆様にお礼を申し上げます。

大津市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　会長
筒井　のり子（龍谷大学）

「月日は百代の過客にして、行かふ年も又旅人也。」（奥の細道／序文冒頭）

歳月が経過するのは、本当に早いものです。第 1 次大津市地域福祉計画が策定されたのは平成 19 年、第２次計画は平成 24 年、そして今般の第３次大津市地域福祉計画と、瞬く間に 10 年が経過しました。歳月は、ひとを変え、まちを変え、そして何よりもくらしを変えてきました。

この慌ただしい変化の中で「くらしの場」に着目し、いまそして近い将来に何が課題であるのか、どのように対応し取り組むのかを、前計画の総括の上で確定したのがこの第３次計画です。今次計画策定には、４次にわたる大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づく着実な実践活動の蓄積が寄与しています。そして、大津市と大津市社会福祉協議会とが、ともに連携し一体となって推進する公私協働型計画となっているところに大きな特徴があります。

「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」の基本理念は、第１次計画から大事に継承されています。この理念に込められた大津市民の“想い”“願い”にふれたとき、関係する施設・機関・団体、住民及び住民団体が、それぞれの分野・領域・立場の違いを超え、今次計画を着実に実践することこそが、理念を現実のものとする過程そのものとなると思います。

大津市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　副専門分科会長
第５次大津市社会福祉協議会　地域福祉活動計画策定委員会　委員長
牧村　順一（同朋大学）

資料編

1　大津市の現状

（1）地勢

①　位置

・京阪神都市圏北東部、県の南西部に位置し、南北に細長い

市は、京阪神都市圏の北東部、滋賀県の南西部の県境に位置し、京都市などと隣接するとともに、大阪市まで約 50km の距離にあります。また、滋賀県の県庁所在地であると同時に、湖南地域の中心的な都市となっています。

市域は、東西 20.6km、南北 45.6km と南北に細長い形状となっており、市民サービスの均衡性を保つため、各地域にさまざまな公共施設を設置しています。

②　面積

・県内4番目に大きな面積を有しているものの、宅地は南北に延び細長い形状

総面積は、平成 18（2006）年３月の旧志賀町との合併などにより、464.10km^2（琵琶湖面積を含む）となっており、県内では、高島市、長浜市、甲賀市に次いで広い面積を有しています。市域の北西部から南東部にかけては、比良、比叡、音羽、田上の山地山系が連なり、市全体の約 70％を森林が占め、約９％が宅地となっています。また、宅地の多くは森林と琵琶湖の間に細長く延びる形状で琵琶湖岸に沿って分布しています。

③　自然

・琵琶湖や山地山系に囲まれた豊かな自然環境

琵琶湖や比良・比叡などの山地山系に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、総面積の約半分が国定公園、県立自然公園に指定されています。また、市街地の多くは湖畔に沿って分布しており、優れた景観を形成しています。特に、北部の湖岸線は白砂青松の美しい景観を形成し、水辺の憩いの場として多くの人々を魅了しています。

④ 交通

・交通網が発達しており、京阪神都市圏への交通の便が良い

交通体系は、名神高速道路、西大津バイパス・湖西道路・志賀バイパス、京滋バイパスや国道１号、161 号などの道路やＪＲ東海道新幹線、ＪＲ琵琶湖線、ＪＲ湖西線、京阪京津線の鉄道が通っているため、隣接する市や京阪神都市圏への交通の便が大変良く、居住地にする人が多くなっています。さらに、市街地を京阪石坂線の鉄道やバスが通っており市民の公共交通手段となっています。

⑤ 地区

・市を7つの保健福祉ブロック、36 の学区に分けて地域活動に取り組んでいる

市では、市民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの連携・協働体制を構築するために、学区を 36 に分けて、それぞれの地区で小地域ネットワーク活動やボランティア、NPO 等の活動を幅広く行っています。

また、保健福祉圏域としては７つのブロックに分けることができ、ブロックごとにすこやか相談所やあんしん長寿相談所を設置し、保健福祉施策を推進しています。

大津市の地域（学区）

ブロック	学 区
志賀	小松、木戸、和邇、小野
北部	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里
中北部	雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎
中部	滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央
中南部	平野、膳所、富士見、晴嵐
南部	石山、南郷、大石、田上
東部	上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北

（2）人口

① 人口の推移と推計

・自然減少、社会減少の傾向により、人口の減少が予測される

ア 大津市の人口推移と推計

日本の将来の人口推計は、65 歳以上の高齢者の人口が増加傾向にあり、少子高齢化に歯止めがかからず、今後減少すると予測されていますが、大津市では平成 26（2014）年まで人口が増加、その後、平成 27（2015）年に減少し、平成 28（2016）年には再び増加しています。

大津市における人口の推移と推計

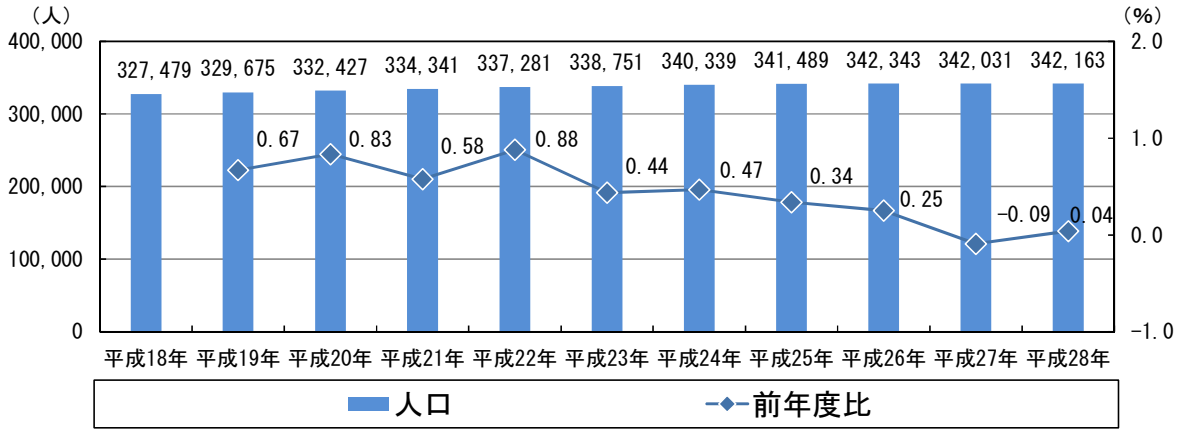

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

【参考】大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の推移と推計

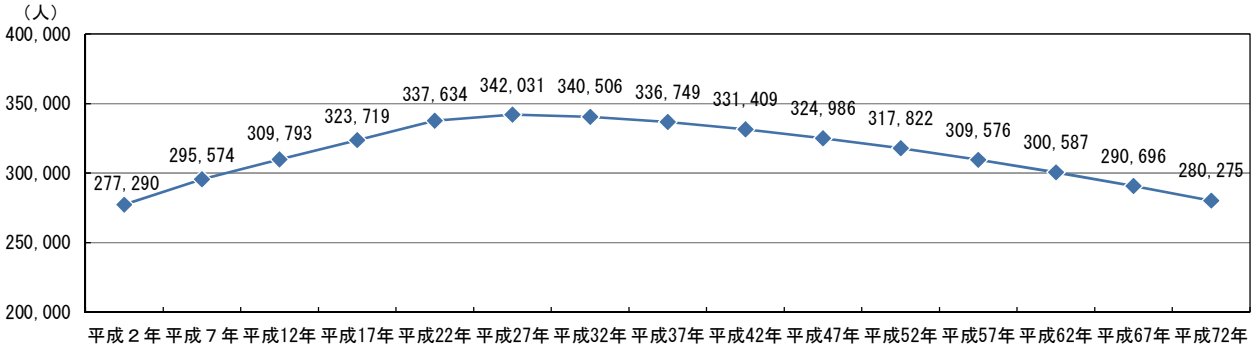

イ　自然動態人口（出生・死亡）の推移

各年において、出生人数が死亡人数を上回っています。しかし、出生人数は横ばいで、死亡人数は増加傾向にあり、その差は平成 18（2006）年以降、徐々に縮まってきています。

出生人数及び死亡人数の推移

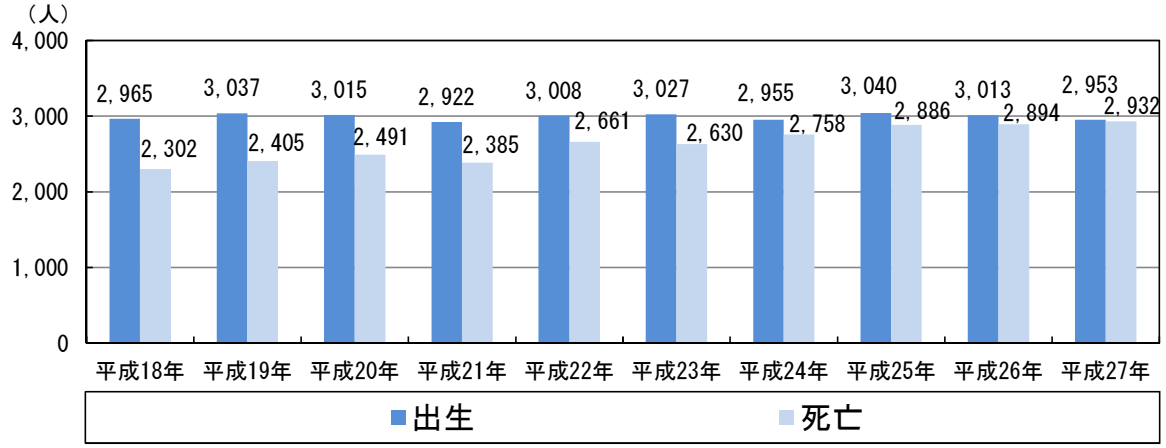

資料：住民基本台帳と外国人登録人口
（平成 23～平成 27 年は、大津市統計年鑑より引用）

ウ　社会動態人口（転入・転出）の推移

平成 26（2014）年までは転入者数が転出者数を上回っていましたが、平成 27（2015）年には転出者数が転入者数を上回り、社会減に転じています。転入者数、転出者数ともに増減を繰り返しながらも平成 18（2006）年と平成 27（2015）年を比較すると減少しています。

転入者数及び転出者数の推移

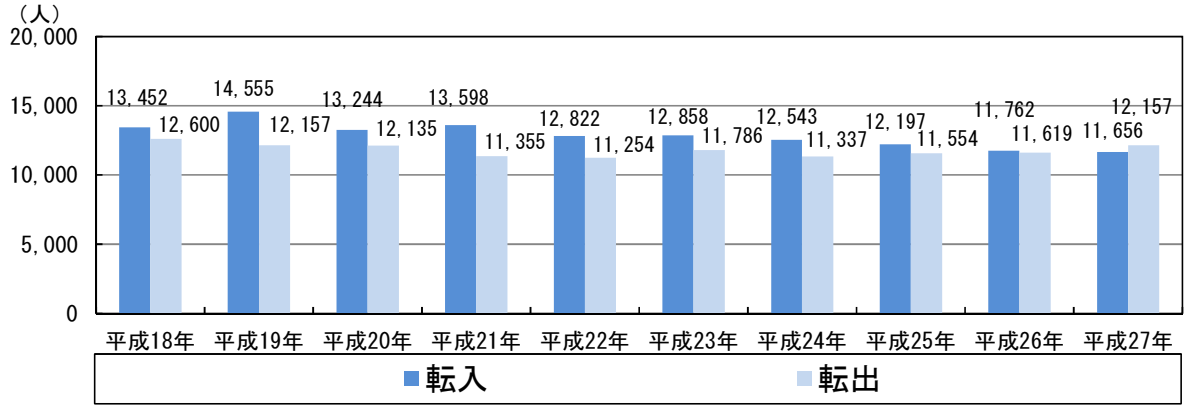

資料：住民基本台帳と外国人登録人口
（平成 23～平成 27 年は、大津市統計年鑑より引用）

エ　合計特殊出生率の推移

大津市の合計特殊出生率は、平成 24（2012）年までは全国平均とほぼ同程度で推移していましたが、平成 25（2013）年には全国や市が県の動向よりも大幅な向上が見られ、1.48 となり、平成 26（2014）年はさらに 0.01 ポイント向上しています。

全国・県及び大津市における合計特殊出生率の推移

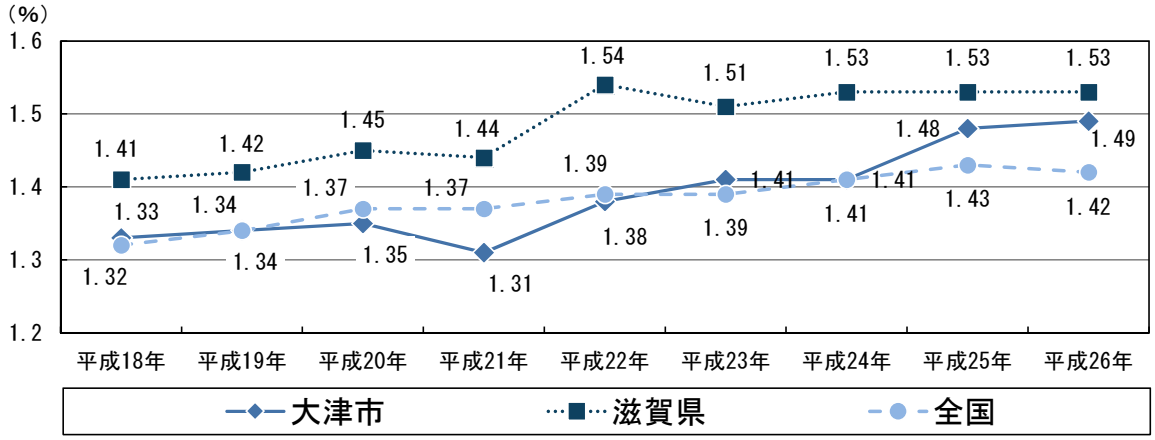

資料:国、県は、厚生労働省　人口動態統計。市は、市資料。（各年 10 月 1 日現在）

オ　死亡率の推移

大津市の死亡率は、全国、滋賀県と比較すると低くなっており、平成 28（2016）年では全国より 1.6 ポイント、滋賀県より 0.3 ポイント低くなっています。しかし、年次推移を見ると、年々増加傾向にあります。

全国・県及び大津市における死亡率の推移

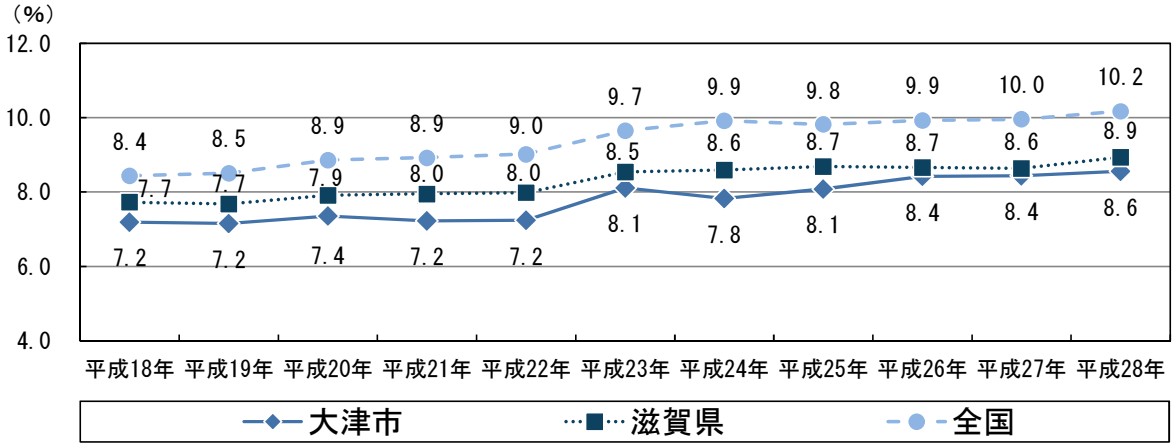

資料：住民基本台帳と外国人登録人口
（平成 18 年～25 年は各3月 31 日現在、平成 26 年～28 年は1月1日現在）
死亡率＝件数／人口×1,000

② 世帯数の推移と家族類型別構成率

・人口と世帯数は増加しているが、1世帯あたりの人員数は減少
・核家族世帯の割合が高く、その他親族世帯などの割合が低い

ア 人口と世帯数の推移

人口、世帯数ともに増加傾向にあります。しかし、第１次計画策定時に比べると伸び率はゆるやかになってきています。

１世帯あたり人員数は平成 18（2006）年で 2.60 人、平成 28（2016）年で 2.37 人と減少傾向にあります。

人口及び世帯数の推移

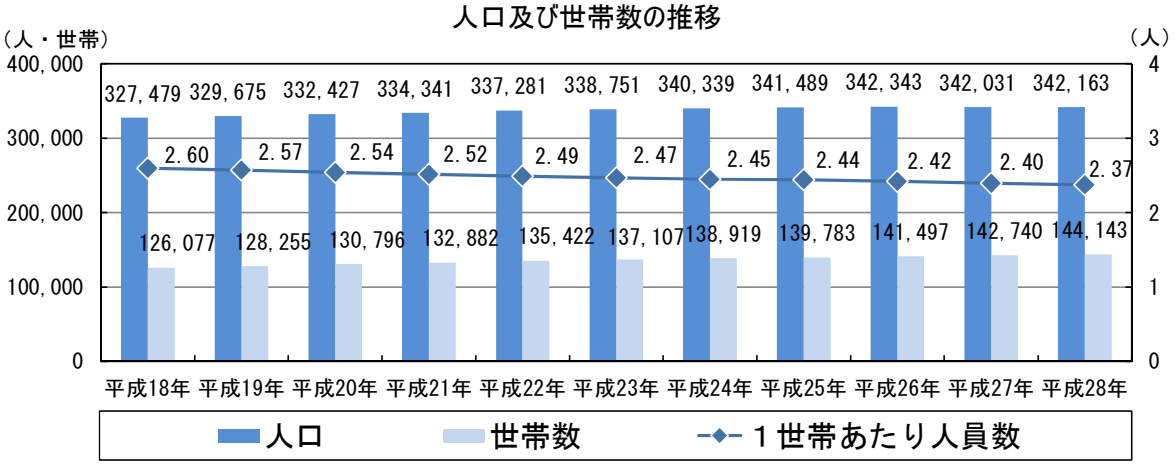

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

イ 全国・滋賀県・大津市の世帯の家族類型別構成率

大津市の世帯の家族類型は、全国・滋賀県と比較して、核家族世帯の割合が 63.3%と高くなっています。また、大津市の推移をみると、祖父母との同居等の３世代世帯を含めたその他親族世帯は年々減少しており、平成 27（2015）年には 7.1%とさらに低くなっています。

全国・県及び大津市における家族類型別構成率

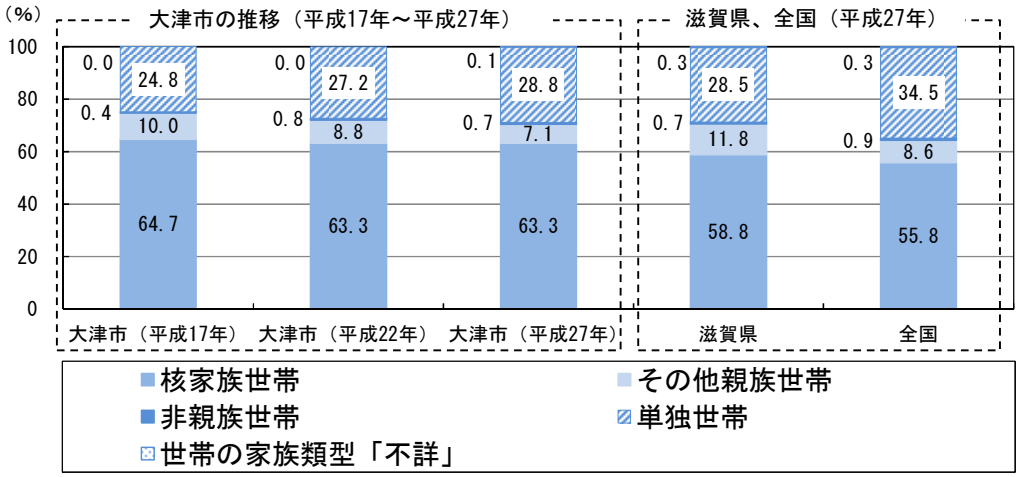

資料：国勢調査（平成 17 年～平成 27 年）
※平成 27 年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

③ 年齢層別の人口

・年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加
・団塊の世代及びその子どもの人口が多い

ア 年齢3区分別人口の推移と推計

年々、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加しています。平成 18（2006）年と平成 28（2016）年を比較すると、年少人口は 1.0 ポイントの減少に対し、高齢者人口は 7.1 ポイント増加し、急速な高齢化が予測されます。

年齢3区分別人口の推移

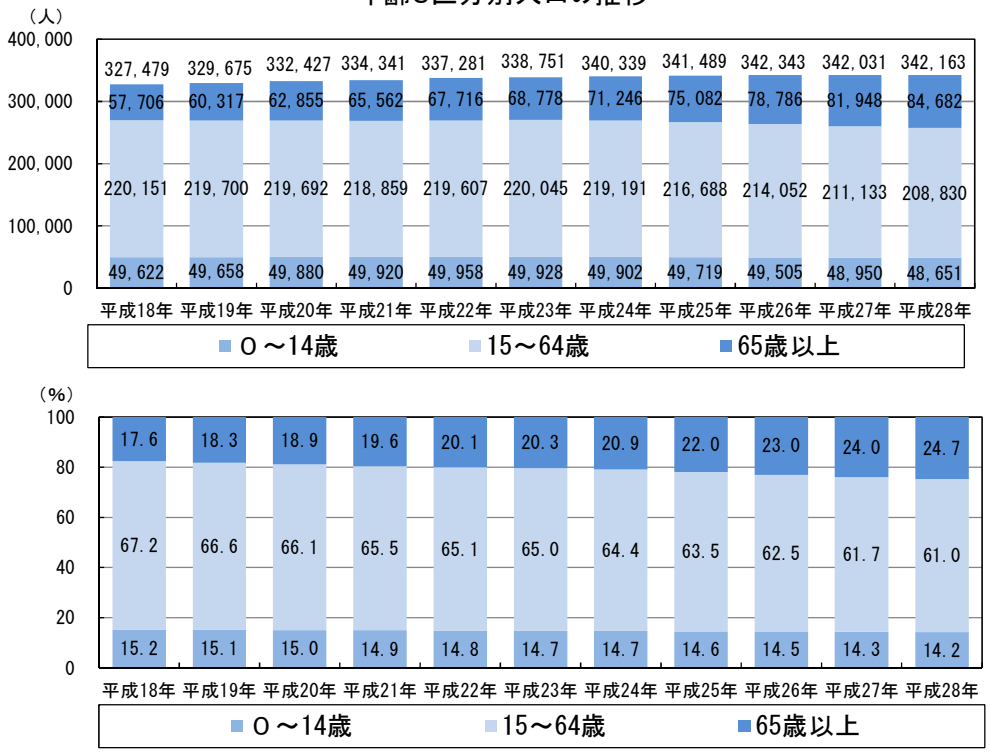

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

【参考】大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における年齢3区分別人口の推移と推計

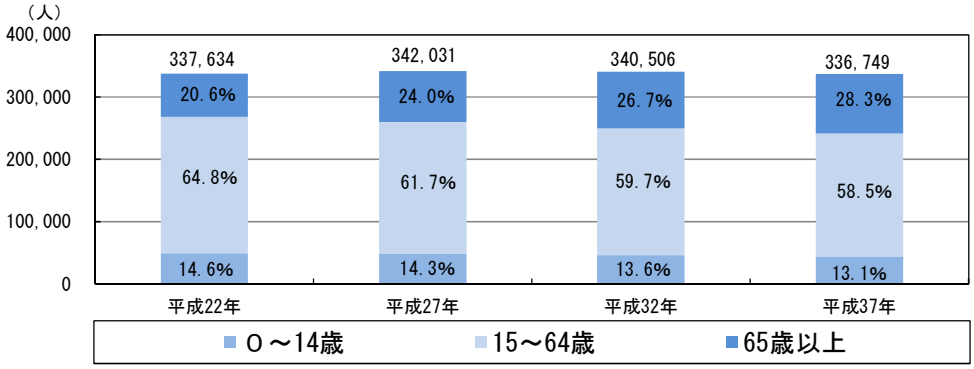

イ　年齢別人口の状況

平成 28（2016）年には「団塊の世代」である 65～69 歳の人口が最も多くなっています。次いで「団塊の世代」の子どもの年齢層にあたる 40～44 歳の人口が多くなっています。

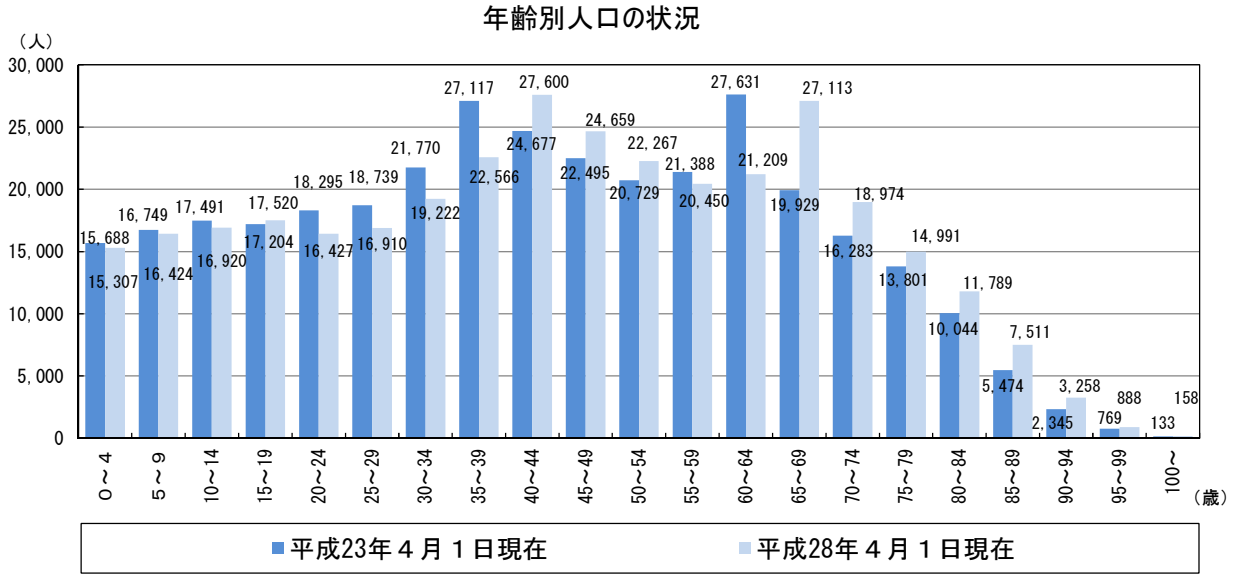

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（平成 23 年4月1日現在、平成 28 年4月1日現在）

④ 地区別人口の状況

・高齢化率が 25%を超えている学区は 22 学区

市内 36 学区のうち、25 学区で年少人口率が平成 23（2011）年から平成 28（2016）年で減少し、22 学区で高齢化率が 25%を超えています。最も少子化が進んでいるのは大石学区で、年少人口率が 2.5 ポイント減少、最も高齢化が進んでいるのは日吉台学区で、高齢化率が 13.0 ポイント増加しています。また、高齢化率は、13.1%から 51.7%までと各学区によって開きがありますが、平成 23（2011）年と比較して全市的に少子高齢化が進んでいます。

学区別年齢3階級別人口と高齢化率

単位（人）　　単位（%）

学区	年少人口（14 歳以下）	生産年齢人口（15～64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）	計	年少人口率（平成 23 年）	年少人口率（平成 28 年）	高齢化率（平成 23 年）	高齢化率（平成 28 年）
小松	472	2,514	1,336	4,322	11.0	10.9	26.2	30.9
木戸	633	2,731	1,363	4,727	15.3	13.4	23.2	28.8
和邇	1,234	5,426	2,248	8,908	15.5	13.9	20.5	25.2
小野	319	2,309	1,987	4,615	8.1	6.9	31.6	43.1
葛川	28	101	138	267	7.9	10.5	52.7	51.7
伊香立	264	1,466	815	2,545	8.6	10.4	29.2	32.0
真野	1,194	4,740	1,770	7,704	15.2	15.5	18.8	23.0
真野北	501	4,056	2,130	6,687	9.1	7.5	21.1	31.9
堅田	2,315	11,216	3,288	16,819	14.6	13.8	16.2	19.5
仰木	208	1,228	779	2,215	11.2	9.4	29.3	35.2
仰木の里	2,041	8,575	2,735	13,351	16.6	15.3	14.5	20.5
雄琴	949	3,671	1,421	6,041	15.3	15.7	20.5	23.5
日吉台	326	1,797	1,678	3,801	8.2	8.6	31.1	44.1
坂本	1,216	5,769	2,971	9,956	12.7	12.2	26.1	29.8
下阪本	1,855	6,631	2,105	10,591	17.5	17.5	17.2	19.9
唐崎	2,268	9,863	4,117	16,248	14.9	14.0	21.2	25.3
滋賀	2,381	10,225	4,057	16,663	15.3	14.3	20.0	24.3
山中比叡平	308	1,548	1,041	2,897	11.4	10.6	24.0	35.9
藤尾	483	3,053	1,770	5,306	10.6	9.1	24.9	33.4
長等	1,535	7,172	3,163	11,870	14.9	12.9	21.0	26.6
逢坂	1,064	4,772	2,245	8,081	12.8	13.2	25.4	27.8
中央	808	3,522	1,569	5,899	12.0	13.7	25.6	26.6
平野	2,944	11,216	4,382	18,542	16.1	15.9	19.9	23.6
膳所	1,956	9,408	4,527	15,891	12.6	12.3	24.5	28.5
富士見	1,397	5,679	2,038	9,114	16.6	15.3	17.6	22.4
晴嵐	2,361	11,347	4,317	18,025	13.8	13.1	21.0	24.0
石山	1,372	6,231	2,952	10,555	14.7	13.0	22.1	28.0
南郷	1,264	5,454	3,069	9,787	12.9	12.9	25.5	31.4
大石	786	3,148	1,197	5,131	17.8	15.3	17.3	23.3
田上	1,139	6,550	3,042	10,731	11.8	10.6	19.7	28.3
上田上	181	1,196	813	2,190	9.6	8.3	29.5	37.1
青山	2,402	6,889	1,402	10,693	24.4	22.5	10.4	13.1
瀬田	2,804	8,899	2,169	13,872	17.9	20.2	14.8	15.6
瀬田南	2,192	9,028	4,258	15,478	14.5	14.2	22.6	27.5
瀬田東	2,338	9,548	3,352	15,238	15.2	15.3	17.2	22.0
瀬田北	3,113	11,852	2,438	17,403	19.2	17.9	11.0	14.0
合計	48,651	208,830	84,682	342,163	14.7	14.2	20.3	24.7

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（平成 23 年4月1日現在、平成 28 年4月1日現在）、
年少人口率＝年少人口／人口計×100、高齢化率＝高齢者人口／人口計×100

（3） 地域福祉を考えるための統計数値

① 障害者手帳所持者数の推移

・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加

身体障害者手帳所持者は、平成 21（2009）年度以降増加し平成 27（2015）年度には 13,687 人となっています。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあります。

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は第１次計画策定時と比較すると大幅に増加しています。

各障害者手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者】

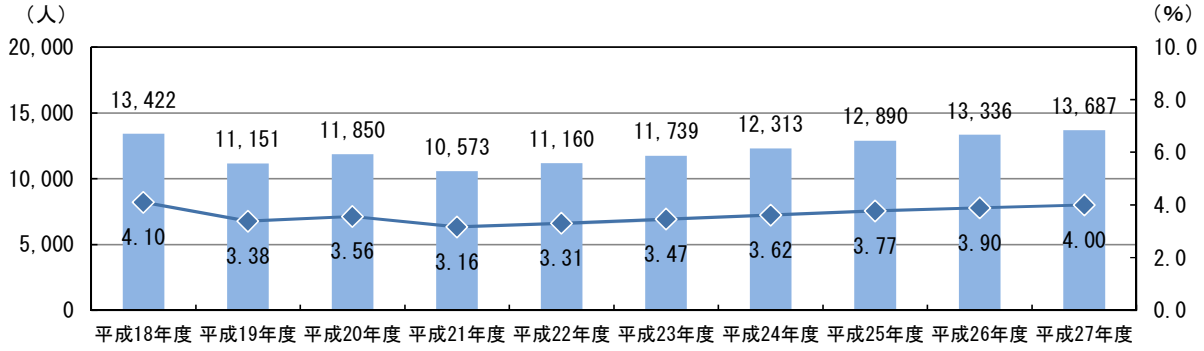

【療育手帳所持者】

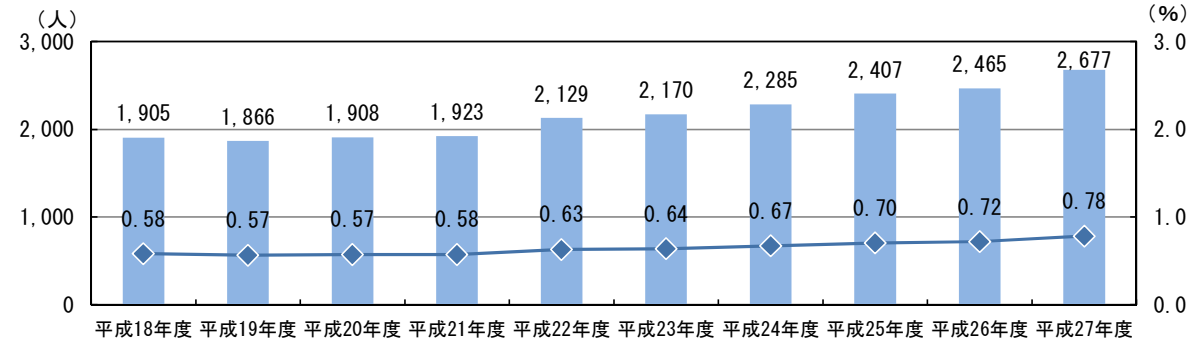

【精神障害者保健福祉手帳所持者】

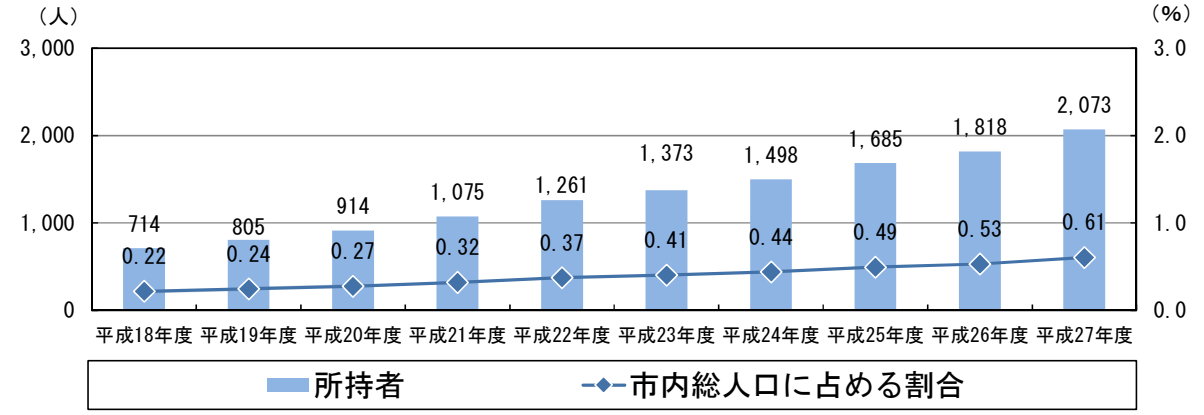

資料：大津市障害福祉計画（各年４月１日現在）

② 災害時の避難行動要支援者の状況

・災害時要援助者個別支援一覧の登録者は増加

民生委員児童委員が収集したネットワーク台帳（寝たきり、認知症、ひとり暮らし高齢者、障害のある人など）により、本人の同意を得た情報をもとに災害時要援助者個別支援一覧を作成しています。この登録者数は、平成 28（2016）年４月現在で約 22,700 人であり、平成 23（2011）年４月現在の約 19,300 人と比較すると 3,000 人以上増加しています。

③ ひとり親世帯数の推移

・ ひとり親世帯数は増加

近年、ひとり親世帯数について、母子家庭は増加傾向、父子家庭は微増傾向にあります。

ひとり親世帯数の推移

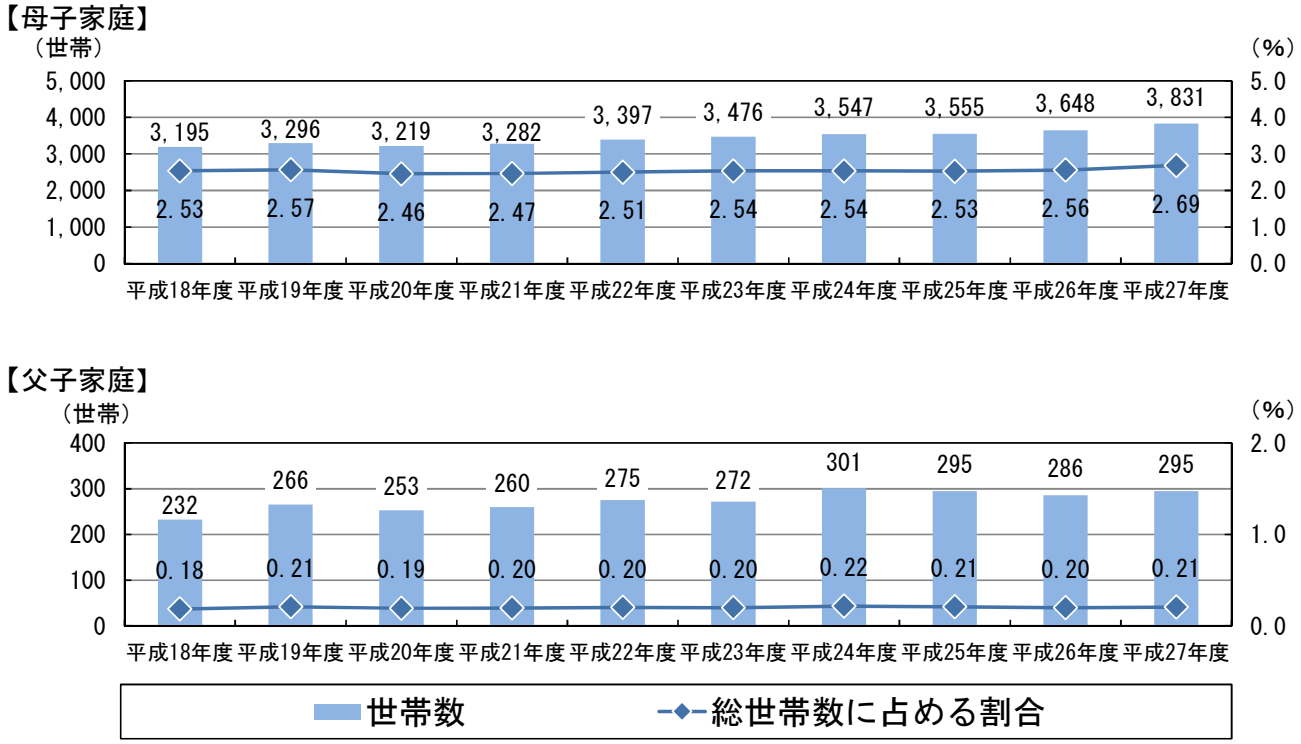

資料：大津市福祉の概要（各年４月１日現在）

④ 外国人登録者数の推移

・外国人登録者は若干減少

外国人登録者数は、平成 21（2009）年以降減少しており、平成 26（2014）年には 4,000 人を割り込んでいます。

外国人登録者数の推移

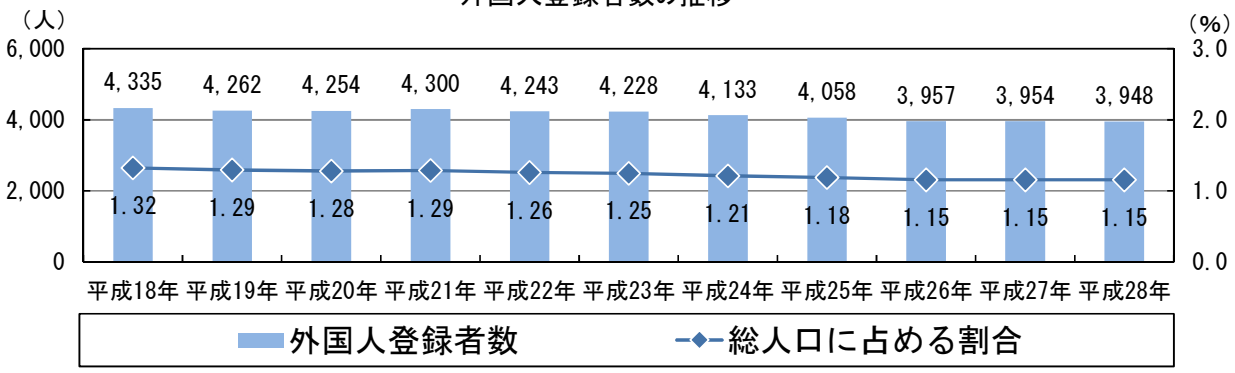

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年3月 31 日現在）

⑤ 生活保護世帯の状況

・年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに増加
・高齢者世帯の割合が高い

年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに年々増加傾向にあります。平成 27（2015）年度は平成 18（2006）年度と比較すると、平均被保護世帯数では 1,178 人、平均人員数では 1,521 人、平均保護率では 4.14 ポイントの増加となっています。

生活保護相談件数は、平成 20（2008）年に発生した経済不況の影響を受け、平成 21（2009）年度は急増しますが翌年以降減少し、平成 24（2012）年度に再び増加するものの、平成 25（2013）年度以降は再び減少しています。また、申請件数、保護開始件数も同様の結果となっています。世帯類型別では、高齢者世帯の割合が高く、次いで稼動年齢層を含むその他の世帯となっております。平成 20（2008）年以降の経済不況により失業が原因で保護を受給する人が増え、その他の世帯は平成 18（2006）年度から平成 27（2015）年度にかけて 3.2 倍に増加しています。

平均被保護世帯数・平均人員・平均保護率の推移

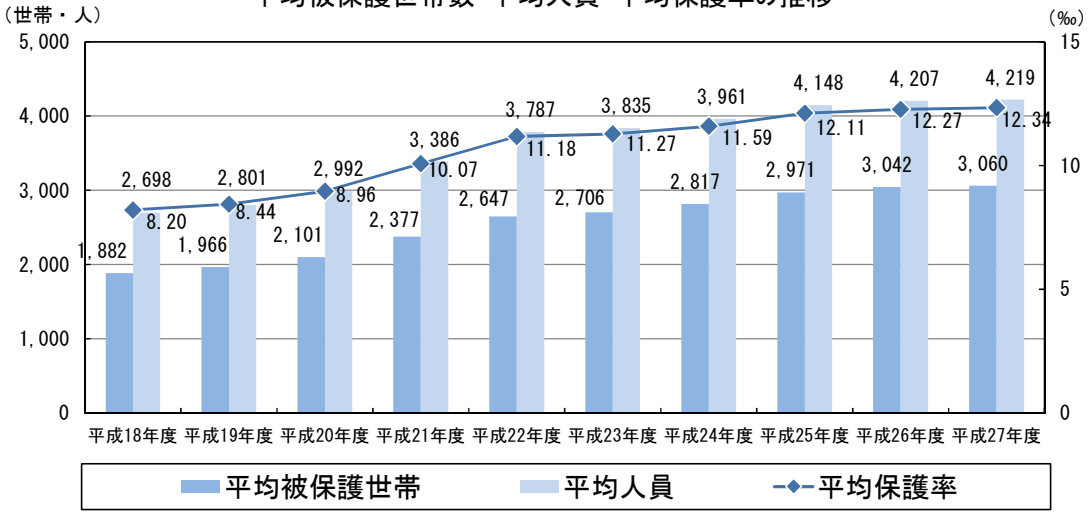

資料：大津市福祉の概要

生活保護相談・申請・開始・廃止の推移

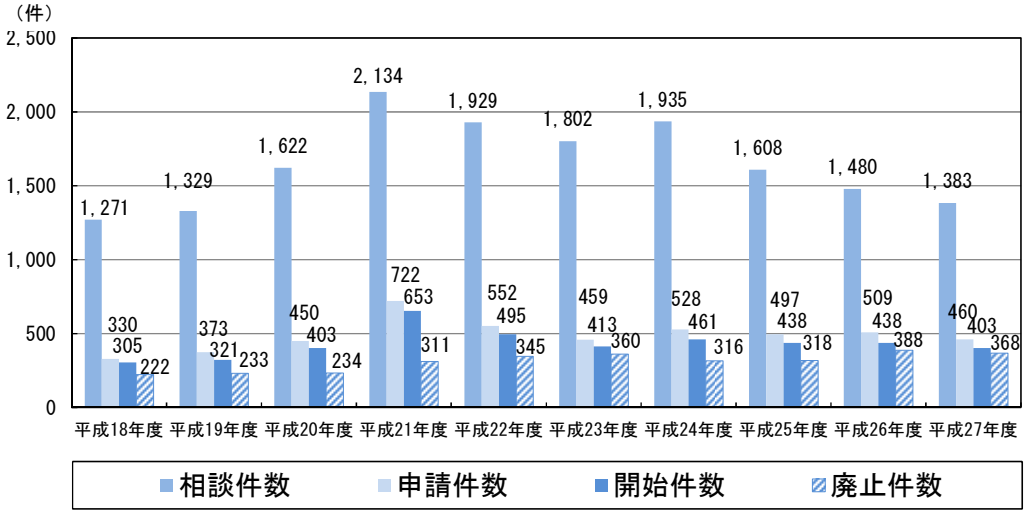

資料：大津市福祉の概要

世帯類型別の推移

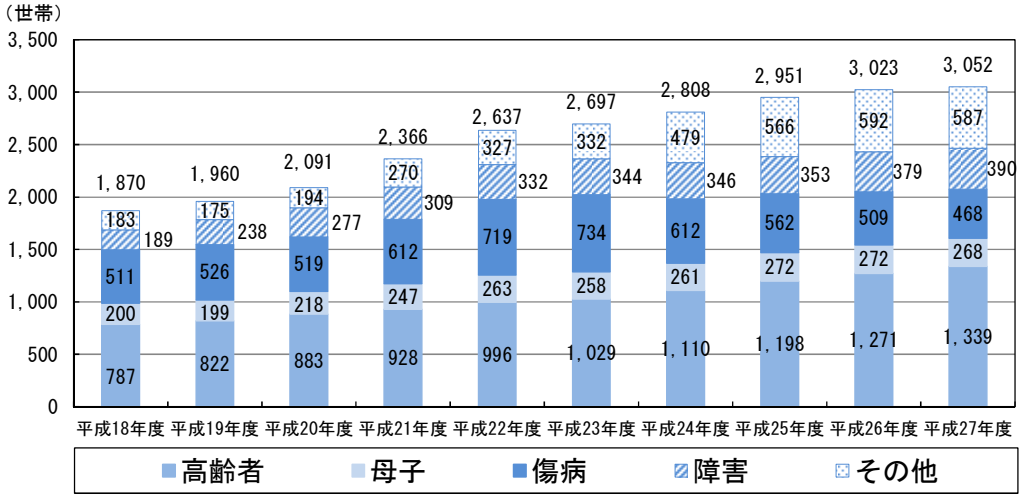

資料：大津市福祉の概要、各年度平均

⑥ ひきこもりの状況

・平成 28（2016）年７月時点で、市においては少なくとも 235 人のひきこもり状態の方等がいる
・把握できていない同様の状態の方が相当数いることが推測される

平成 28（2016）年７月に実施した「ひきこもり等に関するアンケート調査」によると、ひきこもり状態の方等の総数は 235 人となっており、また、年代別では 40 歳代の方の割合（26.8%）が最も多く、ひきこもり状態が長期間継続している傾向にあります。

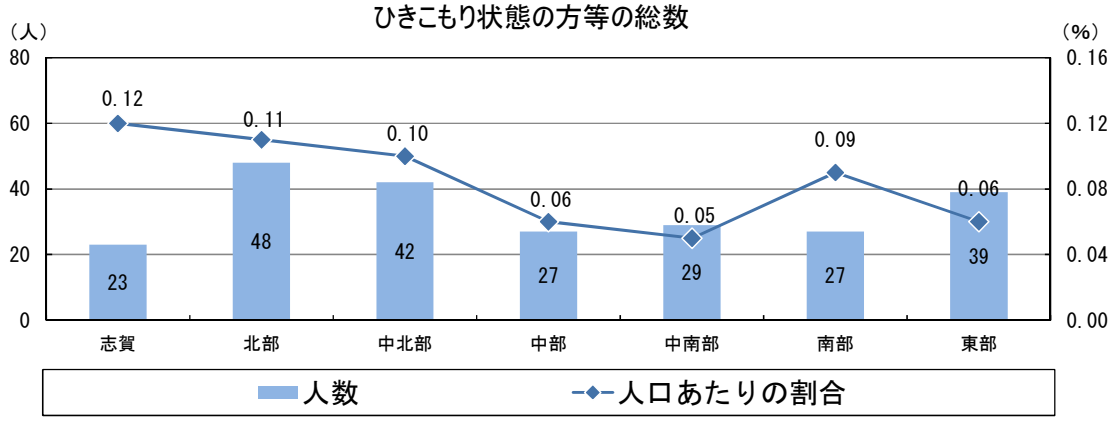

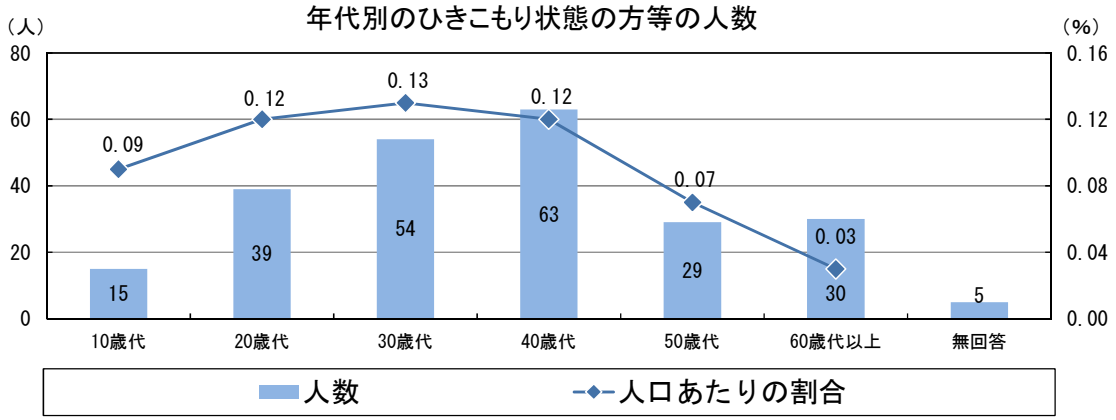

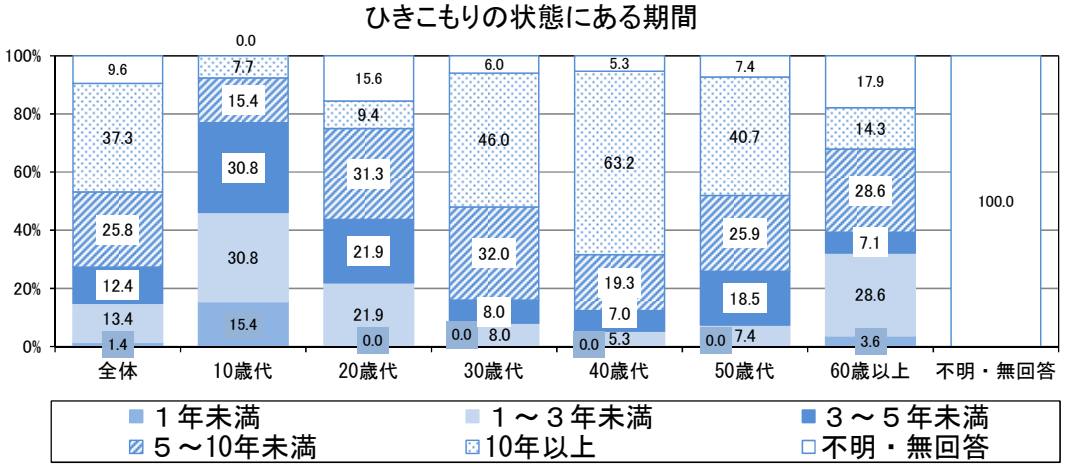

※この調査は民生委員児童委員に対するアンケート方式で実施した。「ひきこもり状態の方等」は、おおむね 15 歳以上で「①仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」「②仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物などで外出することがある方」か、無業者や非行など、民生委員児童委員からみて心配な方、また、家族等から支援などについて相談があった方（ただし、重度の障害、疾病、高齢等で外出できない方を除く）とした。

資料：ひきこもり等に関するアンケート調査　報告書（平成 28 年７月調査）

（4）地域福祉を支える社会資源

① 地域の社会資源

・老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などの民間施設が増加
・市内 36 の学区には支所や公民館があり、7つの保健福祉ブロックごとにすこやか相談所及びあんしん長寿相談所が設置されている

ア 社会福祉施設

形態別社会福祉施設数

種類		公共施設	民間施設	合計
老人福祉施設等	訪問介護	－	113	113
	訪問入浴介護	－	5	5
	訪問リハビリテーション	－	13	13
	訪問看護	1	22	23
	通所介護	1	49	50
	通所リハビリテーション	1	17	18
	短期入所生活介護	－	23	23
	短期入所療養介護	1	8	9
	福祉用具貸与	－	16	16
	特定施設入所者生活介護	－	6	6
	居宅介護支援	1	134	135
	地域密着型通所介護	6	90	96
	認知症対応型通所介護	－	15	15
	小規模多機能型居宅介護	－	15	15
	認知症対応型共同生活介護	－	36	36
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	－	1	1
	看護小規模多機能型居宅介護	－	1	1
	介護老人福祉施設	－	13	13
	介護老人保健施設	1	7	8
	介護療養型医療施設	－	1	1
	計	12	585	597

種類		公共施設	民間施設	合計
障害者支援施設等	福祉センター	1	－	1
	自立訓練　生活訓練	1	4	5
	就労移行支援	－	9	9
	就労継続支援　A型	－	6	6
	就労継続支援　B型	－	22	22
	生活介護	2	16	18
	短期入所	－	3	3
	施設入所支援	－	1	1
	グループホーム	－	17	17
	地域活動支援センター　Ⅰ型	－	2	2
	滋賀型地域活動支援センター	－	1	1
	社会的事業所	－	4	4
	放課後等デイサービス	－	20	20
	児童発達支援	3	－	3
	保育所等訪問支援	1	－	1
	計	8	105	113
児童福祉施設等	保育所（休園中の葛川保育園を含む）	15	46（分園除）	61
	幼保連携型認定こども園	－	10	10
	児童養護施設	－	2	2
	知的障害児通園施設	1	－	1
	乳児院	―	1	1
	助産施設	1	－	1
	母子生活支援施設	1	－	1
	児童館	7	－	7
	児童遊園	2	－	2
	母子福祉施設	－	2	2
	認可外保育施設	－	19	19
	計	27	80	107

※児童福祉法上の施設。再掲。
資料：市資料、平成 28 年 4 月現在

イ　公共施設（保育所・幼稚園・学校については、国公立・私立を含む）

学区別公共施設分布一覧

学区	支所	公民館	保育所	幼稚園	認定こども園	児童館	児童クラブ	小学校	中学校	高校・大学	養護学校	ふれあいセンター	すこやか相談所	あんしん長寿相談所
志賀ブロック														
小松	●						●	●		●				
木戸	●	●	●	●			●	●	●					
和邇	●	●	●	●			●	●					●	●
小野	●	●				●	●	●						
北部ブロック														
葛川	●	●						●	●					
伊香立	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●		
真野	●	●		●			●	●						
真野北	●	●	●	●	●		●	●	●					
堅田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●
仰木	●	●		●			●	●						
仰木の里	●	●	●	●			●	●	●	●				
中北部ブロック														
雄琴	●	●	●	●			●	●						
日吉台	●	●		●			●	●						
坂本	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
下阪本	●	●	●	●			●	●	●					
唐崎	●	●	●	●	●		●	●	●		●			
中部ブロック														
滋賀	●	●	●	●		●	●	●				●		
山中比叡平	●	●	●	●			●	●						
藤尾	●	●	●	●			●	●						
長等	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●
逢坂	●	●	●	●	●		●	●	●	●				
中央	●	●	●	●			●	●						
中南部ブロック														
平野	●	●	●	●			●	●		●				
膳所	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
富士見	●	●	●	●	●		●	●						
晴嵐	●	●	●	●			●	●	●	●				
南部ブロック														
石山	●	●	●	●	●		●	●	●	●				
南郷	●	●	●	●			●	●	●				●	●
大石	●	●		●			●	●						
田上	●	●	●	●		●	●	●				●		
東部ブロック														
上田上	●	●		●			●	●	●					
青山	●	●	●	●			●	●	●					
瀬田	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●
瀬田南	●	●	●	●	●		●	●		●				
瀬田東	●	●	●	●	●		●	●		●				
瀬田北	●	●	●	●			●	●	●					

資料：市資料、平成 28 年 4 月現在
※平成 29 年1月4日より瀬田第二あんしん長寿相談所を開所

② 学区社会福祉協議会の活動

・市内 36 の学区に、学区社会福祉協議会が組織
・小地域でのふれあいサロン、ふれあい給食などの活動が活発に行われている

ア 学区社会福祉協議会

学区社会福祉協議会は 36 学区すべてに設置されています。学区社会福祉協議会は、地域との密接な関係があり、そこで暮らす市民が自ら参加する支えあい・助けあいなどの活動を進めていくうえで大きな役割を担っています。

学区社会福祉協議会数

学　区	学区社会福祉協議会
36 学区	36 団体

資料：市社会福祉協議会

イ 学区社会福祉協議会の活動内容

学区社会福祉協議会の主な活動には、「寺子屋プロジェクト」などの子どもの学習支援、高齢者等の歩いていける所でのあたたかな場づくりである「ふれあいサロン」、ひとり暮らし高齢者への見守りを目的とした「ふれあい給食サービス」、地域の福祉意識の向上と人材育成を目指している「福祉のまちづくり講座」のほか、敬老事業や子どもを守る運動、子育て支援、広報誌の発行などがあります。

ふれあいサロン設置数の推移

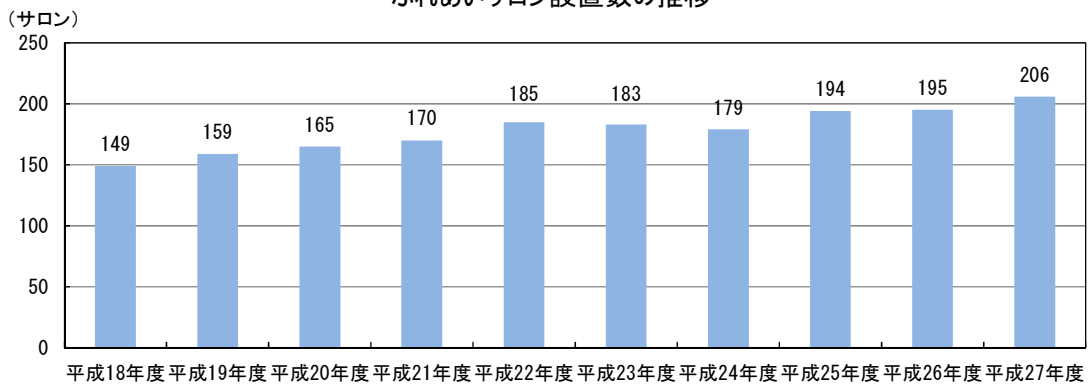

資料：市社会福祉協議会（各年3月 31 日現在）

ふれあい給食サービス利用者数の推移（数値提供依頼分）

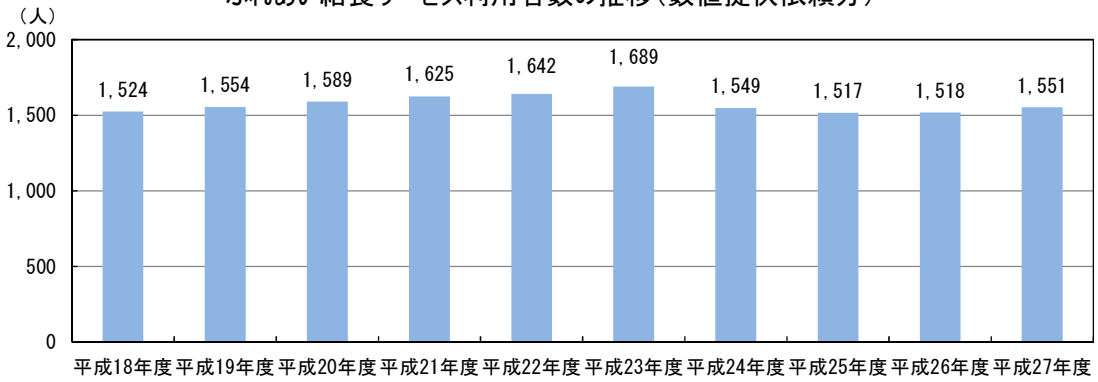

資料：市社会福祉協議会、ひと月の最大利用者数

福祉のまちづくり講座（地域福祉講座）開催日数の推移

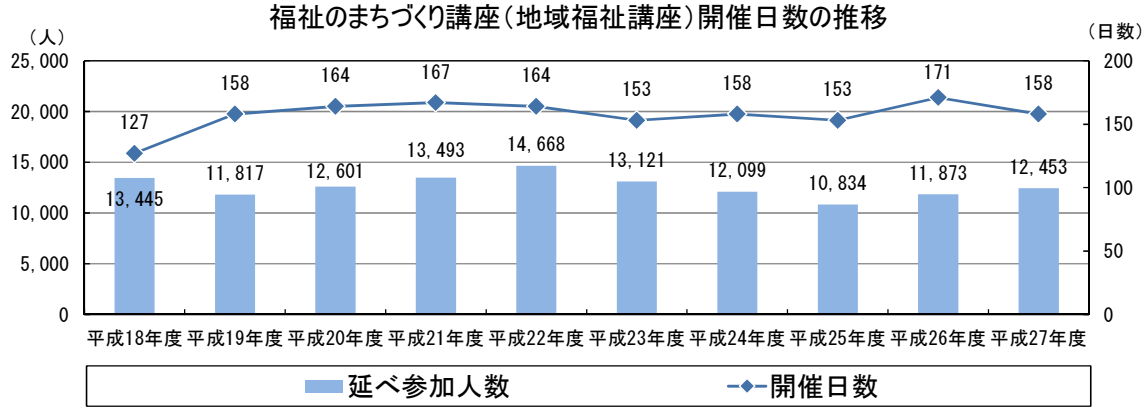

資料：市社会福祉協議会

福祉のまちづくり講座（地域福祉講座）実施学区

	平成 18（2006）年度	平成 19（2007）年度	平成 20（2008）年度	平成 21（2009）年度	平成 22（2010）年度
実施学区	33 学区	35 学区	35 学区	36 学区	35 学区

	平成 23（2011）年度	平成 24（2012）年度	平成 25（2013）年度	平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度
実施学区	33 学区	33 学区	32 学区	35 学区	35 学区

資料：市社会福祉協議会

ウ 福祉委員の配置

平成 19（2007）年度以降、福祉委員数は 36 学区すべてに配置されていますが、平成 22（2010）年度、平成 23（2011）年度の 1,160 人をピークに減少傾向にあり、平成 27（2015）年度で 1,116 人となっています。

福祉委員数と配置学区数の推移

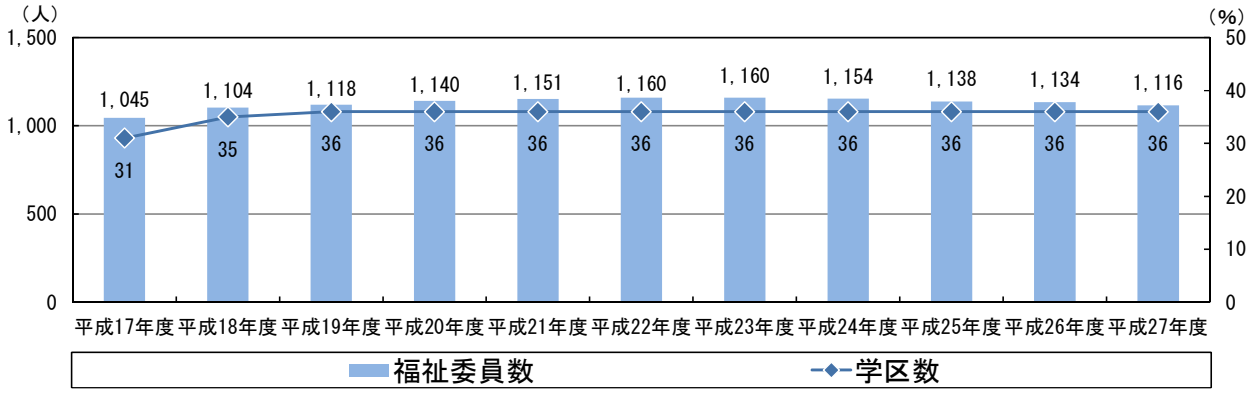

資料：市社会福祉協議会（各年4月 1 日現在）

③ 民生委員児童委員協議会の活動

・民生委員児童委員の活動件数は年々増加傾向
・活動内容は地域福祉活動・自主活動が多い

ア 地区民生委員児童委員協議会

地区民生委員児童委員協議会は 36 地区、654 人の民生委員児童委員（主任児童委員含む）の方が活動されています。民生委員児童委員同士の連携を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有、福祉課題の分析や支援などを行っています。

地区民生委員児童委員協議会数及び人数

地　区	地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	主任児童委員
36 地区	36 団体	590 人	64 人

平成 28 年 12 月1日現在

イ 民生委員児童委員の活動内容

民生委員児童委員の活動内容は多岐にわたっており、総活動件数は、年度によってばらつきはあるものの、130,000 件前後で推移しています。

主な活動内容は地域福祉活動・自主活動が多くなっており、平成 27（2015）年度は 40,346 件となっています。また、相談・支援内容では高齢者に関することが多く、平成 27（2015）年度は 11,558 件となっています。

また、訪問の回数も、平成 18（2006）年度と比較すると大幅に増加しています。

民生委員児童委員の訪問活動件数

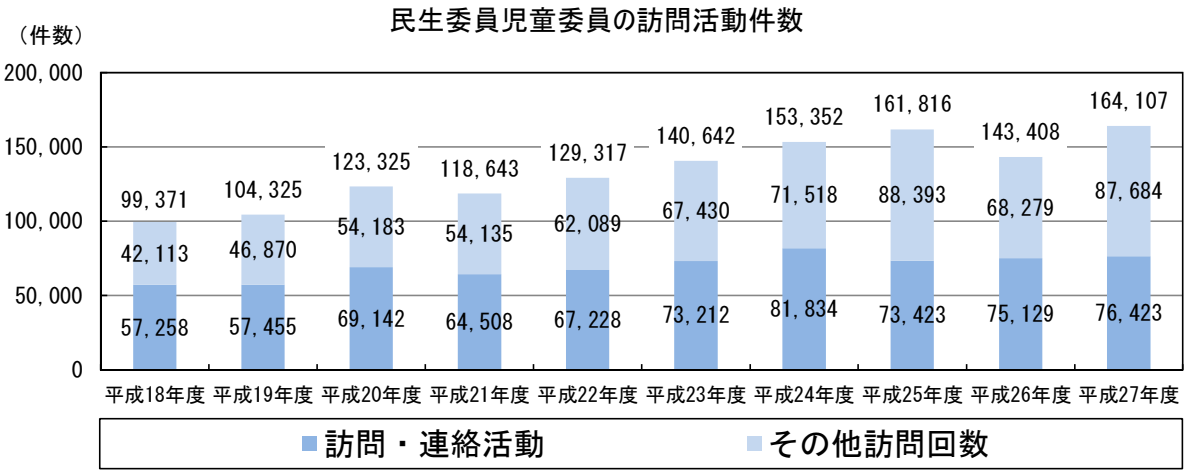

資料：大津市福祉の概要

民生委員児童委員の活動内容

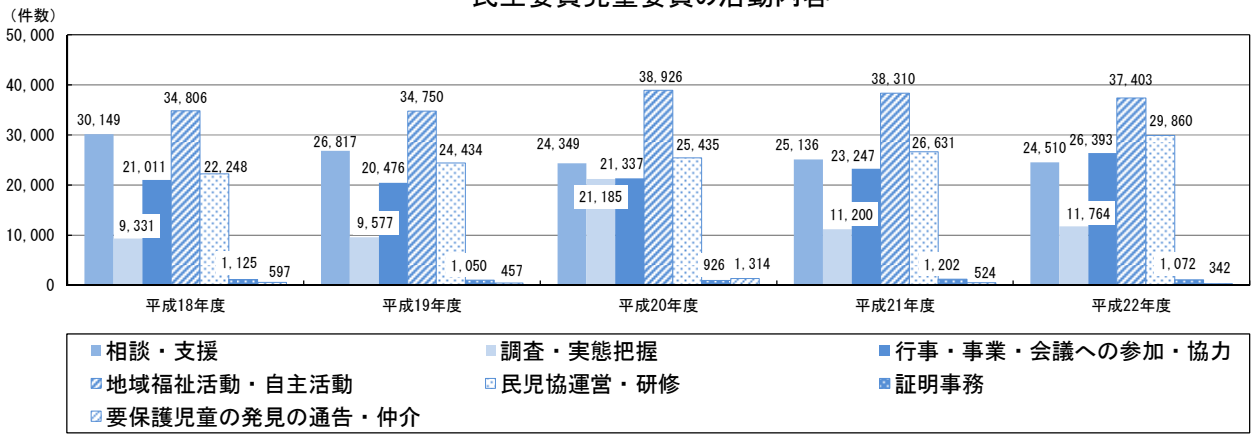

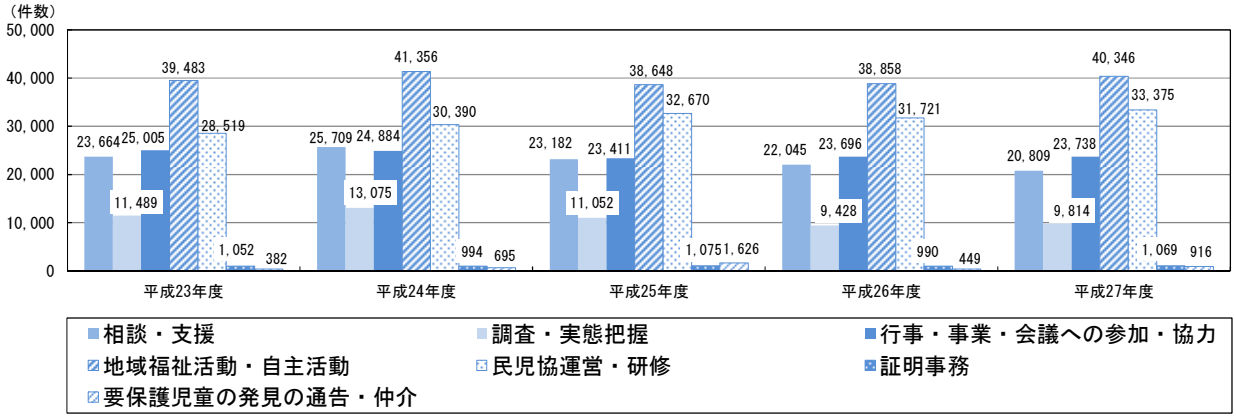

資料：大津市福祉の概要

民生委員児童委員の相談・支援内容

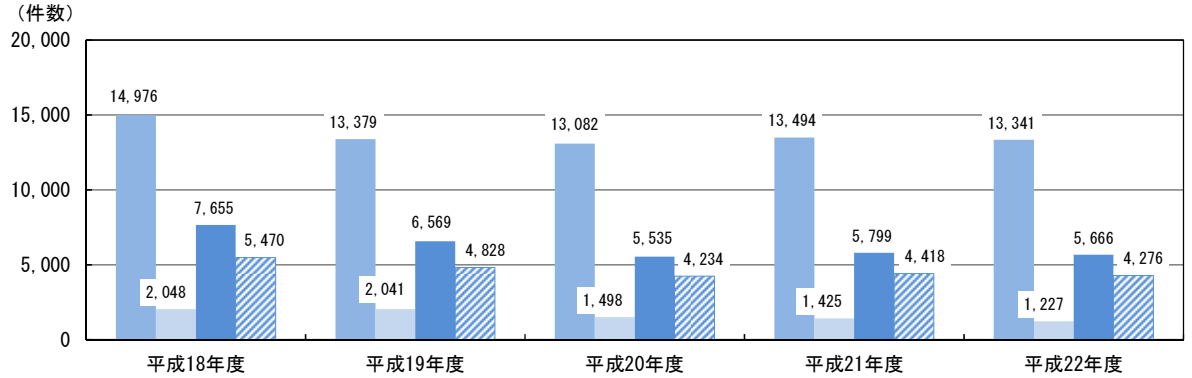

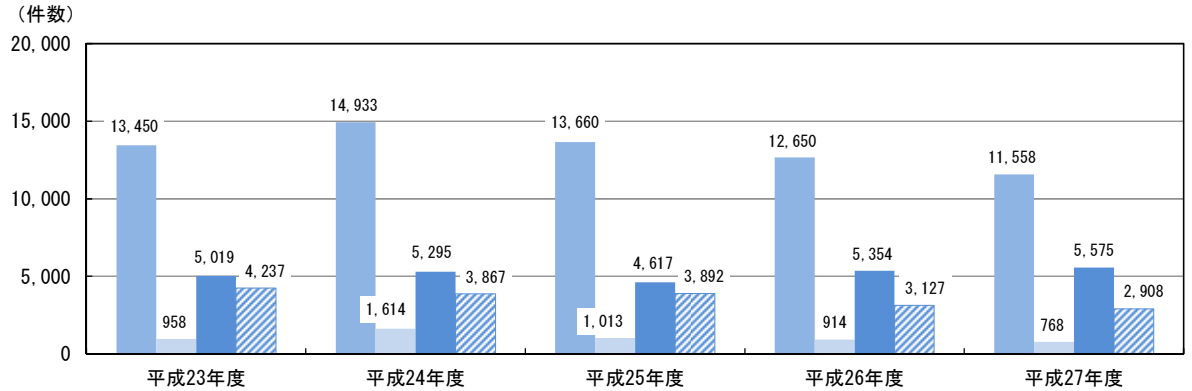

資料：大津市福祉の概要

④ 自治会などの状況

・自治会加入率は市平均が約 63%

ア 学区別自治会加入率の推移

市全体の自治会加入率は、年々減少傾向となっています。

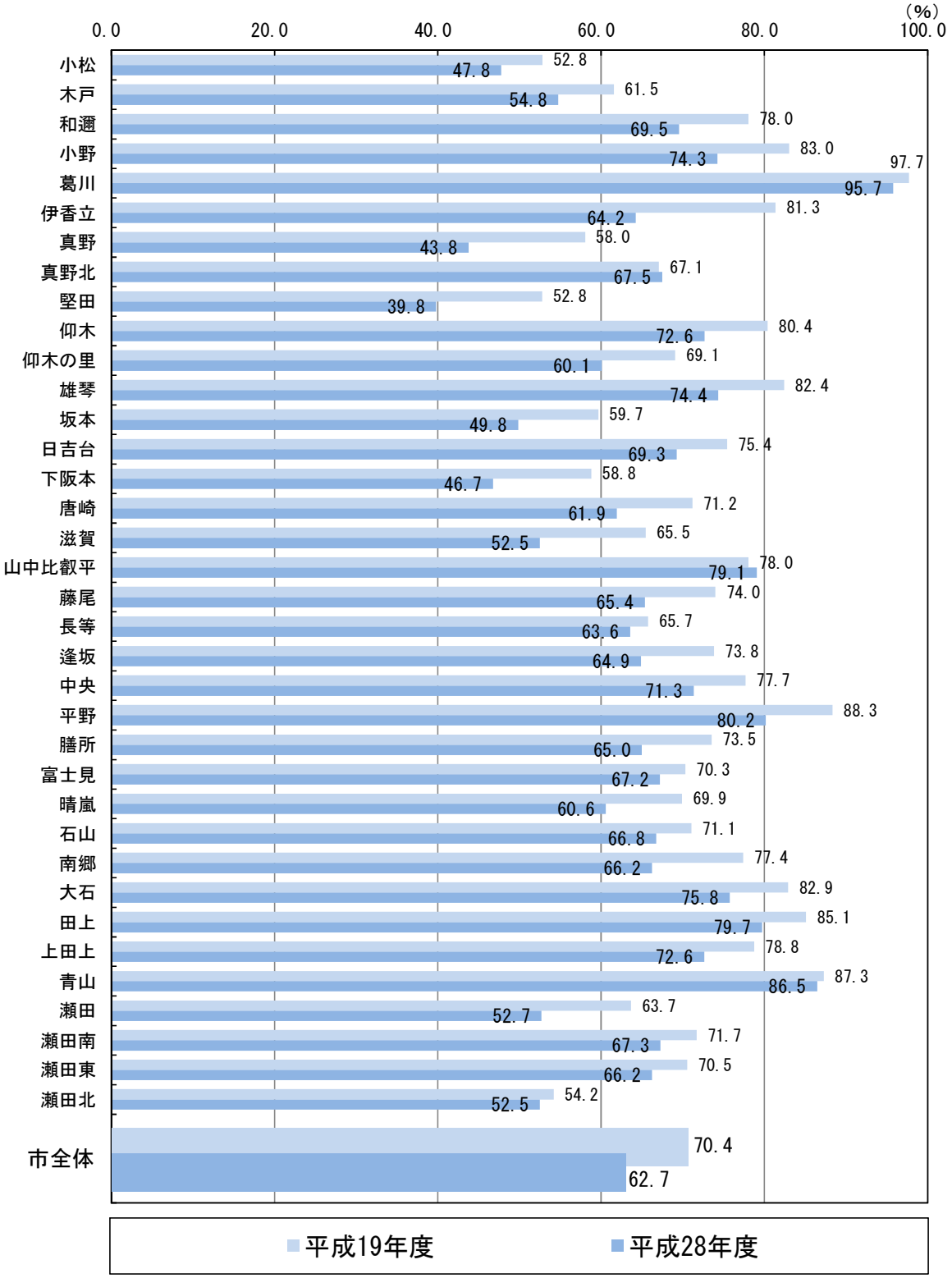

資料：市資料（各年度4月1日現在）

イ　老人クラブ

老人クラブの団体数、会員数ともに、平成 18（2006）年度以降は年々減少しており、平成 27（2015）年度は 148 クラブ、8,926 人となっています。

老人クラブのクラブ数及び会員数の推移

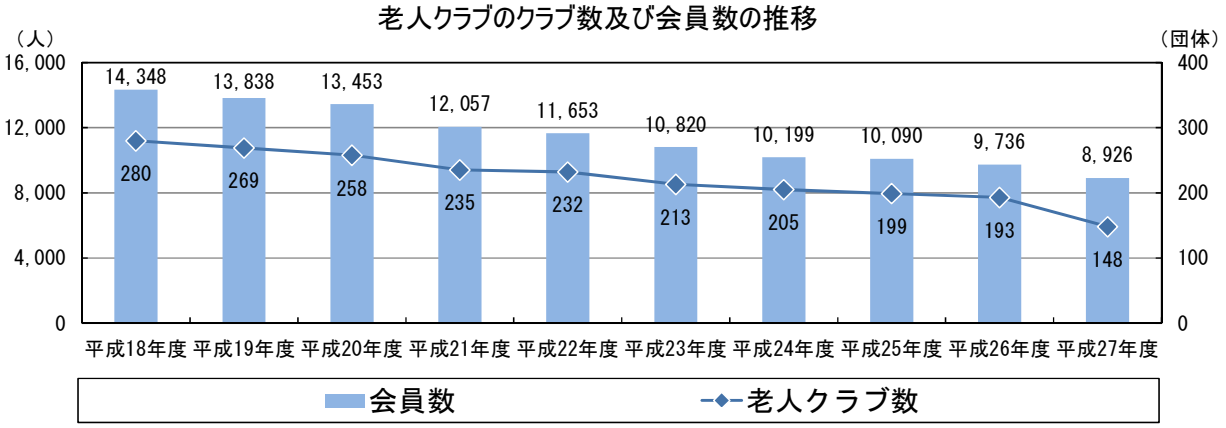

資料：大津市福祉の概要（各年度末現在）

⑤　特定非営利活動法人（NPO法人）認証数の推移

・NPO 法人は年々増加

NPO 法人認証数（全分野）は、県内他市町、大津市ともに年々増加傾向にあります。また、平成 27（2015）年度では滋賀県内 603 法人のうち、151 法人が大津市内に所在し、県内の約 25%の NPO 法人が市内にあります。

県内他市町及び大津市におけるNPO法人認証数（全分野）の推移

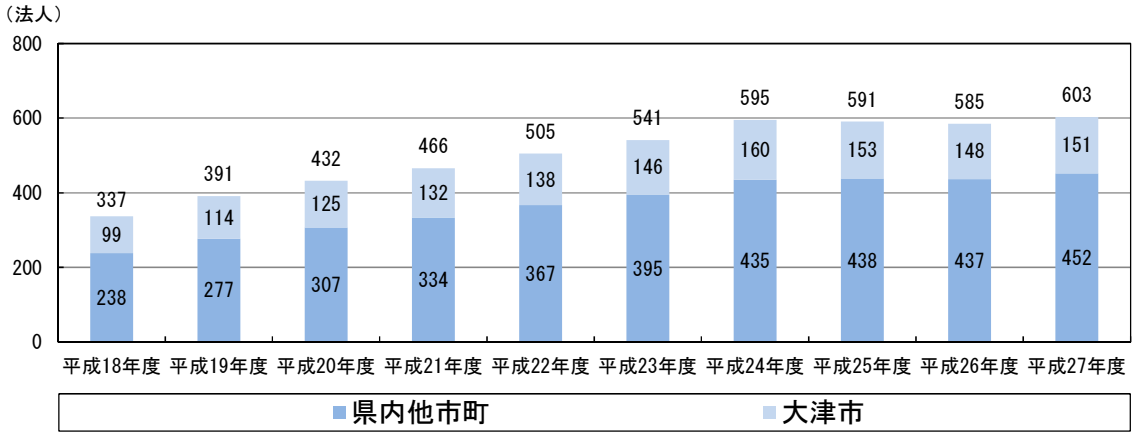

資料：県資料

⑥ ボランティアセンターの登録人数と相談件数の状況

・ボランティア登録人数は減少
・ボランティアに関する相談件数は増加

市社協内のボランティアセンターに登録している人数は、平成 24（2012）年度まで年々減少していたものの、平成 25（2013）年度には増加傾向となり、平成 27（2015）年度には団体登録人数と個人をあわせて 3,414 人となっています。

相談件数は、平成 23（2011）年度に相談件数の算出方法を見直したことにより、相談件数は減少しましたが、その後、増減を繰り返しながら平成 27（2015）年度には 300 件となっています。

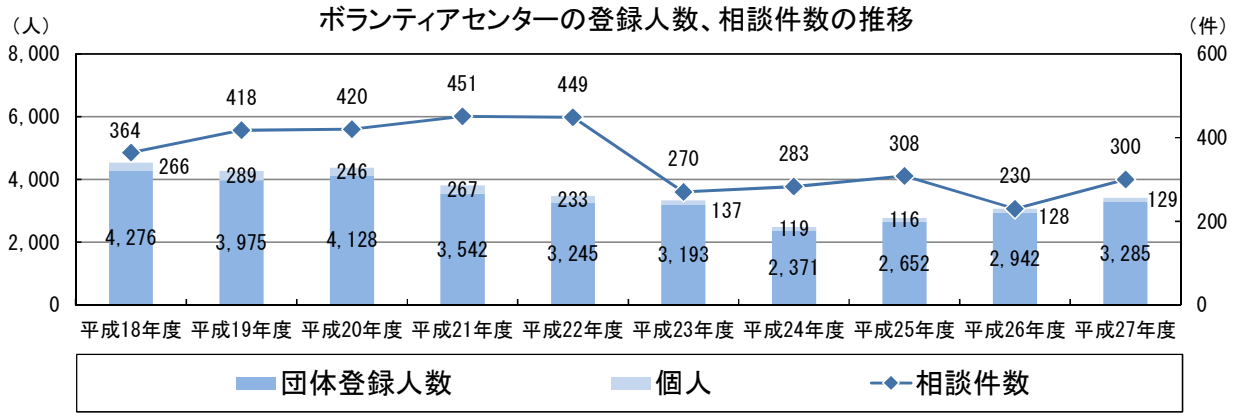

資料：市社会福祉協議会（各年3月 31 日現在）

⑦ ファミリーサポート事業の状況

・子育ての援助をしてほしい会員の数は増加傾向、援助のできる会員の数は横ばい
・会員数と活動件数の増加傾向

援助のできる人（まかせて会員）の数がほぼ横ばいで推移しているのに対し、子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）の数の増加が目立っています。活動件数は平成 20（2008）年度以降減少傾向でしたが、平成 24（2012）年度以降は増加し、平成 27（2015）年度には 5,104 件となっています。

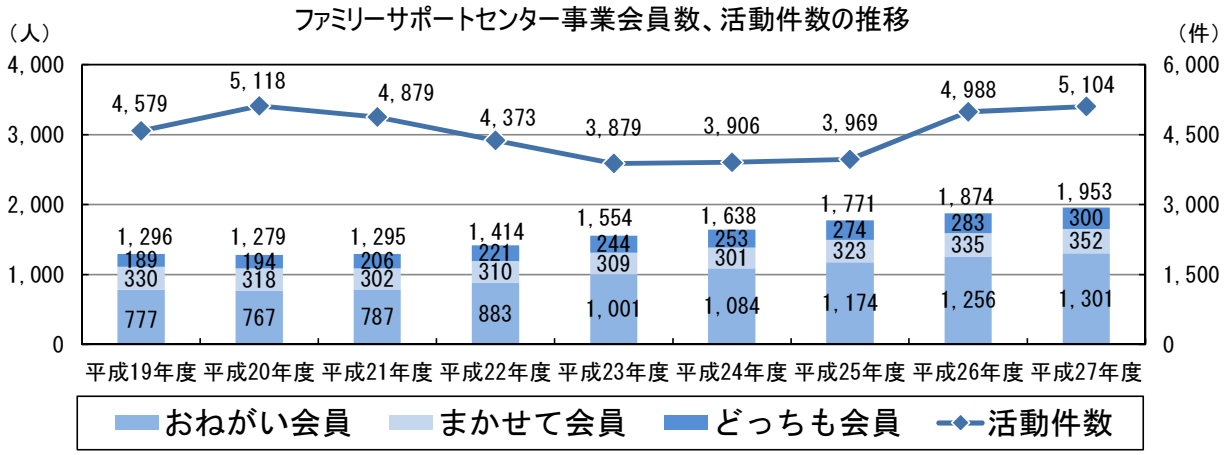

資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

⑧ 地域福祉権利擁護事業の状況

・相談援助件数は年々増加

地域福祉権利擁護事業の実利用人数は平成 22（2010）年度以降 150 人前後で推移しています。また、相談援助件数は平成 20（2008）年度以降、年々増加傾向にあり、平成 27（2015）年度には 13,626 件と急増しています。

地域福祉権利擁護事業の実利用人数、相談援助件数の推移

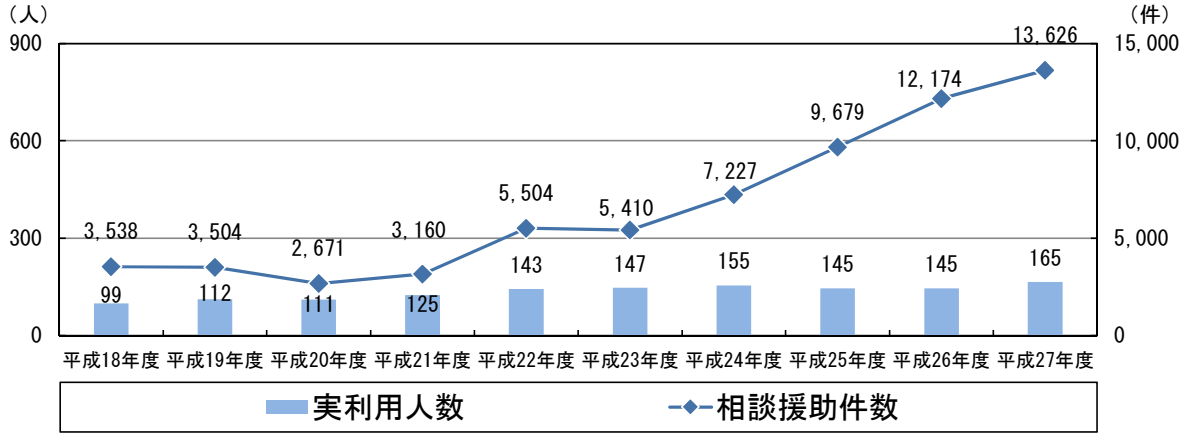

資料：市社会福祉協議会（各年3月 31 日現在）

⑨ 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

・成年後見制度の申立てに関する支援件数は年々増加傾向

権利擁護や成年後見制度に関する相談件数は平成 23（2011）年度から平成 26（2014）年度にかけて増加していましたが、平成 27（2015）年度に減少し、276 件となっています。また、成年後見制度の申立てに関する支援について、平成 27（2015）年度は平成 19（2007）年度の 2.6 倍となる 1,396 件行っています。

権利擁護・成年後見制度利用支援業務委託に対する相談・申立て支援件数の推移

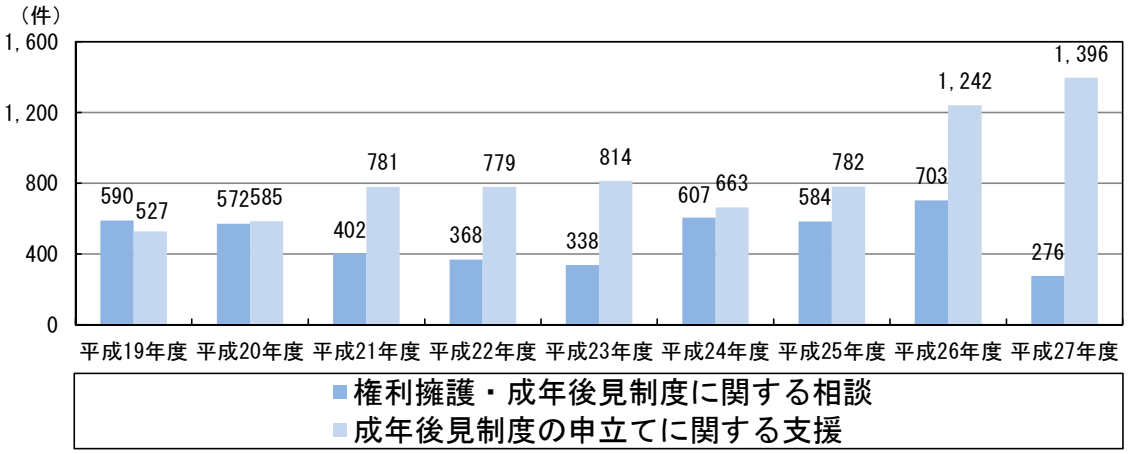

資料：市資料、大津市福祉の概要

2 計画の策定経過

（1）条例・規則等

① 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第二章　地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２　地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第十一条　地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

２　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

② 大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）

（設置）

第１条　社会福祉法(昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。)第７条第１項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、法第７条第１項に定めるもののほか、法第１２条第１項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

２　前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成１８年法律第７７号)第２５条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号)第７７条第１項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

３　教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第７７条第１項第３号及び第４号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

（委員の定数等）

第３条　審議会は、委員５０人以内で組織する。

２　委員の任期は、３年とする。ただし、法第９条第１項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（副委員長）
第４条　審議会に副委員長を置く。
２　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長は、委員の４分の１以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　法第９条第１項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前２項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。
（審査部会の委員等の報酬）
第６条　社会福祉法施行令(昭和３３年政令第１８５号)第３条第１項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和３１年条例第１９号)の規定にかかわらず、日額１４，０００円とする。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、福祉子ども部(専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部)において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。
（大津市障害者施策推進協議会条例の廃止）
２　大津市障害者施策推進協議会条例(平成８年条例第３号)は、廃止する。
（大津市介護保険条例の一部改正）
３　大津市介護保険条例(平成１８年条例第１３号)の一部を次のように改正する。
目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。
「第５章　介護保険の運営」を「第５章　運営状況等の公表」に改める。
第１３条の見出しを削る。
第１４条を次のように改める。
第１４条　削除
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成２４年法律第６６号)の施行の日の前日までの間における改正後の第２条第２項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成２４年法律第６６号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

③ 大津市社会福祉審議会規則（平成 21 年規則第 48 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市社会福祉審議会条例(平成 20 年条例第 51 号。以下「条例」という。)第８条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第２条　社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 11 条第２項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

⑴　高齢者福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項

⑵　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項

２　前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。

３　法第 11 条第１項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

４　法第 12 条第２項において準用する法第 11 条第１項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第 12 条第１項に規定する児童福祉に関する事項(条例第２条第２項の規定により当該事項に含むものとされる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第１項各号に掲げる事務に関する事項を含む。)に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

(専門分科会の委員等)

第３条　専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

２　専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

３　専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第５項、次条第２項及び第３項並びに第５条において同じ。)の互選によって定める。
４　専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
５　副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
６　副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(専門分科会の会議等)
第４条　専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。
２　専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第５条　専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。
２　前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
第６条　審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
(審査部会の名称及び調査審議事項)
第７条　社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「令」という。)第３条第１項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。
２　前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第３条第１項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。
⑴　身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
⑵　指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定及び指定の取消しに関する事項
３　第１項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議するため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。
⑴　家庭的保育事業等の認可に関する事項
⑵　保育所の設置の認可に関する事項
⑶　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条に規定する事項
⑷　子ども・子育て支援法第 77 条第１項各号に掲げる事務に関する事項
４　前項の審査部会は、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会と称する。
(審査部会の委員等)
第８条　審査部会(障害者福祉専門分科会審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、

専門分科会長が指名する。
２　審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
３　審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。
４　審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
(審査部会の会議等)
第９条　審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。
２　審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第１０条　審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。
２　審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。
３　第 1 項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数(前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数)で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。
第１１条　令第３条第３項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
(その他)
第１２条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則(平成 25 年６月 24 日規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 26 年９月 24 日規則第 119 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 28 年 12 月 21 日規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行する。

④ 第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第１条　大津市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の第５次地域福祉活動計画を策定するため、委員会を設置する。

(名称)

第２条　委員会の名称は、「第５次地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）とする。

(委員)

第３条　策定委員会は、おおむね１５名以内の委員で構成する。

２　委員は、次に掲げるものの中から市社協会長が選任し、委嘱する。

⑴住民（組織）の代表

⑵民生委員児童委員の代表

⑶行政機関の代表

⑷関連する専門機関・施設の代表

⑸学識経験を有する者

⑹社会福祉協議会の関係者

⑺その他、市社協会長が必要と認めたもの

(委員長等)

第４条　策定委員会に委員長１名、副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長の選任は、委員の互選とする。

３　委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第５条　委員の任期は、平成２８年１月１５日から平成２９年３月３１日までの期間とする。

(プロジェクトチーム)

第６条　策定委員会に付議する案件を調査研究及び調整するために、プロジェクトチームをおくことができる。

(庶務)

第７条　策定委員会の庶務は、市社協事務局において行う。

（その他)

第８条　その他、この要綱に定めのないことは、市社協会長が別にこれを定める。

付則

１　この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

（2）会議開催記録

① 大津市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会

平成 27（2015）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 27 年 4 月 28 日	・専門分科会長の選出について ・副専門分科会長の指名について ・生活困窮者自立支援事業について ・第 2 次大津市地域福祉計画に掲げた事業の推進について ・当専門分科会の今年度の予定について
第 2 回	平成 27 年 10 月 16 日	・第 2 次大津市地域福祉計画の実施状況について ・第 3 次大津市地域福祉計画の策定について ・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について ・その他
第 3 回	平成 28 年 3 月 22 日	・第 3 次大津市地域福祉計画の策定に向けて ・その他

平成 28（2016）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 4 月 25 日	・第 3 次大津市地域福祉計画策定スケジュールについて ・その他
第 2 回	平成 28 年 8 月 30 日	・これまでの取り組みについて ・第 2 次大津市地域福祉計画・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の評価について ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）について ・今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 28 年 12 月 8 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画（素案）について
第 4 回	平成 29 年 3 月 13 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）について

委員名簿　（50 音順、敬称略）

名　前	所　属　等	備　考
大 澤　光 雄	大津市自治連合会	
太田原　茂樹	公募委員	
尾　崎　　史	あさがお	
桐 畑　弘 嗣	大津市社会福祉協議会	
河 野　基 亜	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
小 林　妙 子	大津市健康推進連絡協議会	
他谷　恵津子	子育てネットワーク志賀うりぼう	
津　田　洋　子	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
筒 井　のり子	龍谷大学	専門分科会長
牧 村　順 一	同朋大学	副専門分科会長
森　川　　稔	滋賀県立大学	
渡　邉　　武	大津市障害者福祉施設協議会	

② 第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

平成 27（2015）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 1 月 15 日	・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について ・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の進捗について ・今後のスケジュールについて

平成 28（2016）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 9 月 5 日	・新計画の基本理念・基本目標について
第 2 回	平成 28 年 12 月 16 日	・新計画の素案について
第 3 回	平成 29 年 3 月 7 日	・新計画の案について

委員名簿　（50 音順、敬称略）

名　前	所　属　等	備　考
内田　一豊	大津市自治連合会	
梅田　道廣	大津市身体障害者更生会	
川 端　豊	大津市社会福祉協議会	
木 村　隆	大津市医師会	
木村　恭子	大津市地域女性団体連合会	
呉屋　之保	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
鷲見　徳彦	大津市福祉子ども部	
塚本　秀一	大津市保育協議会	
前阪　良憲	滋賀県老人福祉施設協議会	副委員長
牧村　順一	同朋大学	委員長

③ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム

平成 27（2015）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 1 月 21 日	・地域福祉とは ・市の第 3 次地域福祉計画と市社協の第 5 次地域福祉活動計画の策定について ・自己紹介・所属機関の紹介 ・現行の市の第 2 次地域福祉計画と市社協の第 4 次地域福祉活動計画について ・懇談会の計画について ・今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 28 年 2 月 19 日	・第 2 次大津市地域福祉計画の課題整理

平成 28（2016）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 4 月 14 日	・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の評価について ・その他
第 2 回	平成 28 年 6 月 21 日	・第 2 次大津市地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画の評価について（報告） ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念・基本目標について ・その他
第 3 回	平成 28 年 8 月 18 日	・前回のプロジェクトチーム会議の振り返り ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の方向性・取り組みについて ・今後のスケジュールについて
第 4 回	平成 28 年 11 月 8 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について ・今後のスケジュールについて
第 5 回	平成 29 年 2 月 14 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の案について ・今後のスケジュール及び来年度にむけて

委員名簿　　（50 音順、敬称略）

名　前	団　体　等	備　考
岩 田　和 彦	レイカディア大学同窓会　大津支部	
大 澤　光 雄	大津市自治連合会	
梶 原　英 輝	大津赤十字病院	
片 岡　定 男	大津市社会福祉協議会・藤尾学区社会福祉協議会	
栗　本　　亮	長寿政策課	
河 野　純 子	滋賀弁護士会・女性の法律事務所パール	
小 林　妙 子	大津市健康推進連絡協議会	
白 子　京 弥	保健予防課	
白 杉　滋 朗	NPO法人おおつ・「障害者の生活と労働」協議会・ おおつ働き・暮らし応援センター	
他谷　恵津子	NPO 法人　子育てネットワーク志賀うりぼう	
筒 井　のり子	龍谷大学	
津 田　洋 子	大津市民生委員児童委員協議会連合会・ 真野北地区民生委員児童委員協議会	
中 原　一 隆	NPO法人あさがお	
中 村　克 枝	膳所地域包括支援センター	
西　勝 太 郎	大津市社会福祉協議会・大石学区社会福祉協議会	
林　代 士 子	滋賀県断酒同友会	
原　　健	社会福祉法人　真盛園	
牧 村　順 一	同朋大学	
松 岡　啓 太	知的障害児者地域生活支援センター	
松 田　達 也	生活協同組合コープしが　福祉事業部	
村 田　省 三	大津商工会議所	
山 本　朝 美	小鳩乳児院	
幸 重　忠 孝	幸重社会福祉士事務所	

④ 庁内ワーキンググループ

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 6 月 16 日	・地域福祉とは ・第 2 次大津市地域福祉計画（基本目標1・基本目標5）の課題整理
第 2 回	平成 28 年 9 月 26 日	・第 3 次大津市地域福祉計画（案）について ・方向性、取り組みの確認（意見交換） ・ワーク ・事業（案）について

構　成

部　局	所　属	備　考（各課所管の事業等）
福祉子ども部	福祉政策課	事務局
	生活福祉課	生活困窮
	子ども家庭課	子ども
	子育て総合支援センター	子ども
	障害福祉課	障害者
健康保険部	長寿政策課	高齢者
	介護保険課	高齢者
健康保険部保健所	保健予防課	健康
	健康推進課	健康
政策調整部	人権・男女共同参画課	人権
市民部	自治協働課	自治会
教育委員会	生涯学習課	社会教育、家庭教育
総務部	危機・防災対策課	災害・防災
消防局	予防課	災害・防災

⑤ 市社協職員ワーキンググループ

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 3 月 2 日	・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画　振り返り・評価
第 2 回	平成 28 年 6 月 8 日	・新計画の基本目標・方向性について

（3）各懇談会

【ポイント】

・地域住民が主体的にまちづくり・地域づくりについて意見を出しあう

・学区地域福祉活動計画づくりにつながる懇談会にする

・若い意見を聞く場を設ける

① 学区福祉のまちづくり計画懇談会

項　目	内　　容
目　　的	学区地域福祉活動計画づくりを目指す懇談会
対　　象	石山学区社会福祉協議会
日　　時	平成 28 年 2 月 25 日（木）11：00～
場　　所	石山市民センター
参　加　者	13 名

〇内容

・計画策定に向けての策定委員会

② 第2次大津市地域福祉計画の評価懇談会

項　目	内　　容
目　　的	各学区社協役員中心に、市 2 次・市社協 4 次計画の評価を行う懇談会
対　　象	東部ブロック社会福祉協議会
日　　時	平成 28 年 2 月 13 日（土）10：00～
場　　所	青山市民センター
参　加　者	25 名

〇内容（グループワーク）

・市2次計画を基本目標ごとに KJ 法でワーク

・時間の関係で、各基本目標のうち、1つの方向性のみをピックアップし評価

③ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定のための若者懇談会

項　目	内　　容
目　　的	大津のまち、暮らし、地域福祉等について若者の意見を聞く懇談会
対　　象	比叡山高校ボランティア委員会
日　　時	平成 28 年 2 月 23 日（火）15：30～
場　　所	比叡山高校
参　加　者	16 名

〇内容（グループワーク）

・まちづくりについて、高校生（若者）の声を聴く

・顧問の先生も、学校ではカリキュラムをこなすのが精一杯で、地域について考え、発言するいい機会になったと喜んでいただいた

・生徒たちからも、「仲間と一緒なら意見が多く出せた」「他人の意見を聞き、自分の意見を発言できた」「仲間との相乗効果で考えなかった新しい発想が浮かんだ」「楽しかった」などの声あり

④ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定のための若者懇談会

項　目	内　　容
目　　的	大津のまち、暮らし、地域福祉等について若者の意見を聞く懇談会
対　　象	地域福祉を学ぶ学生
日　　時	平成 28 年 7 月 27 日（水）9：20～
場　　所	龍谷大学
参　加　者	22 名

〇内容（グループワーク）

1）新計画全体について

学生の視点で感じたこと、地域福祉を進めていくうえで必要なこと、社会の課題、今後必要となる取り組みについて、考えてもらい意見を出しあってもらった

2）具体的な活動について

大津で地域福祉を学ぶ学生として企画したり、実践したり、行政や市社協と協力して地域福祉を進めることができる取り組みについて意見を出しあってもらった

3 用語解説

（用語の後の「※」は、本市独自の内容で解説しています。）

あ行

アウトリーチ（P.25）

要請がない場合でもワーカーの方から積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題や困難を有しているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、ワーカーに対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して積極的に働きかけること。

SNS（P.24）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」（フェイスブック）や、「Twitter」（ツイッター）、「Instagram」（インスタグラム）などが有名。

NPO（P.3）

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成 10（1998）年に特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

円卓会議（P.60）

地域の困りごとや課題中心に、関係する市民や団体、事業者、行政などが集まり、対等な立場で、その解決に向けて情報を共有し、対話を行う場。

オレンジリボン運動（P.9）

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動。

児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指している。

あんしん長寿相談所（P.15）

地域包括支援センターのこと。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の６つの業務のほか、第１号介護予防支援事業を一体的に実施する高齢者の総合窓口。

①総合相談支援業務　②権利擁護業務
③包括的・継続的ケアマネジメント　④住宅医療・介護連携推進事業
⑤生活支援体制整備事業　⑥認知症総合支援事業

か行

介護サービス（P.46）

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」などのこと。

介護サービス情報公表システム（P.46）

平成 27（2015）年 10 月より「介護サービス情報公表システム」のトップページが新しくなり、これまでの「介護事業所検索」に加え、新たに「生活支援等サービス検索」「地域包括支援センター検索」「在宅医療検索」の３つが追加。

今回のシステム改修は、「介護サービス情報公表制度」の活用の方向性として、「地域包括ケアシステム」に関連する施策と連動した地域の社会資源を一元的に映し出しながら情報提供すること、介護サービス事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることなどにより、国民が適切にサービスを選択し、利活用を促進することが目指されている。

介護保険制度（P.35）

平成 12（2000）年から介護保険法により設けられた社会保障制度。施行以降、平成 17（2005）年、平成 20（2008）年、平成 23（2011）年、平成 26（2014）年にそれぞれ改正（翌年施行）され、「予防重視型システムへの転換」「認知症対策の推進」など、必要な見直しが図られている。

核家族（P.7）

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

学区社会福祉協議会※（P.47）

一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした地域住民による自主的な団体。自治会関係者や福祉関係団体関係者などで構成している。大津市では小学校区ごとに 36 の学区社会福祉協議会が組織され、地域に根ざした福祉のまちづくり活動に取り組んでいる。

企業の社会貢献（P.60）

企業活動をする中で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した行動を選ぶという企業のあり方を意味する語。企業の社会的責任においては、消費者や投資家、社会の構成員全体といったステークホルダー（利害関係者）との関係が重視される。企業の社会的責任に基づく活動は、慈善事業とは異なり、あくまで企業活動の中で行われる。

虐待（P.9）

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、障害のある人や児童・高齢者に対する虐待が問題となっている。

旧志賀町（P.65）

昭和 30（1955）年に３村が合併し、滋賀県滋賀郡におかれていた町。昭和 42（1967）年、滋賀郡堅田町が大津市に編入され、1 町のみで滋賀郡を構成していたが、平成 18（2006）年３月 20 日に大津市へ編入された。

協議体（P.46）

行政機関や地域の関係者（ＮＰＯ、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等）間の定期的な情報共有及び連携・協働の場。

協働※（P.4）

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。

本市では、平成 23（2013）年４月に『大津市「結（ゆい）の湖都」協働のまちづくり推進条例』を制定し、愛着と誇りを持って、住み続けたくなる大津を築いていくために、市民、市民団体、事業者、市などが、お互いの特性を尊重し認めあいながら、話しあいに基づいて役割を分担して、自主的に行動し、地域課題の解決に力をあわせて取り組むことを目指している。

協働提案制度※（P.57）

協働の担い手育成を趣旨とする「パワーアップ・市民活動応援事業」と市民・市民団体及び事業者が、行政とともに地域の諸課題等の解決策を導き出す「テーマ型提案事業」で構成。協働のまちづくりの理念を具現化する制度。

グループホーム（P.79）

病気や障害などで生活に困難を抱えた方が、専門職員の援助を受けながら、共同で生活する社会的介護の形態。

権利擁護サポートセンター※（P.44）

高齢者・障害のある人などとその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する目的で設立。平成 28（2016）年４月１日に明日都浜大津に開設。

合計特殊出生率（P.7）

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。

個人情報（P.20）

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

コーディネーター（P.24）

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

子どもの学習支援事業（P.20）

子どもへの学習支援を通して「貧困の連鎖」を防ごうとすることを目的とした事業であり、学習する空間（場）や支援者（大人）との関係性が、子どもにとって安心できる居場所となっている。

このことを大切にし、「子どもの学習支援事業」は「子どもの学習支援・居場所づくり活動」として取り組むことが必要。

子どもの貧困対策（P.11）

平成 25（2013）年 6 月、「子どもの貧困対策に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が国会の全会一致で成立。

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。

法律では、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならないとされている。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（P.16）

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている方に、個別に相談に乗って解決を支援するとともに、その方が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくりなどの地域支援を住民や他の専門職と一緒に行う人。そんな地域を大きな視点で捉えてコーディネートする人が「コミュニティソーシャルワーカー」。

さ行

災害時要援護者（P.25）

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、適切な行動をとることが特に困難な方々。寝たきりの高齢者や障害のある人など。

災害ボランティア（P.21）

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

災害ボランティアセンター※（P.21）

大津市では、平成 28（2016）年４月より、市社協の協力により常設災害ボランテ

ィアセンターを設置。災害発生時には、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整、マッチング活動を行っている。東日本大震災では、全国で約 200 箇所の災害ボランティアセンターを開設して、143 万人を超えるボランティア活動の支援（平成 27（2015）年３月現在）。

賛助会員※（P.23）

大津市社会福祉協議会の賛助会員制度で、市社協の事業目的や市社協が行う事業に賛同する個人、団体、企業などが加入。その会費を市社協の活動（地域福祉活動、生活相談の活動等）に活用している。

滋賀の縁創造実践センター※（P.58）

民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域の中で暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体として、「滋賀の縁創造実践センター」を平成 26（2014）年９月に設立（事務局：滋賀県社会福祉協議会）。

事業者（P.2）

社会福祉を目的とする事業やサービスを行う社会福祉法人や NPO 法人、企業など。

自主防災組織（P.17）

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

児童相談所全国共通ダイヤル（189）（P.9）

「虐待かも」と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。「児童相談所全国共通ダイヤル」に電話をかけると近くの児童相談所につながり、通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は厳守される。

市民活動センター※（P.18）

大津市市民活動センターは、市民や NPO 等と行政の協力によるまちづくりを進めるため、スモールオフィスや作業ルームを備えるとともに、市民活動の打ちあわせや情報の交換など、自由に利用できる交流スペースや情報の収集・発信の場として市民活動掲示コーナーがある。

市民センター※（P.24）

支所と公民館の両方の機能を果たす施設を「市民センター」と呼んでおり、市内に 36 箇所ある。

社会福祉協議会（P.2）

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。一般的に「社協」と呼ばれる。

就労準備支援事業（P.20）

就労準備支援事業は、単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えて

いる、就労意欲が低下しているなどの理由により、直ちに就労することが困難な人、既存の雇用施策の枠組みでの支援にはなじまない人などに対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業。

受援力（P.17）

支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などのこと。

自立相談支援事業（P.20）

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発なども行う。

身体障害者手帳（P.74）

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

すこやか相談所※（P.24）

市民が、いきいきと楽しく暮らせるまちづくりを目指して保健師、訪問指導員が常駐し赤ちゃんからお年寄りまでの健康や福祉に関する相談を行う場所。市内には、保健福祉ブロックごとに７箇所あり、「あんしん長寿相談所」と併設されている。

生活困窮者自立支援制度（P.11）

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施。

生活支援コーディネーター（P.26）

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う（地域支え合い推進員）。

精神障害者保健福祉手帳（P.74）

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

成年後見制度（P.15）

精神上の障害などによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けるしくみ。

セーフティーネット（P.11）

病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えているさまざまな対策ということ。

相談機関連絡会※（P.20）

市社協では、困りごとを抱えた方の相談をネットワークの力で解決するために、平成５（1993）年度から関係専門機関と相談機関連絡会を隔月で実施。

た行

第２層（P.46）

日常生活圏域（中学校区等）で、第１層の機能の下で具体的な活動を展開。本市においては、現在、保健福祉７ブロックで活動。第１層とは市全域。

団塊の世代（P.8）

昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

単身世帯（P.7）

ひとりで生活している者。家計単位・消費単位と個人が同一。

地域アセスメント（P.35）

アセスメントとは、援助を行う際に、その人や環境に関する問題状況を把握・分析し、問題解決に向けた方向性を見いだす社会福祉援助のプロセスの一つであり、コミュニティワーク実践における地域アセスメントは、地域の状況を詳しく分析し活動組織への支援や具体的な活動内容の展開に結びつけること。

地域共生社会（P.12）

高齢者・障害のある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議※（P.16）

民生委員児童委員、福祉委員、自治会役員、社協役員、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。

地域福祉活動計画※（P.2）

地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画。市社会福祉協議会が策定しているが、学区社会福祉協議会でも策定を進めている。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）（P.10）

認知症高齢者や知的障害のある人・精神障害のある人など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

地域包括ケアシステム（P.31）

平成 37（2025）年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地区防災計画（P.53）

一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画のこと。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されている。

地区民生委員児童委員協議会※（P.30）

民生委員法に基づき設置されている組織。大津市では市域を 36 の区域に分けている。

中3学習会※（P.51）

高校進学のための学力・学習意欲の向上を図るほか、生活力の向上や自らが目指す将来の姿を確立することをねらいとして行う学習支援事業。

寺子屋プロジェクト※（P.45）

子どもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

特定非営利活動法人（NPO法人）（P.86）

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された特別法である「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体のこと。

ドメスティックバイオレンス（DV）（P.45）

ＤＶと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

トワイライトステイ※（P.51）

子どもたちに対し、生活意欲や学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的として、夕方から夜の居場所づくりとして行う事業。

な行

7ブロック※（P.22）

大津市での７ブロックとは、保健福祉ブロックのことで、「志賀」「北部」「中北部」「中部」「中南部」「南部」「東部」に分かれる。

認知症（P.8）

加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因で記憶や判断力などの障害が起こる脳の病気。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（P.8）

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を関係 11 府省庁と共同で策定された（平成 27（2015）年 1 月 27 日）。

ネットワーク台帳※（P.21）

在宅で生活する高齢者等が地域で安心して生活を続けるため、また地域の民生委員児童委員が必要な見守りや援助をするため、ネットワーク台帳に必要事項を記載し、行政・地域関係者の支援ネットワークをつくることを目的として実施している。加えて、災害時避難行動要支援者の見守りを目的としてネットワーク台帳を整備し、地域の連携による「災害時たすけあいネットワーク」の構築に向けて活用している。

は行

パーソナルサポート（P.16）

複数の福祉的な課題を抱えている当事者に寄り添い、その人の支援に対する関係者や関係機関の連携の輪を広げ、さまざまな制度や取り組みを全体的に捉えて、包括的・継続的に支援していく体制。

伴走型支援※（P.21）

支援者が、課題を抱えた一人ひとりの想いに寄り添いながら進める支援。

評議員会（P.23）

社会福祉法人の議決機関。地域住民や福祉関係者の声を運営に反映させるための機関。社会福祉法人制度改革が行われ、平成 29（2017）年 4 月 1 日より、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することとなっている。

ファミリーサポートセンター（P.17）

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支えあう組織。

福祉委員※（P.21）

学区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアとともに、住みよい福祉のまちづくりと進めるため、身近な地域の見守り、声かけ、支えあい、助けあい活動を行っている。

福祉課題※（P.38）

この計画では、市民が日々の生活の中で抱えているさまざまな問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

ふれあい給食サービス※（P.52）

ひとり暮らし高齢者などへ、学区社会福祉協議会や地域の各種団体、ボランティアが協力してお弁当を配食したり、会食会を行い、地域の交流を図る事業。

ふれあいサロン※（P.22）

公民館や自治会館などの地域の身近な場所で、定期的に集まり、レクリエーションなどを通して交流を図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。民生委員児童委員や福祉委員、地域のボランティアなどを中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等対象を広げつつある。

ふれあいセンター※（P.80）

市民の福祉の増進及び交流の促進を図るため、平成 24（2012）年４月から市内５箇所に設置される機関。

法人後見事業（P.44）

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。

保健福祉ブロック※（P.29）

高齢者が利用しやすいよう保健福祉サービスが効率的に提供できる範囲（平成 12（2000）年において、おおむね人口５万～7 万人、圏域半径 4km 以内）を基本として生活圏に考慮しながら区分するもの。７ブロックを設定する。

ボランティアコーディネーター（P.43）

市民のボランタリーな活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフのこと。

ボランティアセンター※（P.55）

大津市ボランティアセンターは、社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、市社協に設置されており、「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」などの相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催など、さまざまな面からサポートしている。

ボランティア交流コーナーでは、ボランティア情報の閲覧や情報交換、ミーティングなど、自由に利用できる。ボランティアセンターの事業としては、「ボランティアに関する相談・調整」「ボランティア講座の開催」「ボランティアグループの活動支援」「ボランティア保険の加入」「啓発事業」などを行っている。

ま行

民児協（P.20）

すべての民生委員児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属し活動をしている。民児協は、一人ひとりの民生委員児童委員を会員とする民生委員法に基づいた組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たしている。それぞれの民児協は互選により決定された代表者（会長）のもと、課題別の委員会・部会を設置するなどにより組織的な活動も行っている。

民生委員児童委員（P.10）

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

要介護認定者（P.8）

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある（要介護者）と認定された方。

要配慮者（P.1）

平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。

要保護児童（P.16）

地域協議会の対象児童は、児福法第６条の３に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

ら行

療育手帳（P.74）

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

第3次大津市地域福祉計画

第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 29（2017）年３月
発　行：大津市・大津市社会福祉協議会

編集　大津市　福祉子ども部　福祉政策課
〒520-8575　滋賀県大津市御陵町３番１号
電話　077-528-2740　FAX　077-523-0412
Mail　otsu1405@city.otsu.lg.jp
URL　http://www.city.otsu.lg.jp

編集　社会福祉法人　大津市社会福祉協議会
〒520-0047　滋賀県大津市浜大津４丁目１番１号
電話　077-525-9316　FAX　077-521-0207
Mail　info@otsu-shakyo.or.jp
URL　http://otsu-shakyo.or.jp/